

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

(1) 風水雪害等、事故災害、震災対策

ア 彦根市

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
彦根市 (彦根市役所) (彦根市消防本部 (署)・(団)) (彦根市立病院) (彦根市教育委員会)	1 彦根市防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 市域における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集・伝達および被害調査 8 水防、消防その他の災害防除と拡大防止 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示、避難者の誘導および避難所の開設の指示 11 災害時における交通、輸送の確保 12 災害時における保健衛生の措置 13 被災児童、生徒等の応急教育等の文教対策 14 災害対策要員の動員、雇上げ 15 被災施設の復旧、被災産業に対する融資等の災害復旧の実施 16 災害時におけるボランティアの受け入れ対策 17 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に関する業務 18 その他市の所管事務の防災対策に関すること。

イ 滋賀県

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県 (滋賀県庁) (湖東土木事務所)	1 滋賀県防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集・伝達および被害調査 8 水防、その他の応急処置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示、並びに避難所開設の指示 11 災害時における交通規制および輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童、生徒等の応急教育 14 災害復旧の実施 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害時におけるボランティアの受け入れ対策

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県警察本部 (彦根警察署)	1 警備体制の確立 2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止 4 交通規制の実施および緊急交通路の確保 5 行方不明者の搜索、遺体の検視 6 被災地および避難場所の警戒 7 その他警察本部長が必要と認める活動

ウ 自衛隊

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
陸上自衛隊 (今津駐屯地) (大津駐屯地)	1 災害派遣計画の作成 2 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

エ 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近畿財務局 (大津財務事務所)	1 公共土木等被災施設の査定の手配 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害時における金融機関等の緊急措置の指示・要請 4 国有財産の無償貸付等
近畿農政局 (滋賀県拠点)	1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん、指導 5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7 災害時における主要食料の供給
滋賀森林管理署	1 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2 国有保安林、保安施設等の保全 3 森林火災対策 4 災害応急対策用材（国有林材）の供給 5 国有林野における災害復旧
近畿経済産業局	1 電気およびガス施設の保安確保対策の指導 2 被災事業者の業務の振興、正常運営の確保 3 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正価格、安定的供給の確保
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 火薬類、高圧ガス、電気およびガス施設、危険物等の保安確保対策の指導 2 鉱山の保安に関する業務の指導監督 3 鉱山の応急対策に関する技術指導
近畿運輸局	1 所管する交通施設および設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

第2部 防災の体制に関する資料
1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る） および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援、助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	1 電波の監理、ならびに有線電気通信の管理 2 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3 非常通信協議会の育成・指導 4 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 5 災害時における非常通信の確保ならびに運用監督
滋賀労働局	1 工場、事業場（鉱山関係は除く）における労働災害防止のための指導 2 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 3 被災者の労災保険給付に関する対応 4 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所 彦根維持出張所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 5 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 6 直轄公共土木施設の復旧に関すること

オ 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東海旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株) (彦根駅)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話(株)	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧
日本銀行	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 (滋賀県支部)	1 日赤医療施設の保全 2 災害救助等の協力、奉仕者との連絡調整 3 災害時における医療、助産等救護の実施 4 義援金品の受領、配分および募金に関すること。
日本郵便株式会社	1 郵便物の送達の確保および郵便局の窓口業務の維持 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 3 被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災地あての救助用郵便物の料金免除 5 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 6 民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分 7 郵便貯金業務および簡易保険業務の非常取扱い 8 病院等による医療救護活動 9 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動 10 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の設置・貸与などの対策 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
中日本高速道路株式会社 (彦根保全・サービスセンター)	1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災施設の復旧
独立行政法人 水資源機構	1 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧
日本通運(株) (彦根支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力送配電(株)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
大阪ガスネットワーク(株) (京滋事業部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧

カ 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近江鉄道(株)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3 被災鉄道施設の復旧
滋賀県バス協会 琵琶湖汽船(株) 滋賀県トラック協会	1 災害時における自動車、船舶等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
滋賀県土地改良 事業団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
滋賀県医師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力
(株)京都放送 (滋賀総局) びわ湖放送(株)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品等の募集配分

キ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
農業協同組合 農業共済組合 土地改良区 森林組合 漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2 農林水産関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3 被災農林漁業者に対する融資およびあっせん 4 被災農林漁業者に対する生産資材の確保、あっせん
商工会議所	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力
観光協会	1 災害時における観光客の救助・避難誘導 2 観光客用救助物資の確保および配布
高压ガス・危険物等 関係施設の管理者	1 災害時における危険物等の保安措置およびガス等燃料の安定供給
新聞社等の報道 関係機関	1 県民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
エフエムひこねコミュニティ放送(株)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品等の募集配分
彦根市社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動の支援 2 要配慮者の避難支援への協力

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

(2) 原子力災害対策

原子力防災に関し、市および消防機関等の処理すべき事務または業務は、＜風水雪害等、事故災害、震災対策＞の処理すべき事務または業務の大綱を基礎とし、次表のとおりとする。

ア 彦根市

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
彦根市 (彦根市消防本部 (署)・(団)) (彦根市立病院) (彦根市教育委員会)	1 関係周辺市の応援 2 避難誘導の援助 3 広域避難所の開設 4 広報 5 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務

イ 滋賀県

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県 (滋賀県庁) (湖東土木事務所)	1 滋賀県防災会議に関する事務 2 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 3 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 4 原子力防災専門官との連携 5 原子力防災に関する組織の整備 6 原子力防災に関する知識の普及および情報共有 7 原子力防災に関する教育・訓練 8 通信・連絡網の整備 9 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 10 環境条件の把握 11 災害状況の把握および伝達 12 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務 13 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 14 広報 15 住民の退避・避難、立入制限等 16 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 17 緊急時医療措置に関する事務 18 飲食物等の摂取制限等 19 緊急輸送および必要物資の調達 20 飲食物および生活必需品の供給 21 職員の被ばく管理 22 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ 23 災害救助法の適用 24 義援金、義援物資の受入れおよび配分 25 広域応援の要請および受入れ 26 ボランティアの受入れ 27 汚染の除去等 28 各種制限措置の解除 29 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 30 風評被害等の影響の軽減 31 住民相談体制の整備 32 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 33 心身の健康相談体制の整備 34 物価の監視 35 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 36 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県警察本部 (彦根警察署)	1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け 3 交通の規制および緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 5 警察職員の被ばく対策 6 その他原子力災害警備に必要な措置警備体制の整備

(3) 防災関係機関各社の対策

ア 関西電力送配電(株)

(ア) 応急対策

a 突発的災害時の体制確立

地震等による突発的災害が発生した場合には、規模その他の状況により、応急対策を推進するための体制を確立し、直ちに応急措置を講ずる。

b 災害時における情報連絡

(a) 災害発生時において、的確な被害情報等の把握および復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。

(b) 災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関ならびに協力会社等との連絡体制を確立する。

c 要員の確保

(a) 対策組織要員の確保

- ・ 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。
 - ・ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
- なお、供給区域内において震度6弱以上の自信が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(b) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

d 災害時における広報

(a) 災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ・ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ・ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ・ その他の事故防止のため留意すべき事項。

(b) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

e 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(イ) 復旧対策

a 災害時における復旧用資機材等の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(a) 現地調達

(b) 対策組織相互の流用

(c) 他営業所・他電力会社等からの融通。

b 輸送

復旧災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

c 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

d 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、下記に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧をすることを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

イ 西日本電信電話(株)

(ア) 応急対策

a 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達、応急対策および復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

b 地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

(a) 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）

(b) 通信の確保（ポータブル衛星通信、移動無線車、非常用可搬形デジタル交換装置等の災害対策機器の出動）

(c) 特設公衆電話の設置

(d) 輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

(イ) 通信確保のための応急措置

a 最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従い措置を講じる。

(a) 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関

(b) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、および第1順位以外の国または地方公共団体

(c) 第3順位

第1順位、第2順位に該当しないもの

b 所管通信用建物および電気通信設備に対する応急措置

(a) 通信用建物が被災した場合は、当該建物の継続運用のための応急措置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められた場合は、他の建物の利用または借入等の方

法により、速やかに業務の開始を図る。

- (b) 交換機をはじめとする所内設備および加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に、非常用可搬形デジタル交換装置、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

c 特設公衆電話等の開設

避難場所等に特設公衆電話等を設置し、電話等の利便を図る。

d 通信の利用制限

次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、またはそのおそれがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

- (a) 通信が著しく輻輳する場合
- (b) 通信電源確保が困難な場合
- (c) 回線の安定維持が困難な場合

e 利用者への周知

地震のため、通信が途絶した場合、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ホームページ、テレビ、ラジオ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

- (a) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (b) 災害復旧に対してとられている措置および応急復旧状況等
- (c) 通信の利用者に対し協力を要請する事項
- (d) その他、必要な事項

f 非常・緊急通話の取り扱い

天災、事変その他の緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、予防もしくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について非常・緊急通話を取り扱う。

(ウ) 復旧対策

地震により被災した通信の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事を盛り込んだ復旧工事を次のとおり行う。

- a 原状に復する工事を行う。
- b 被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

ウ 大阪ガスネットワーク(株)

(ア) 応急対策

a 情報の収集・伝達

(a) 被害状況の把握

関係防災機関との連絡を密にして情報を収集し、また無線車を配置してガス施設の被害状況を調査する。

(b) 関係先への伝達

各事業所は、防災関係機関に対し、所管施設の被害状況、応急対策実施状況、その他各種の情報について必要な報告および連絡を行う。

b 応急対策人員の確保

- (a) 地震の突発性に即応できるよう、応急対策(工事に)従事可能な人員を、請負業者も含めて把握しておく。
- (b) 地震時における組織的動員と連絡体制を確立するとともに、請負業者に応援を求める場合の連絡体制についても確立しておく。
- (c) 休日および勤務時間外において、地震を覚知した場合は直ちにテレビ、ラジオ等で地震情報の把握に努め、震度5弱以上の場合には自動的に出社する。
- (d) 休日および勤務時間外の地震等突発的災害により、出社、連絡が不可能となった場合、社員は、指定場所に出社して、救援、復旧等の組織活動を行う。

c 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるために必要があるときは、利用者および地域住民に対し、広報車、工作車に装備した広報設備、またはテレビその他の報道機関により、ガス施設の災害に関する各種の情報を広報する。

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

d 防護保全対策

他工事現場の特別見回りと、防護強化等地域・場所別に重点巡視、警戒等を行う。

e 二次災害防止とガス供給の確保

二次災害防止のためのガスの供給停止判断は、地震計情報、巡回点検等により判明した被害情報から停止を行う。

また、供給停止は、原則として事前に設定したミドルブロック単位に被害地区について行うことにより、ガスの遮断区間を最小限に食い止める。

(イ) 復旧対策

ガス供給の早期復旧のため、導管修繕体制、顧客供給復旧体制、広域広報手段等について策定する。

a 大規模な災害により、単独事業所で復旧することが困難な場合は、被害をまぬがれた事業所からの応援体制を運用する。

b 災害復旧計画の策定および実施にあたっては、被災状況に応じて効果的に実施する。

c 復旧配管に必要な機材の備蓄に努める。

d 被災区域が大きく、利用者に対する供給復旧に日数を要する場合は、テレビ等の報道機関を通じて復旧状況を広報する。

エ (社)滋賀県エルピーガス協会

(ア) 緊急時の初動体制、連絡通報体制

a 液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保および保安教育の徹底を図るとともに、大規模地震によるガス漏れ事故等発生時における緊急出動体制および災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

b 消防機関および関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図る。

(イ) 現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所および範囲を検知し、ガス災害防止のためガスの供給停止等の必要な措置をとる。

(ウ) ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止または消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合は、消防機関がガスの供給遮断を行うものとする。

a 火災が延焼拡大中であること。

b 震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。

c 漏洩箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

(エ) ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に周知徹底を図るものとする。

(オ) ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給再開を行うものとする。なお、この場合、消防機関と協議するものとする。

(カ) 現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関はこれに協力するものとする。

(キ) 警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100 メートルの範囲）および爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25%を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

(ク) 広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

(ケ) 避難措置等の指示および解除

市長（市本部長）および警察等は、必要に応じ、第 6 章「避難対策」に従って避難勧告を行うものとする。

(コ) 民間業者との協力体制

現在、協定の締結を行っている業者は下記のとおりである。

オ 西日本旅客鉄道(株) (彦根駅)

災害発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故および災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

(ア) 応急対策 (西日本旅客鉄道株式会社京都支社 (彦根駅))

a 地震時の運転規制基準と警備

(a) 運転規制値

運転規則	
速度制限	運転見合わせ
地震計が震度4 (40ガル以上) を示したとき。 (標準) 規制範囲内を初列車は15km/h以下 初列車が到着し異常がなければ次列車 以降異常なしの通報があるまで45km/h以下	地震計が震度5弱 (80ガル以上) を示したとき。 (標準) 規制範囲内には列車を進入させない 規制区間内を通過中の列車は速度15km/h 以下で最寄駅に到着、運転中止 運転再開は左記と同様

(b) 震度4以上の地震が発生したとき、次により線路等の点検、巡回を実施する。

- ・ 震度4の場合、重点警備箇所のスポット巡回と同時に、45km/h以下の速度による列車巡回を行う。
- ・ 震度5弱以上の場合、徒歩による線路巡回を行う。

b 運転事故等が発生したときは、京都支社内に事故対策本部を事故現場に現地対策本部を設置

[事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲]

種別	設置の標準	召集範囲
第1種 体制	・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき	召集可能者の全員 (A召集)
		召集可能者の半数 (B召集)
第2種 体制	・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるときまたは 長時間影響を及ぼすとき	必要最小限の数 (C召集)
	・ その他特に必要と認めたとき	

(注) 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

c 代替交通の確保

被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

カ 東海旅客鉄道(株)

地震発生の場合、新幹線災害時運転規制等取扱細則、新幹線運転事故および災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

(ア) 応急対策

a 地震発生により、ユレダスが作動した場合、あらかじめ制定した巡回パターンにより安全を確認する。ユレダスの地震被害発生予想(地震強度)により巡回パターンを4段階(甲、乙、丙、丁)とし、全線巡回(甲)、部分巡回(乙)、搭乗巡回(丙)としている。なお、運転再開は、段階的な方法をとる。

b 災害対策本部の設置

地震の発生により感震機が作動し、列車が停止した場合は、地震の規模および感震機作動の範囲により、関西支社および現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

の諸手配、災害の調査等を行う。

c 社員の非常召集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、あらかじめ制定した非常召集計画に基づき、非常召集を行う。

d 関係箇所長は、次のような計画を策定し、応急復旧体制を確立している。

(a) 関係社員の非常召集計画

(b) 応急復旧用資材の所在、および数量の把握

(c) 関係業者へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握

(d) 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握

(e) その他、関係機関への連絡、方法等の確立

e 代替交通の確保

被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

(イ) 対策本部および復旧本部の設置等

対策本部および復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議のうえ決定し、本部長の承認を得るものとする。

(ウ) 対策本部の業務

対策本部は、事故に対する救援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮およびその他の業務を行うものとする。

(エ) 復旧本部の業務

復旧本部長は、事故が発生したときは直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。

[事故対策本部等の種別、設置標準および召集範囲]

種別	設置の標準	召集範囲
第1種 体制	・ 重大な列車事故が発生したとき ・ 旅客が死亡したとき ・ 多数の負傷者が生じたとき ・ 主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・ 特に必要と認めたとき	召集可能者の全員 (A召集)
		召集可能者の半数 (B召集)
第2種 体制	・ 列車事故が発生したとき ・ 本線が長時間不通となるおそれがあるときまたは長時間影響を及ぼすとき	必要最小限の数 (C召集)
	・ その他特に必要と認めたとき	

(注) 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。

(注) 上記を標準として関係室課長および駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

キ 近江鉄道(株)

災害が発生した場合、運転取扱心得ならびに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

(ア) 応急対策

a 地震発生時の運転規制と警戒

(a) 震度計が40ガル(震度3)以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士ならびに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。

(b) 震度計で40ガル～80ガル(震度4)以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長並びに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、25km/h以下の速度で対向列車のある駅または先行列車のあった駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。

(c) 震度計が80ガル(震度5弱)以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、全線にわたり線路、施設等の点検を行う。

b 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本

部を設置する。

c 本部の任務内容

本部は次の業務を行う。

- (a) 情報の収集・伝達
- (b) 職員の非常召集
- (c) 災害箇所の調査、報告
- (d) 救護活動の支援
- (e) 応急復旧用の資材調達
- (f) 振替輸送および代行輸送の手配

(4) 自衛隊災害派遣要請関係

ア 自衛隊災害派遣要請の範囲

(ア) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(イ) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）

(ウ) 遭難者等の搜索、救助

行方不明者、負傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

(エ) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込みおよび運搬

(オ) 消防活動

利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力

(カ) 道路または水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等

(キ) 応急医療、救護および防疫

被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等（薬剤等については市で準備）

(ク) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

(ケ) 人員および物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送

(コ) 炊飯および給水支援

被災者への炊飯、給水支援

(サ) 救援物資の無償貸付または譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による

(シ) 危険物の保安および除去

火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置および除去

(ス) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

第2部 防災の体制に関する資料

1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

イ 自衛隊災害派遣部隊の活動範囲

区分	活動範囲
即時および応急救 援活動 (災害発生直後、人 命救助第一義とし て即時に行う救助 活動)	(ア) 偵察、連絡活動 空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供 (イ) 救出、救助、避難支援等 被災者の搜索救助および避難路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援 (ウ) 緊急輸送 患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 (エ) 消火活動 利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力 (オ) 資料提出および広報活動 県本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力 (カ) 危険物の保安および除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
組織的救援活動 (即時および応急 救援活動に引続き 被害状況の概要が 判明し派遣部隊の 主力をもってする 組織化された救助 活動)	(ア) 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 (イ) 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 (ウ) 架橋活動 応急橋りょうの構築 (エ) 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において各種有・無線活動支援 (オ) 医療、救護活動 応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送 (カ) 炊飯および給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援 (キ) 救援物資の無償貸付または譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」(昭和37年総理府令第1号)による。 ただし、譲与は、市本部、県本部、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。
その他	要請に基づき、自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

(5) 各種法令に基づく従事命令等

ア 命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団員、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業 (災害救助を除く。)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	県知事
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項 災害対策基本法第65条第2項 災害対策基本法第65条第3項	市長 警察官 派遣を命じられた部隊等の自衛官
危害防止措置	従事命令	警察官職務執行法第4条第1項	警察官

イ 命令の従事対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者または水防の現場にいる者
災害対策基本法による 市長、警察官等の従事命令	区域内に居住する者または当該応急措置を実施すべき現場にいる者
警察官職務執行法による 警察官の従事命令	その場に居合わせた者、その物件の管理者
災害対策基本法および 災害救助法による知事 の従事命令	1. 医師、歯科医師または薬剤師 2. 保健師、助産師または看護師 3. 土木技術者または建築技術者 4. 大工、左官またはとび職 5. 土木事業者または建築事業者およびこれらの者の従事者 6. 鉄道施設管理者およびその従事者 7. 自動車運送事業者およびその従事者
災害対策基本法および 災害救助法による知事 の協力命令	救助を要する者およびその近隣の者等

2 応援協定

(1) 彦根市における災害時協定締結機関一覧

ア 官公庁

番号	機関名称	内容
1	大垣市	災害時における相互応援協定
	長浜市	
2	水戸市	災害時における相互支援協定書
	高松市	
3	佐野市	災害時における相互支援協定書
4	滋賀県市長会	災害時における相互応援協定書
5	湖東定住自立圏（1市4町）と鳥取県中部定住自立圏（倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）の災害協定	災害時における相互支援協定
6	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申し合わせ

イ 民間

番号	機関名称	内容
1	彦根市内郵便局	災害時等における「彦根市」と「彦根市内郵便局」との相互協力に関する覚書
2	彦根商店街連盟	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
3	株式会社平和堂	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
4	生活協同組合コープしが	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
5	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
6	株式会社ユタカファーマシー	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
7	株式会社カインズ	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
8	株式会社ベイシア	災害時における生活物資の確保および調達に関する協定書
9	コカ・コーラウエスト株式会社	災害時における飲料の提供等の協力に関する協定書
10	イオンタウン株式会社 イオンビッグ株式会社	災害時における被災者に対する防災活動効力に関する協定書
11	エフエムひこねコミュニティ放送（株）	緊急放送の実施に関する協定書
12	日本郵政株式会社かんぽの宿彦根 （現：株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント）	災害時における協力に関する協定
13	彦根市管工設備工事協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
14	彦根水道協同組合	上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書
15	滋賀県建設業協会彦根支部	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書
36		災害時における下水道施設復旧支援協力に関する協定書

第2部 防災の体制に関する資料
2 応援協定

番号	機関名称	内容
16	滋賀県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書
17	一圓テクノス株式会社	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書
18	1市4町と6商工会の災害協定 (彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町と稲枝商工会・愛知川商工会・秦荘商工会・豊郷町商工会・甲良町商工会および多賀町商工会)	災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書
19	(社)滋賀県エルピーガス協会彦根支部・犬上支部・愛知支部 (現:一般社団法人滋賀県LPガス協会)	災害時におけるエルピーガス設備の応急復旧の応援に関する協定書
20	滋賀県造園協会北地区 (現:一般社団法人滋賀県造園協会北地区)	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書
21	公益社団法人彦根青年会議所	災害時等における物資の供給協力に関する協定書
22	株式会社 エコシティサービス	災害時の上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定書
23	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書
24	湖東生コン協同組合	災害時における消火水等の供給協力に関する協定書
25	彦根市浄化槽業者協議会	災害時におけるし尿および浄化槽汚泥の処理等の支援に関する協定書
26	一般社団法人 彦根医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
27	彦根歯科医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
28	一般社団法人 彦根薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
29	昭和電工マテリアルズ株式会社 (現:株式会社レゾナック 彦根川瀬事業所)	消防活動の支援に関する協定書
30	株式会社ブリヂストン彦根工場	消防活動の支援に関する協定書
31	株式会社中通	災害時における物流業務に関する協定書
32	一般社団法人 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会	災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定
33	新江州株式会社 セツカートン株式会社	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定
34	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する協定
35	大栄環境ホールディングス株式会社	災害廃棄物の処理に関する基本協定
37	滋賀県葬祭事業協同組合	災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定

番号	機関名称	内容
38	関電サービス株式会社	防災情報表示付き電柱広告に関する覚書
39	ファーストメディア株式会社	防災情報等の提供に関する協定
40	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定
41	大阪ガス株式会社（現：大阪ガスネットワーク株式会社）	災害時における情報提供に関する協定 災害時における応急措置を実施するための拠点の使用に関する協定
42	滋賀日産自動車株式会社 日産自動車株式会社	災害時における電気自動車による電力供給に関する協定
43	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定
44	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定
45	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
46	アンダーツリー株式会社	災害時における駐車場の一時使用に関する協定
47	株式会社コスモス薬品	災害時における物資供給に関する協定
48	彦根市浄化槽業者協議会 滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における救援活動の支援に関する協定書
49	株式会社一圓興産	災害時における協力に関する協定
50	株式会社プロクルー	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
51	株式会社ライズ	災害時等における無人航空機の運用に関する協定
52	ジャパンレンタルアソシエーション	災害時における什器・備品等の供給に関する協定書
53	中北薬品株式会社	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
54	関西電力送配電株式会社	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書
55	株式会社エムランド	災害時におけるキャンピングカーの無償提供に関する協定
56	株式会社平和堂	災害時の消防活動における支援協力に関する協定書
57	アイリスオーヤマ株式会社	災害時における生活関連物資の供給に関する協定書
58	福山通運株式会社彦根営業所	災害時における物資輸送等に関する協定
59	株式会社清水合金製作所	災害時における浄水装置による応急給水の協力に関する協定
60	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部	災害時における協力に関する協定
61	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

第2部 防災の体制に関する資料
2 応援協定

番号	機関名称	内容
62	パナソニックホールディングス株式会社	災害時における生活物資の供給等に関する協定書

3 関係機関の連絡先等

(1) 放送各社の連絡先

エフエムひこねコミュニティ放送(株)	彦根市立花町 6 番 19 号	TEL 30-3355 FAX 27-3986
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3-30	TEL 077-522-5101 FAX 077-521-0785
びわ湖放送(株)	大津市鶴の里 16-1	TEL 077-524-0151 FAX 077-524-0412
(株)エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10 リンクスビル	TEL 077-527-0814 FAX 077-527-0840

(2) 鉄道各社の連絡先

西日本旅客鉄道(株)彦根駅	彦根市古沢町	TEL 23-0313 FAX 23-8654
近江鉄道(株)本社	彦根市駅東町 15-1	TEL 22-3301 FAX 23-8418
東海旅客鉄道(株)関西支社	大阪市淀川区西中島 5-5-15	TEL 06-6302-5037 FAX 06-6302-5039

(3) ライフライン各社の連絡先等

ア 関西電力送配電(株)の連絡先

関西電力送配電(株)	大津市におの浜四丁目 1 番 51 号	TEL (0800)777-3081 FAX (077)527-5809
------------	---------------------	---

イ 大阪ガスネットワーク(株)の連絡先

平日 昼間	大阪ガスネットワーク(株)京滋 事業部 導管計画チーム	京都市下京区中堂寺栗田町 93	TEL 075-315-8942 FAX 075-315-8993
休日・ 祝日・ 夜間	大阪ガスネットワーク(株)京滋 事業部 対策室	京都市下京区中堂寺栗田町 93	TEL 075-315-5593 FAX 075-315-8911

ウ NTT 西日本(株)の連絡先

NTT 西日本滋賀支店	大津市浜大津 1 丁目 1 の 26	TEL 077-510-0961 FAX 077-510-0959
-------------	--------------------	--------------------------------------

第2部 防災の体制に関する資料

3 関係機関の連絡先等

(4) その他

ア 協力プレハブメーカー・団体等

団体・業者名	所在地	備考
社団法人プレハブ建築協会	東京都千代田区神田小川町 2-3-13	
社団法人滋賀県建設業協会	大津市におの浜 1 丁目 1-18	

イ 日本赤十字奉仕団

奉仕団名	所在地	委員長名	団員数	備考
彦根市赤十字奉仕団	平田町 670	大久保 則雄	270	

ウ 彦根市地域婦人団体連絡協議会

奉仕団名	所在地	委員長名	会員数	備考
彦根市地域婦人団体連絡協議会	尾末町 1-38	小菅 綾子	150	

エ 棺の調達先

業者名（調達先）	所在地	電話	最大調達数
㈱公益社彦根本社	彦根市西今町 939	22-5000	30

4 自主防災組織関係

(1) 区別の自主防災組織状況（連合含む）

小学校区	自主防災組織 設置数	小学校区	自主防災組織 設置数	小学校区	自主防災組織設置 数
城東	14	平田	3	河瀬	11
城西	13	城南	11	亀山	14
金城	12	城陽	13	稲枝東	14
城北	9	若葉	5	稲枝北	11
佐和山	17	鳥居本	22	稲枝西	8
旭森	9	高宮	19	市全体	205

（令和6年4月1日現在）

(2) 自主防災組織一覧（届出順）

番号	自主防災組織名	結成年月日
1	本町三丁目防災会	昭和59年2月27日
2	松田防災会	昭和59年2月1日
3	栄町一丁目防災会	昭和59年6月17日
4	幸町防災会	昭和59年6月24日
5	北芹川防災会	昭和59年6月23日
6	城町二丁目防災会	昭和59年9月1日
7	高宮町東出自主防災会	昭和59年8月25日
8	沼波町防災会	昭和59年12月9日
9	元岡町防災会	昭和59年12月9日
10	古沢町東山防災会	昭和60年5月27日
11	仏生寺町防災会	昭和61年4月12日
12	大藪団地第2部自主防災会	昭和62年3月1日
13	金城団地自治会防災会	昭和62年8月5日
14	大藪町防災会	昭和61年6月1日
15	原町自主防災会	昭和62年6月28日
16	鳥居本町上町防災会	昭和63年4月1日
17	楡町防災会	昭和63年8月8日
18	肥田町防災会	平成元年1月10日
19	出路町防災会	平成元年2月15日
20	東清崎町防災会	平成元年2月17日
21	三津屋町防災会	平成元年2月18日
22	松原町防災会	平成元年2月22日
23	新海町防災会	平成元年2月26日

第2部 防災の体制に関する資料

4 自主防災組織関係

番号	自主防災組織名	結成年月日
24	田附町防災会	平成元年3月1日
25	広野町防災会	平成元年7月29日
26	服部町防災会	平成元年8月3日
27	開出今町防災会	平成元年8月26日
28	三津町防災会	平成元年10月1日
29	清崎町ニュータウン防災会	平成2年1月1日
30	本庄町防災会	平成2年4月1日
31	薩摩町防災会	平成2年5月26日
32	南三ツ谷町防災会	平成2年6月24日
33	上稲葉町防災会	平成2年8月5日
34	普光寺町防災会	平成2年10月1日
35	野田山町防災会	平成3年8月1日
36	葛籠町防災会	平成3年9月30日
37	南稲部町防災会	平成4年9月1日
38	宮田町馬場自主防災会	平成5年2月1日
39	茂賀町防災会	平成5年5月15日
40	川瀬馬場・野口防災会	平成7年4月1日
41	船町第2部防災会	平成7年7月1日
42	船町第3部防災会	平成7年7月10日
43	船町第1部防災会	平成7年7月13日
44	安食中町防災会	平成7年8月6日
45	高宮町大北防災会	平成8年1月7日
46	下稲葉町防災会	平成8年2月1日
47	柳川町防災会	平成8年3月1日
48	日夏町寺村町防災会	平成8年3月1日
49	笹尾町防災会	平成8年4月1日
50	本町二丁目防災会	平成8年3月1日
51	栄町二丁目防災会	平成8年4月1日
52	芹橋二丁目自主防災会	平成8年4月15日
53	松原ニュータウン防災会	平成8年4月15日
54	本町一丁目防災会	平成8年4月26日
56	下後三条町防災会	平成8年5月25日
57	平田町西防災会	平成8年6月7日
59	亀山ニュータウン第3期防災会	平成8年9月24日
60	芹町防災会	平成9年1月19日

番号	自主防災組織名	結成年月日
61	中藪一丁目防災会	平成9年4月1日
62	グレーシィ稲枝壺番館自治会自主防災会	平成9年4月1日
63	八坂町防災会	平成9年5月12日
65	物生山町防災会	平成9年5月10日
66	大東町自治会防災会	平成9年10月31日
67	甲崎町防災会	平成10年4月1日
68	鳥居本ニュータウン防災会	平成11年5月7日
69	大堀町防災会	平成11年10月20日
70	古沢町防災会	平成11年11月15日
71	亀山ニュータウン第Ⅰ・Ⅱ期防災会	平成11年11月18日
72	犬方町防災会	平成12年4月3日
73	法士町防災会	平成12年4月20日
74	大藪団地第一部防災会	平成12年7月20日
75	平田大沢防災会	平成12年9月25日
76	尾末町防災会	平成12年12月14日
77	太堂町防災会	平成13年8月7日
78	稲里町防災会	平成13年9月25日
79	房田町防災会	平成13年10月18日
80	西清崎町防災会	平成14年2月12日
81	下石寺町防災会	平成14年3月28日
82	南川瀬町（第1地区）防災会	平成14年5月12日
83	千尋町防災会	平成14年10月7日
84	東沼波町防災会	平成14年10月22日
85	開出今町第3自治会防災会	平成15年5月14日
86	金剛寺町防災会	平成15年5月27日
87	上石寺町防災会	平成15年8月1日
88	中藪西部自治会防災会	平成15年12月1日
89	辻堂町防災会	平成16年4月1日
90	海瀬町防災会	平成16年11月24日
91	新海浜自主防災会	平成17年1月14日
92	日夏町筒井防災会	平成17年1月20日
93	池州町防災会	平成17年5月1日
94	金沢町防災会	平成17年4月1日
95	出町自主防災会	平成17年6月25日
96	宇尾町防災会	平成17年8月1日

第2部 防災の体制に関する資料

4 自主防災組織関係

番号	自主防災組織名	結成年月日
97	新町自主防災会	平成 17 年 8 月 15 日
98	地蔵町自主防災会	平成 17 年 12 月 12 日
99	元町自主防災会	平成 17 年 12 月 1 日
100	野瀬町自主防災会	平成 18 年 4 月 1 日
101	袋町防災会	平成 18 年 4 月 1 日
102	西沼波町自主防災会	平成 18 年 4 月 16 日
103	極楽寺町自主防災会	平成 18 年 7 月 1 日
104	プレステージ竹ヶ鼻自主防災会	平成 18 年 7 月 1 日
105	高根町自主防災会	平成 18 年 7 月 1 日
106	鳥居本、下町自主防災会	平成 18 年 8 月 15 日
107	稲枝町西自主防災会	平成 18 年 8 月 21 日
108	田原町自主防災会	平成 18 年 10 月 1 日
109	日夏町島自主防災会	平成 18 年 10 月 27 日
110	小泉町防災会	平成 19 年 1 月 1 日
111	京町三丁目第四部防災会	平成 19 年 1 月 14 日
112	樋ノ口団地自主防災会	平成 19 年 1 月 20 日
113	上後三条町防災会	平成 19 年 2 月 13 日
114	下西川町自主防災会	平成 19 年 2 月 14 日
115	湖上平地蔵町自主防災会	平成 19 年 4 月 8 日
116	太平団地自主防災会	平成 19 年 6 月 1 日
117	日夏町泉防災会	平成 19 年 8 月 5 日
118	鳥居本上矢倉自主防災会	平成 19 年 12 月 13 日
119	正法寺町自主防災会	平成 19 年 4 月 1 日
120	メイプルタウン自主防災会	平成 20 年 1 月 1 日
121	東内町自主防災会	平成 19 年 11 月 1 日
122	北甲田町自主防災会	平成 19 年 11 月 18 日
123	日夏町中沢自主防災会	平成 20 年 4 月 1 日
124	松原町グリーンハイツ防災会	平成 20 年 4 月 1 日
125	岡町自主防災会	平成 20 年 4 月 1 日
126	旭町第一部自治会自主防災会	平成 20 年 4 月 1 日
127	河原一丁目防災会	平成 20 年 5 月 30 日
128	甘呂町自主防災会	平成 20 年 6 月 5 日
129	山田町自主防災会	平成 20 年 7 月 1 日
130	日の出東町自治会自主防災会	平成 20 年 11 月 2 日
131	百々町自主防災会	平成 20 年 12 月 1 日

第2部 防災の体制に関する資料

4 自主防災組織関係

番号	自主防災組織名	結成年月日
132	中藪町南部自主防災会	平成21年1月11日
133	下岡部町自主防災会	平成21年2月1日
134	小野町自主防災会	平成21年4月1日
135	小田部町自治会自主防災会	平成21年4月26日
136	鳥居本中町自主防災会	平成21年9月1日
137	八坂北町自主防災会	平成22年3月30日
138	日夏町安田自主防災会	平成22年4月1日
139	旧鳥自主防災会	平成22年4月1日
140	レインボータウン南彦根自治会自主防災会	平成22年4月18日
141	稲部町自主防災会	平成22年7月1日
142	西内町自主防災会	平成22年7月1日
143	西山町自主防災会	平成22年7月1日
144	須越町自主防災会	平成22年12月13日
145	高宮町本町自主防災会	平成23年1月23日
146	高宮町新町自主防災会	平成23年1月31日
147	門口町自主防災会	平成23年4月1日
148	高宮五社町自主防災会	平成23年4月1日
149	日の出西町自治会自主防災会	平成23年4月1日
150	中北町自主防災会	平成23年4月1日
151	高宮ニュータウン自主防災会	平成23年4月1日
152	鳥居上町自主防災会	平成23年4月24日
153	前浦町自主防災会	平成23年5月1日
154	高橋町自主防災会	平成23年8月20日
155	高宮町南本町自主防災会	平成23年9月1日
156	七軒町自主防災会	平成23年10月1日
158	西浦町自主防災会	平成23年11月1日
159	御旅町自主防災会	平成23年11月1日
160	宮町自主防災会	平成24年4月1日
161	彦富町自主防災会	平成24年4月1日
162	コモンステージ彦根東自主防災会	平成24年4月1日
163	高宮中町自主防災会	平成24年4月1日
164	日夏ビッグタウン自主防災会	平成24年5月21日
165	金田町自主防災会	平成24年6月1日
166	南金沢防災会	平成24年6月1日
167	長曽根町自主防災会	平成24年8月1日

第2部 防災の体制に関する資料

4 自主防災組織関係

番号	自主防災組織名	結成年月日
168	上西川町防災会	平成24年9月2日
169	中藪二丁目防災会	平成24年10月28日
170	西今町第3区自主防災会	平成24年12月2日
171	西今町第一区自主防災会	平成25年4月15日
172	芹川町大仏防災会	平成25年6月20日
173	松原町千原自主防災会	平成26年4月22日
174	西今町第4区自主防災会	平成26年6月1日
175	小山防災会	平成26年7月6日
176	大山町防災会	平成26年7月6日
177	西今町第2区自主防災会	平成26年8月1日
178	西今町第5区自主防災会	平成26年8月10日
179	上岡部町防災会	平成26年9月1日
180	鳥居本促進住宅自主防災会	平成26年9月1日
181	蓮台寺町防災会	平成26年10月28日
182	日夏町妙楽寺自主防災会	平成27年4月1日
183	マイタウン日夏自主防災会	平成27年4月1日
184	日光ハイツ彦根壱番館自主防災会	平成27年4月1日
185	馬場一丁目防災会	平成27年9月20日
186	馬場二丁目第1部自治会自主防災会	平成28年4月1日
187	「Mプラザ彦根駅前」自主減災委員会	平成28年10月1日
188	佐和山西町自主防災会	平成29年4月1日
189	原町西団地自主防災会	平成29年4月1日
190	パサージュ彦根自主防災会	平成29年4月1日
191	日夏ニュータウン第四自治会自主防災会	平成29年6月10日
192	日夏ニュータウン第一区自治会自主防災会	平成30年4月1日
193	城町一丁目防災会	平成30年4月1日
194	河原三丁目自主防災会	平成30年4月1日
195	レインボータウン日夏自主防災会	令和2年7月1日
196	平田町町内会自主防災会	令和2年4月1日
197	原町東団地自治会自主防災会	令和3年4月1日
198	日夏町五僧田自主防災会	令和3年10月17日
199	安清町自主防災会	令和4年4月17日
200	コモンライフⅡ自主防災会	令和4年9月15日
201	松原町大洞自主防災会	令和5年4月5日
202	立花町自主防災会	令和5年4月9日

第2部 防災の体制に関する資料
4 自主防災組織関係

番号	自主防災組織名	結成年月日
203	コモンライフ正法寺自主防災会	令和5年7月24日
204	コモンタウン南彦根自主防災会	令和5年9月5日
205	野良田町自主防災会	令和6年4月1日
206	山之脇町自主防災会	令和6年4月1日
連合	金城学区自主防災連合会	平成14年11月18日
連合	旭森学区安全・安心推進協議会	平成16年11月23日
連合	鳥居本学区防災推進協議会	平成20年12月1日

(注意1) 番号58(芹橋二丁目第二部防災会)は、番号52(芹橋二丁目第1防災会)と合併したため削除している。(平成19年5月25日)

(注意2) 番号55(芹橋二丁目第4部防災会)および、番号64(芹橋二丁目第3部防災会)は、番号52(芹橋二丁目第1防災会)と合併したため削除している。また、番号52(芹橋二丁目第1防災会)については、芹橋二丁目自主防災会に名称変更された。(平成26年5月1日)

(注意3) 番号157(すずらん自主防災会)は、自主防災組織を解散したため削除している。(令和4年10月1日)

第3部 情報伝達・避難に関する資料

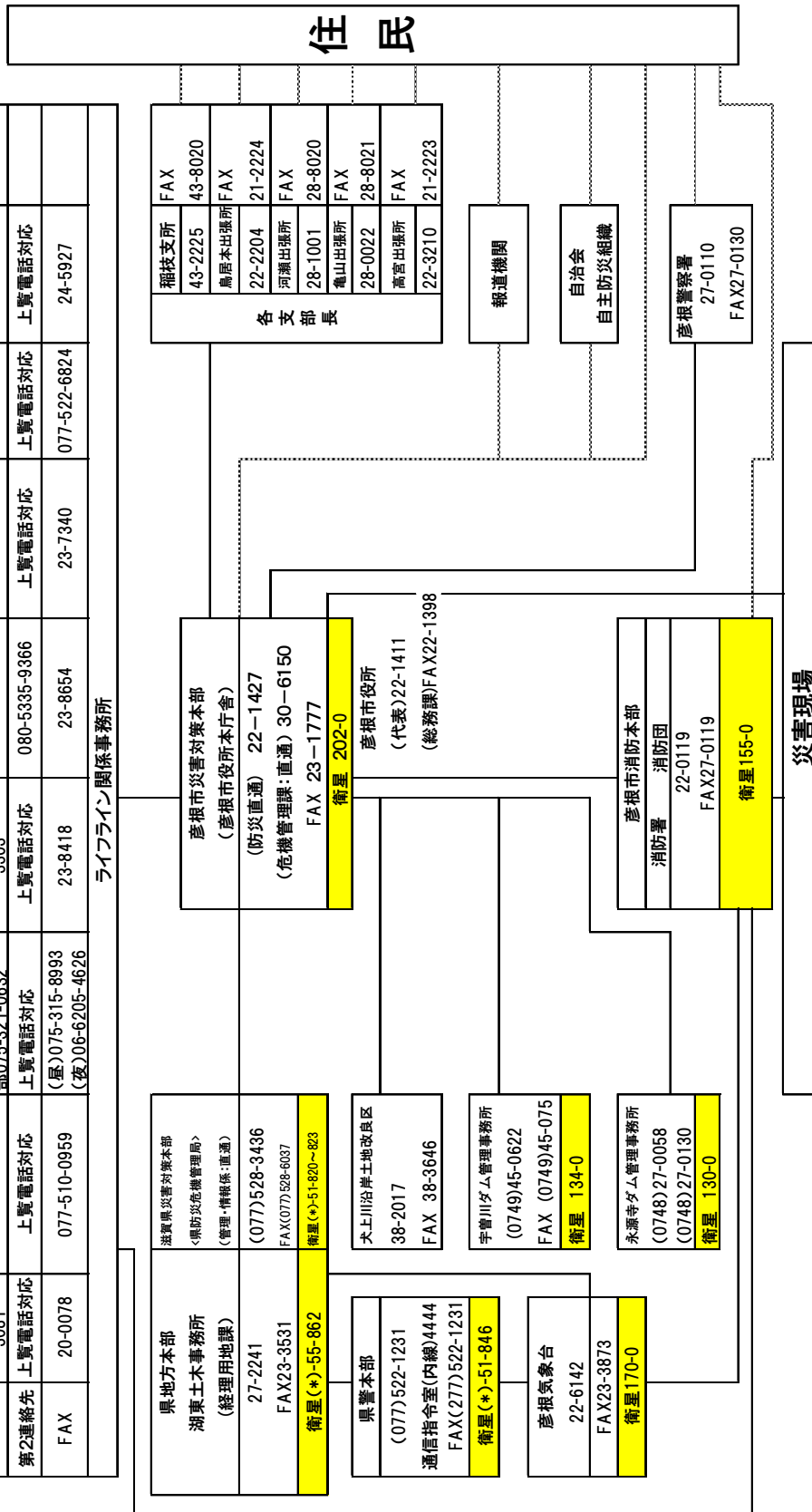
1 彦根市災害通信連絡網

令和5年4月現在

彥根市災害通信連絡網

関係機関	関西電力送配電(株)	西日本電信電話 滋賀支店	大阪ガスネットワーク (株)	近江鉄道(株)	西日本旅客鉄道(株) 彦根駅	中国東洋建設道路(株) 名古屋支社 彦根保安・サービスセンター	国土交通省送 賀国道事務所	日本通電(株)彦 根支店	予備欄
第1連絡先	コールセン ター 0800-777- 3081	設備部 災害対策担当 077-510-0961	(平日夜間)企画総務 チーム075-315-8942 (休日夜間)中央司令 部075-321-0632	総務課 (夜間共通)22- 3303	駅長事務室 (屋夜共通)23-0313	防災対策室26-8867	(屋夜共通) 077-523-1756	総務課 (屋夜共通) 22-5701	
第2連絡先	上覧電話番号対 応	上覧電話番号対 応	上覧電話番号対 応	上覧電話番号対 応	080-5335-9366	上覧電話番号対 応	上覧電話番号対 応	上覧電話番号対 応	
FAX	20-0078	077-510-0959	(昼)075-315-8993 (夜)06-6205-4626	23-8418	23-8654	23-7340	077-522-6824	24-5927	

ライフライン関係事務所



2 彦根市防災行政無線局

(1) 彦根市防災行政無線局呼出名称一覧

無線基地局（市役所4階）

令和6年4月

統制リモコン		携帯型無線機		車載型無線機	
名 称	番 号	名 称	番 号	名 称	番 号
代表統制台	100	グリーンピアひこね	409	集中管理1	522
災害対策本部	101	道路河川課	410、411	集中管理2	523
副統制台	102	建設管理課	412	集中管理3	524
消防本部1	201	都市計画課	413	集中管理4	525
消防本部2	202	上水道工務課	414	集中管理5	526
		下水道建設課	415	集中管理6	527
		教育総務課	416	集中管理7	528
		学校教育課	417	集中管理8	529
		生涯学習課	418	集中管理9	530
携帯型無線機		文化財課	419	稲枝支所	531
名 称	番 号	病院総務課	420	まちづくり推進課	532
危機管理課	402、405、	通信指令課	421	道路河川課1	533
	427、428、	秘書課	431	道路河川課2	534
	435	社会福祉課	432	農林水産課	535
稲枝支所	401	高齢福祉推進課	434		
ライフサービス課	403、404	荒神山自然の家	436		
子ども若者課	406	大藪浄水場	437		
農林水産課	407、408	広報戦略課	438		

(2) 市防災行政デジタル無線設置状況

整備年度	基地局	遠隔 制御器	半固定式 移動局	車載型移 動局	携帯型移 動局	メーカー	形式
平成24年	2	5	65	14	38	パナソニックシステムソリューションズ ジャパン(株)	移動系

3 気象等情報関係

(1) 情報の種類

ア 気象に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報および気象情報	気象庁（彦根地方気象台）	気象業務法
土砂災害警戒情報	滋賀県 気象庁（彦根地方気象台）	土砂災害防止法 気象業務法
指定河川洪水予報	滋賀県 気象庁（彦根地方気象台）	水防法 気象業務法
水防警報	滋賀県	水防法
火災気象通報	気象庁 （彦根地方気象台）	消防法
異常現象	発見者	災害対策基本法

イ 地震に関する情報の種類

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
地震情報	気象庁（彦根地方気象台）	気象業務法
警戒宣言 （東海地震のみ）	内閣総理大臣	大規模地震対策特別措置法
東海地震注意情報 東海地震予知情報	気象庁長官	大規模地震対策特別措置法 気象業務法
南海トラフ地震に関連する情報	気象庁	南海トラフ地震防災対策推進基本計画

(2) 特別警報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和5年6月8日現在）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注）特別警報の発表については、過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づき発表される。

※彦根市水防計画を参照

(3) 警報・注意報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和5年6月8日現在）

彦根市	府県予報区		滋賀県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		湖東	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109
	洪水	流域雨量指数基準	愛知川流域＝37.1、宇曽川流域＝15.6、芹川流域＝17.1、犬上川流域＝23.0、野瀬川流域＝3.4	
		複合基準※1	—	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s
			琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35cm
			山地	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	82	
	洪水	流域雨量指数基準	愛知川流域＝29.6、宇曽川流域＝12.4、芹川流域＝13.6、犬上川流域＝18.4、野瀬川流域＝2.6	
		複合基準※1	愛知川流域＝(9, 12.4)、宇曽川流域＝(9, 13.6)、芹川流域＝(7, 18.4)、犬上川流域＝(5, 2.6)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s
			琵琶湖を除く地域	12m/s
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
			山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上		
	低温	最低気温-5℃以下※2		
	霜	4 月以降の晩霜		
	着氷			
	着雪	24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	90mm	

※1 （表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

- (注) 1 注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。
2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査

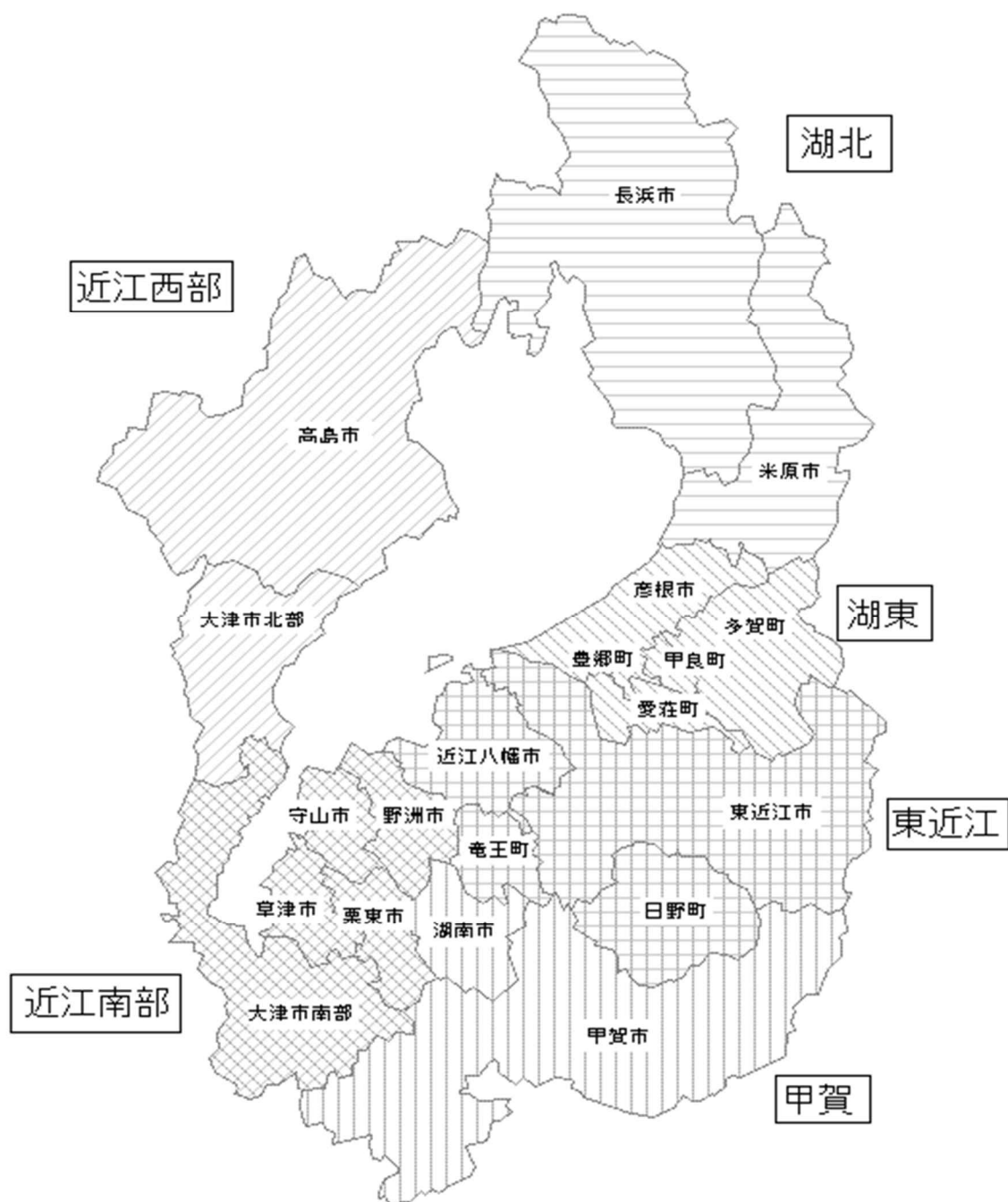
してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

- 3 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

(参考)

- 1 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 2 土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
- 3 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨水、降水短時間予報をもとに、1km 四方の流域ごとに算出する。

(4) 警報・注意報や天気予報の発表区域図

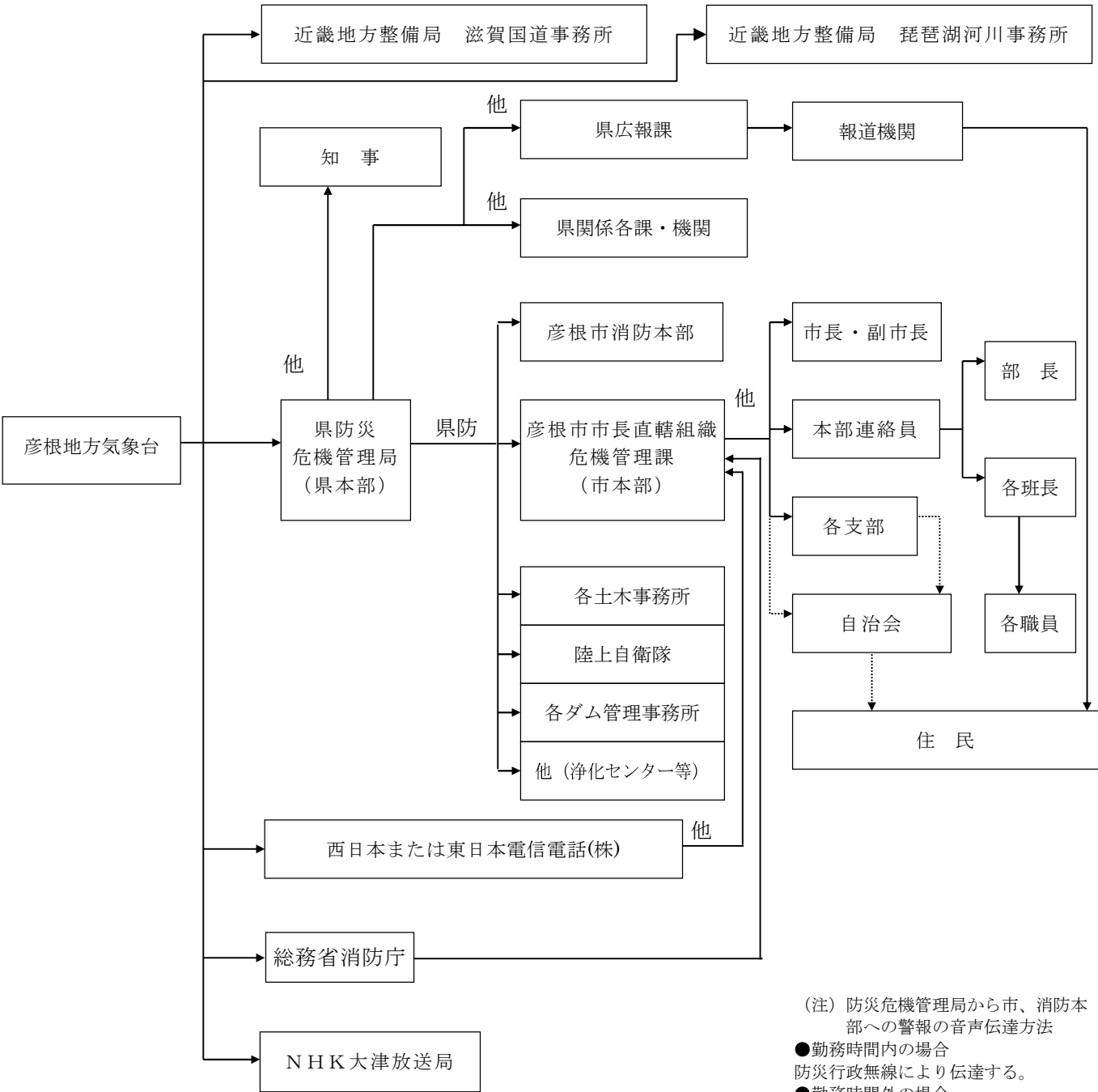


(5) 警報・注意報や天気予報の細分区域一覧表

1次細分区域	市町村等を まとめた地域	市	町
北 部	近 江 西 部	大津市北部、高島市	
	湖 北	長浜市、米原市	
	湖 東	彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町、愛荘町	
南 部	近 江 南 部	大津市南部、草津市、守山市、栗東市、野洲市	
	東 近 江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	
	甲 賀	甲賀市、湖南市	

(6) 気象等の情報伝達系統

県防：県防災行政無線
他：その他



(注) 防災危機管理局から市、消防本部への警報の音声伝達方法
●勤務時間内の場合
防災行政無線により伝達する。
●勤務時間外の場合
防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより宿直者等に伝達する。

(7) 火災気象通報

ア 概要

彦根地方気象台は、消防法の規定により気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として滋賀県知事に通報をする。

イ 火災警報

市長は火災気象通報を受け、必要と認める場合は、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の発表基準

滋賀県の「乾燥注意報」および「強風注意報」の基準と同一。
ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

ウ 乾燥注意報

種類	発表基準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合 最小湿度 40%以下で、実効湿度 65%以下になると予想される場合

(注1) 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(注2) 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報に切替えられる。

(8) 指定河川洪水予報

ア 概要

琵琶湖周辺については、水防法および気象業務法に基づき、彦根地方气象台と滋賀県が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位または流量を示して、これを一般に周知させるため発表するものをいう。

イ 概要

淀川水系琵琶湖氾濫注意情報	氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫危険情報	氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。
淀川水系琵琶湖氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

注) 水位：5 点の平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）

ウ 洪水予報河川

琵琶湖

(9) 水防警報

ア 概要

水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については、水防計画で定める。

本市関係では、愛知川（対象量水標：上流は紅葉橋、下流は御幸橋）が県知事による水防警報を発令する河川に指定されている。

イ 種類および基準

準備	気象状況および上流雨量により、増水のおそれがあると認めたとき、または、対象量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき。
----	---

出動	対象量水標の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量並びに水位により危険の予想されるとき。
解除	水位が水防団待機水位(通報水位)以下になり、水防作業を必要としなくなったとき。

ウ 水位周知河川

観測所名	河川名	位置	自記固定の別	水位				管理者
				水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
御幸橋	愛知川	愛荘町	テレメータ	1.00	1.50	1.75	2.30	湖東土木事務所

(10) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

発表対象地域		滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害発生危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)
発表単位		市町単位（ただし、大津市は大津市北部、大津市南部に分割）
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、実況雨量および気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき。
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予測されるとき。

4 避難関係

(1) 土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準

高齢者等避難 (警戒レベル3)	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌朝早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合で必要と認められるとき
避難指示 (警戒レベル4)	○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度で「非常に危険（薄い紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ○土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報が国土交通省または滋賀県から通知された場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○土砂災害の発生が確認された場合

■県土木防災情報システム（SISPAD）の土砂災害降雨危険度メッシュ情報

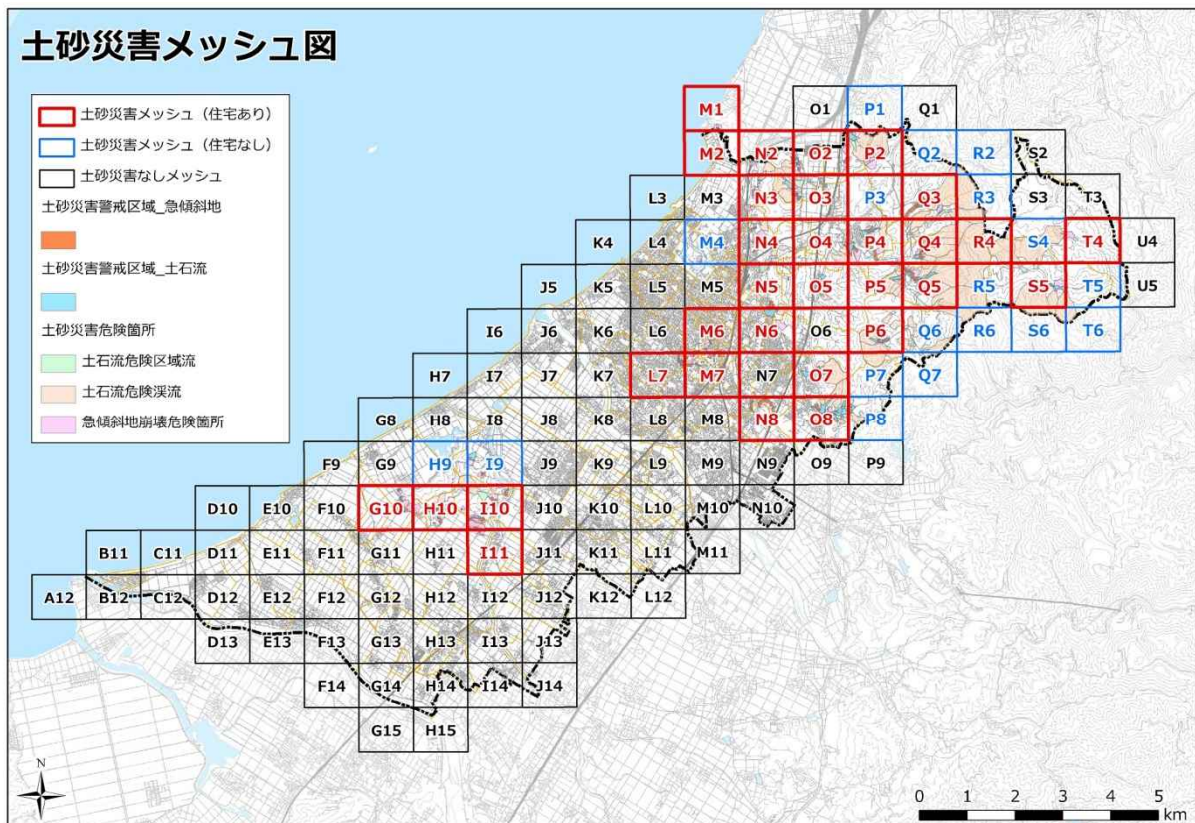
降雨危険度	危険度が示すレベル	内容
Level1	今後の雨量に注意	実況または予想で大雨注意報発表基準の土壌雨量指数を超過
Level2	避難準備開始の目安	実況または予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過
Level3	避難開始の目安	予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過
Level4	土砂災害発生の恐れ大	実況で土砂災害警戒情報発表基準を超過

第3部 情報伝達・避難に関する資料

4 避難関係

【参考】

土砂災害メッシュ(1km)に対する避難対象地域の目安



メッシュ 番号	避難対象地域	メッシュ 番号	避難対象地域
G10	下岡部町、石寺町	03	宮田町
H10	稲里町、下岡部町	04	佐和山町、鳥居本町
I10	稲里町、清崎町、日夏町	05	小野町
I11	稲里町	07	正法寺町
L7	平田町	08	野田山町
M1	松原町	P2	甲田町、中山町
M2	松原町	P4	鳥居本町
M6	芹川町、芹中町、元岡町、後三条町、新町	P5	仏生寺町
M7	芹川町、元岡町、山之脇町、和田町	P6	笹尾町
N2	宮田町	Q3	善谷町、中山町
N3	松原町	Q4	荘厳寺町
N4	古沢町、佐和山町	Q5	仏生寺町
N5	古沢町、里根町	R4	仏生寺町
N6	幸町、里根町	S5	男鬼町
N8	正法寺町、大堀町、地蔵町、東沼波町	T4	武奈町
02	宮田町、甲田町		

(2) 河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準

ア 指定河川（琵琶湖）洪水予報の氾濫に関する避難指示等発令の判断基準

高齢者等避難 (警戒レベル3)	○洪水予報により、琵琶湖平均水位が避難判断水位（0.80m）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ○軽微な浜欠け・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○内水排除流域または非内水排除流域の樋門（琵琶湖へ流入する河川の水門）が閉鎖された場合（発令対象区域を限定する）
避難指示 (警戒レベル4)	○洪水予報により、基準地点の水位が氾濫危険水位（1.15m）に到達したと発表された場合 ○異常な浜欠け・侵食等が発見された場合 ○異常な浜欠け・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門（水門）・ポンプ等の内水排除施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○決壊や越水・溢水が発生した場合

■洪水予報

淀川水系琵琶湖氾濫注意情報	氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫危険情報	氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。
淀川水系琵琶湖氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。

注）水位：5点の平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）

■琵琶湖の水位と避難情報の発令基準

河川名	量水標名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位(100年)	湖岸堤	洪水予報発表者 ※()は通知担当者
		水防団待機	水防団出動	高齢者等避難	避難指示			
琵琶湖	片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝水位観測所の水位を平均した値	—	0.70	0.80	1.15	1.40	2.60	滋賀県および彦根地方気象台（流域政策局長） 大津土木事務所長 南部土木事務所長 東近江土木事務所長 湖東土木事務所長 長浜土木事務所長 長浜土木事務所木之本支所長 高島土木事務所長

第3部 情報伝達・避難に関する資料

4 避難関係

イ 水位周知河川の氾濫に関する避難指示等発令の判断基準（上流域も含めた気象状況予測等を勘案して決定すること）

(ア) 愛知川

高齢者等避難 (警戒レベル3)	○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.75m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 1.50m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 御幸橋地点上流の御河辺橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 愛知川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - ウ 御幸橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が 120mm 以上または時間雨量が 50mm 以上となる場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 2.30m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が避難指示水位である 2.80m に達した場合 ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.75m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 御幸橋地点上流の御河辺橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 愛知川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 - ウ 御幸橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が 120mm 以上または時間雨量が 40mm 以上となる場合） ○愛知川の御幸橋水位観測所の水位が計画高水位である 3.95m に到達するおそれが高い場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○決壊や越水・溢水が発生した場合

(イ) 芹川

高齢者等避難 (警戒レベル3)	○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.00m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 0.90m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 芹川旭橋地点上流の中川原橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 芹川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - ウ 芹川旭橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、2時間累加雨量が 90mm 以上または時間雨量が 40mm 以上となる場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 1.40m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が避難判断水位である 1.00m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 芹川旭橋地点上流の中川原橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 芹川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 - ウ 芹川旭橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、2時間累加雨量が 90mm 以上または時間雨量が 40mm 以上となる場合） ○芹川の芹川旭橋水位観測所の水位が避難指示水位である 1.80m に達した場合

	○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	○決壊や越水・溢水が発生した場合

(ウ) 犬上川

高齢者等避難 (警戒レベル 3)	○犬上川の千鳥橋水位観測所の水位が避難判断水位である 2.00m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○犬上川の千鳥橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 1.70m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 千鳥橋地点上流の檜崎橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 犬上川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - ウ 千鳥橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3 時間累加雨量が 120mm 以上または時間雨量が 50mm 以上となる場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル 4)	○犬上川の千鳥橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 2.30m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○犬上川の千鳥橋水位観測所の水位が避難判断水位である 2.00m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 千鳥橋地点上流の檜崎橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 犬上川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 - ウ 千鳥橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3 時間累加雨量が 120mm 以上または時間雨量が 40mm 以上となる場合） ○犬上川の千鳥橋水位観測所の水位が避難指示水位である 2.55m に達した場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル 5)	○決壊や越水・溢水が発生した場合

(エ) 宇曽川

高齢者等避難 (警戒レベル 3)	○宇曽川の金沢大橋水位観測所の水位が避難判断水位である 2.90m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○宇曽川の金沢大橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2.50m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - ア 金沢大橋地点上流の上枝水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - イ 宇曽川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 - ウ 金沢大橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3 時間累加雨量が 120mm 以上または時間雨量が 50mm 以上となる場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 (警戒レベル 4)	○宇曽川の金沢大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 3.70m に到達し、更に上昇するおそれがある場合 ○宇曽川の金沢大橋水位観測所の水位が避難判断水位である 2.90m を超えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

第3部 情報伝達・避難に関する資料

4 避難関係

	ア 金沢大橋地点上流の上枝水位観測所の水位が急激に上昇している場合 イ 宇曾川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ウ 金沢大橋地点上流で大量または強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、3時間累加雨量が120mm以上または時間雨量が40mm以上となる場合） ○宇曾川の金沢大橋水位観測所の水位が避難指示水位である4.50mに達した場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ○樋門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○決壊や越水・溢水が発生した場合

(3) 避難情報等の発令判断基準水位のまとめ

河川名	量水標名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		
			水防団待機	水防団出動	高齢者等避難	避難指示	避難指示	避難完了 (堤防天端高)
愛知川	御幸橋	愛荘町 愛知川町	1.00	1.50	1.75	2.30	2.80	左岸：3.10 右岸：3.30
芹川	芹川旭橋	彦根市 東沼波町	0.70	0.90	1.00	1.40	1.80	2.18
犬上川	千鳥橋	彦根市 高宮町	0.80	1.70	2.00	2.30	2.55	2.82
宇曾川	金沢大橋	彦根市 金澤町	1.50	2.50	2.90	3.70	4.50	5.35

単位：m

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

(1) 指定緊急避難場所の指定方針

災害の危険が切迫した場合に市民の円滑かつ迅速な立退き避難を確保するために、市は災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を指定緊急避難場所として指定する。

なお、高潮、津波、噴火に伴う火山現象については、本市において想定されていないため、地震以外の災害は、水害（洪水、内水氾濫）、土砂災害（がけ崩れ、土石流および地すべり）を想定し、政令で定める基準に加え、以下の指定基準により指定する。

災害（異常な現象）	指定基準
水害（洪水、内水氾濫）	○おおむね100年に1回の大雨における施設各階の床上浸水被害の有無により判断 ・0～0.5mの浸水：1階使用可 ・0.5～2.0mの浸水：2階使用可
土砂災害（がけ崩れ、土石流および地すべり）	○土砂災害警戒区域の指定外にある場所または施設
地震災害	○施設の場合は、構造が昭和56年に定められた建築基準法に基づく「新耐震基準」に適合することおよび当該場所またはその周辺に人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等がないこと、また、耐火構造であること ○地震発生時には土砂災害の危険性があることから土砂災害警戒区域の指定外にある場所または施設

【参考】

政令の基準
○災害が発生し、または発生するおそれがある場合に居住者、滞在者その他の者（「居住者等」という。）に開放されること ○管理の方法が、居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所にあつては、当該部分および当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置または地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないもの ○異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。 ・当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準（当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のもの）に適合するものであること。 ・洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象（「洪水等」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。 ○地震が発生し、または発生するおそれがある場合に使用する施設または場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ・当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準（地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令および条例の規定に適合するもの）に適合するものであること。 ・当該場所またはその周辺に地震が発生した場合において人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

(2) 指定避難所の指定方針

災害が発生した場合に住民の安全な避難生活を確保するために、市は政令で定める基準に適合する施設を、管理者の同意を得て、指定避難所として指定する。

指定後は、住民および自治会に対して周知徹底を図るとともに、指定を知事に報告する。

なお、指定緊急避難場所と同様に、政令で定める基準に加え、以下の指定基準により指定する。

災害（異常な現象）	指定基準
水害（洪水、内水氾濫）	○おおむね100年に1回の大雨における施設各階の床上浸水被害の有無により判断 ・0～0.5mの浸水：1階使用可 ・0.5～2.0mの浸水：2階使用可
土砂災害（がけ崩れ、土石流および地すべり）	○土砂災害警戒区域の指定外にある施設
地震災害	○施設の場合は、構造が昭和56年に定められた建築基準法に基づく「新耐震基準」に適合することおよび当該場所またはその周辺に人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等がないこと、また、耐火構造であること ○地震発生時には土砂災害の危険性があることから土砂災害警戒区域の指定外にある施設
指定規模	
いずれかの災害種別において、50人程度収容できる施設 ※収容人数は、延床面積もしくは利用可能面積の40%（体育館・アリーナ等は80%）÷2㎡（一人当たりの面積）で算出	

【参考】

政令の基準
○避難のための立退きを行った居住者等または被災者（「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 ○速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するものであること。 ○想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 ○車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 ○主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。 (内閣府令で定める基準) ・要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。 ・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。 ・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(3) 広域避難地の指定方針

火災の輻射熱から身体を守るために必要なおよそ10ヘクタール以上の広さを持つ公園、広場等のオープンスペースを広域避難地として指定する、

選定基準および備えるべき施設と整備は以下のとおりとする。

なお、広域避難地に到達するまでの間に、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死亡の防止機能を果たす1ヘクタール以上の広さを持つ公園等を一次避難地として指定する。

選定基準		
○立地の状況→予想される大火輻射熱、地震等を考慮したものとする。 （原則として、木造家屋の密集地から300メートル以上離す。） ○規模→収容人員は、有効面積に対し、1人2㎡以上とする。 ○要避難人口→昼間人口も考慮したものとする。 ○設備→各避難場所には給水施設を整備し、被災者がその場所で受水できるものとする。 ○地区の割当→自治会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれらを横断して避難することをさけるものとする。		
備えるべき施設と設備		
項目		内容
避難場所 およびその 付属施設	避難広場 避難地内通路 防災樹林帯等	芝生広場、グラウンド、駐車場 道路、通路 防護壁、樹林
防災施設	防災センター 貯水施設 応急施設 備蓄施設 誘導施設 情報施設 消防・水防施設	総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設 飲料水施設 災害時応急対策簡易トイレ、仮設テント、寝具（毛布）、ゴミ捨場 食糧（粉ミルク、離乳食、おかゆ等を含む） 医薬品（哺乳瓶やおむつを含む） 照明施設、案内板、ランドマーク 受信・発信無線施設、広報装置 消防設備、工作用具、破壊用具、工作材料、運搬具（担架等）、土のう、炊出用具、情報用具（携帯無線）

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

(4) 指定緊急避難場所、指定避難所

ア 住所・電話番号

(ア) 指定避難所

番号	地区名	名称	住所	電話番号
1	城東	城東小学校	京町二丁目2番19号	22-0312
2	城西	城西小学校	本町三丁目3番22号	22-7613
3	金城	金城小学校	大藪町391番地	22-4898
4	城北	城北小学校	松原町3751番地3	22-5771
5	佐和山	佐和山小学校	安清町11番32号	22-0863
6	旭森	旭森小学校※	東沼波町300番地	22-3087
7	平田	平田小学校	平田町267番地	24-1110
8	城南	城南小学校	西今町380番地	22-4518
9	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町640番地	30-9228
10	城陽	城陽小学校	甘呂町430番地	25-1055
11	若葉	若葉小学校	蓮台寺町180番地	25-3545
12	鳥居本	鳥居本小学校	鳥居本町1550番地1	22-2214
13	高宮	高宮小学校	高宮町2447番地	22-0512
14	河瀬	河瀬小学校	極楽寺町118番地	28-1020
15	亀山	亀山小学校	賀田山町8番地	28-0322
16	稲枝東	稲枝東小学校	稲部町308番地	43-2014
17	稲枝北	稲枝北小学校	下岡部町597番地	43-2205
18	稲枝西	稲枝西小学校	本庄町3583番地	43-2114

指定避難所は、災害の状況に応じて開設する。なお、避難所については、学校の教室（会議室および管理諸施設を除く）および体育館に設置するものとし、災害時の施設の利用については施設管理者の指示に従うものとする。（※：旭森小学校の体育館は、土砂災害による被害の恐れがあるため地震および土砂災害の使用不可）

(イ) 指定緊急避難場所

番号	地区名	名称	住所	電話番号
1	城東	城東小学校	京町二丁目2番19号	22-0312
2	城東	東地区公民館	大東町1番26号	24-4951
3	城東	彦根商工会議所	中央町3番8号	22-4551
4	城東	彦根勤労福祉会館	大東町4番28号	23-4141
5	城西	城西小学校	本町三丁目3番22号	22-7613
6	城西	西中学校	金亀町8番1号	22-4808
7	城西	彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド	池州町9番73号	22-4890
8	城西	彦根東高等学校	金亀町4番7号	22-4800
9	城西	彦根キャスルリゾート&スパ	佐和町1番8号	21-2001
10	城西	西地区公民館	本町一丁目9番1号	24-2957
11	城西	彦根幼稚園	本町一丁目3番33号	22-0412
12	金城	金城小学校	大藪町391番地	22-4898
13	金城	中央中学校	西今町1207番地	26-0200
14	金城	中老人福祉センター	開出今町1361番地	26-0869
15	城北	城北小学校	松原町3751番地3	22-5771
16	城北	近江高等学校	松原町3511番地1	22-2323
17	城北	千松会館	松原一丁目12番13号	23-3806
18	城北	彦根総合スポーツ公園（野球場）	松原町3028番地	23-4911
19	城北	滋賀大学	馬場一丁目1番1号	27-1014
20	城北	亀の井ホテル彦根	松原町3759番地	22-8090
21	城北	北老人福祉センター	馬場一丁目5番5号	27-6701
22	佐和山	佐和山小学校	安清町11番32号	22-0863
23	佐和山	東中学校	芹川町443番地	22-1006
24	佐和山	市民交流センター	里根町163番地1	23-3582
25	佐和山	彦根翔西館高等学校	芹川町580番地	23-1491
26	佐和山	彦根総合高等学校	芹川町328番地	26-0016

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	住所	電話番号
27	旭森	旭森小学校※	東沼波町 300 番地	22-3087
28	旭森	旭森地区公民館	正法寺町 642 番地 1	26-0675
29	平田	平田小学校	平田町 267 番地	24-1110
30	平田	福祉センター	平田町 670 番地	23-9590
31	平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	平田町 792 番地 1	26-9100
32	城南	城南小学校	西今町 380 番地	22-4518
33	城南	ひこね市文化プラザ	野瀬町 187 番地 4	26-8601
34	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町 640 番地	30-9228
35	城南	パナソニック(株)くらしアプライアンス社	岡町 33 番地	27-1362
36	城陽	城陽小学校	甘呂町 430 番地	25-1055
37	城陽	南中学校	甘呂町 156 番地	28-1283
38	城陽	三津屋町民会館	三津屋町 1451 番地	25-1208
39	城陽	滋賀県立大学	八坂町 2500 番地	28-8200
40	若葉	若葉小学校	蓮台寺町 180 番地	25-3545
41	鳥居本	鳥居本小学校	鳥居本町 1550 番地 1	22-2214
42	鳥居本	鳥居本地区公民館	鳥居本町 1491 番地 6	26-1922
43	鳥居本	鳥居本中学校	鳥居本町 788 番地	22-2209
44	高宮	高宮小学校	高宮町 2447 番地	22-0512
45	高宮	高宮地域文化センター	高宮町 2311 番地	22-3510
46	河瀬	河瀬小学校	極楽寺町 118 番地	28-1020
47	河瀬	彦根中学校	西葛籠町 553 番地	28-3000
48	河瀬	河瀬地区公民館	森堂町 131 番地	28-1000
49	河瀬	人権・福祉交流会館	犬方町 848 番地 1	25-0164
50	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	川瀬馬場町 922 番地 1	28-7800
51	河瀬	彦根工業高等学校	南川瀬町 1310 番地	28-2201
52	河瀬	河瀬高等学校	川瀬馬場町 975 番地	25-2200
53	亀山	亀山小学校	賀田山町 8 番地	28-0322
54	亀山	亀山出張所	賀田山町 278 番地 2	28-0022
55	稲枝東	稲枝東小学校	稲部町 308 番地	43-2014
56	稲枝東	稲枝商工会館	稲部町 607 番地 1	43-2201
57	稲枝東	聖泉大学	肥田町 720 番地	43-3600
58	稲枝東	彦富町公民館	彦富町 1718 番地	43-7651
59	稲枝北	稲枝北小学校	下岡部町 597 番地	43-2205
60	稲枝北	稲枝中学校	田原町 202 番地	43-2210
61	稲枝北	稲枝地区公民館	本庄町 60 番地	43-4041
62	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	本庄町 92 番地 1	43-3221
63	稲枝西	稲枝西小学校	本庄町 3583 番地	43-2114
64	稲枝西	新海町公民館周辺施設	新海町 431 番地	43-3292

※：旭森小学校の体育館は、土砂災害による被害の恐れがあるため地震および土砂災害の使用不可

(ウ) 指定以外の避難場所

番号	地区名	名称	住所	電話番号
1	城南	滋賀県立盲学校	西今町 800 番地	22-2321
2	高宮	創価学会彦根文化会館	高宮町 1333 番地 3	26-9671
3	高宮	天理教高宮分教会	高宮町 2330 番地	22-0003
4	高宮	(株)セレマ彦根愛昇殿	高宮町 1431 番地	25-0004
5	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	新海浜二丁目 1-1	43-3000
6	稲枝西	ジョイソンハウス	新海町 401 番地	43-7790

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和6年9月20日指定解除予定

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

イ 収容人数・使用場所

(ア) 指定避難所

地震

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所			
				教室	階数	体育館	階数
1	城東	彦根市立城東小学校	1,290	○	4	○	1
2	城西	彦根市立城西小学校	1,090	○	3	○	2
3	金城	彦根市立金城小学校	1,350	○	3	○	1
4	城北	彦根市立城北小学校	800	○	3	○	1
5	佐和山	彦根市立佐和山小学校	1,300	○	3	○	1
6	旭森	彦根市立旭森小学校	1,320	○	3	×	2
7	平田	彦根市立平田小学校	1,100	○	3	○	1
8	城南	彦根市立城南小学校	1,410	○	3	○	1
9	城陽	彦根市立城陽小学校	1,260	○	3	○	1
10	若葉	彦根市立若葉小学校	1,150	○	2	○	2
11	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	830	○	3	○	1
12	高宮	彦根市立高宮小学校	1,200	○	3	○	1
13	河瀬	彦根市立河瀬小学校	1,180	○	3	○	1
14	亀山	彦根市立亀山小学校	890	○	3	○	1
15	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	1,090	○	3	○	2
16	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	750	○	3	○	1
17	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	730	○	2	○	1

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所
18	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	1,720	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室

指定避難所は、災害の状況に応じて開設する。なお、避難所については、学校の教室（会議室および管理諸施設を除く）および体育館に設置するものとし、災害時の施設の利用については施設管理者の指示に従うものとする。

<施設使用判断基準>

建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する建物。

※ 旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。〔土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）〕

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

水害

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所			
				教室	階数	体育館	階数
1	城東	彦根市立城東小学校	1,290	○	4	○	1
2	城西	彦根市立城西小学校	1,090	○	3	○	2
3	金城	彦根市立金城小学校	820	○ (ただし2階以上)	3	×	1
4	城北	彦根市立城北小学校	800	○	3	○	1
5	佐和山	彦根市立佐和山小学校	1,300	○	3	○	1
6	旭森	彦根市立旭森小学校	1,693	○	3	○	2
7	平田	彦根市立平田小学校	1,100	○	3	○	1
8	城南	彦根市立城南小学校	1,410	○	3	○	1
9	城陽	彦根市立城陽小学校	1,260	○	3	○	1
10	若葉	彦根市立若葉小学校	1,150	○	2	○	2
11	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	830	○	3	○	1
12	高宮	彦根市立高宮小学校	1,200	○	3	○	1
13	河瀬	彦根市立河瀬小学校	1,180	○	3	○	1
14	亀山	彦根市立亀山小学校	890	○	3	○	1
15	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	520	○ (ただし2階以上)	3	○ (ただし2階以上)	2
16	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	410	○ (ただし2階以上)	3	×	1
17	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	210	○ (ただし2階以上)	2	×	1

番号	地区名	名称	収容人数	使用場所
18	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	1,720	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室

指定避難所は、災害の状況に応じて開設する。なお、避難所については、学校の教室（会議室および管理諸施設を除く）および体育館に設置するものとし、災害時の施設の利用については施設管理者の指示に従うものとする。

＜施設使用判断基準＞

おおむね100年に1回の大雨における施設各階の浸水被害の程度により判断

浸水深による区分	使用制限等（浸水被害）
0.5m未満の浸水区域	使用階制限なし（床下浸水以下）
0.5m以上～2.0m未満の浸水区域	1階使用不可（床上浸水）
2.0m以上～3.0m未満の浸水区域	1、2階使用不可（1階水没）

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

(イ) 指定緊急避難場所

地震

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城東	彦根市立城東小学校	4	3,040	教室、体育館、グラウンド
2	城東	彦根市東地区公民館	2	160	施設、駐車場
3	城東	彦根勤労福祉会館	4	550	施設（2階以上）、駐車場
4	城西	彦根市立城西小学校	3	3,290	教室、体育館、グラウンド
5	城西	彦根市立西中学校	3	6,870	教室、体育館、グラウンド
6	城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド	1	5,960	体育館、武道場、グラウンド、駐車場
7	城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	4,610	体育館の一部、武道場の一部、グラウンド
8	城西	彦根キャッスル リゾート&スパ	5	720	施設（2階）、駐車場
9	城西	彦根市西地区公民館	2	180	施設、駐車場
10	城西	彦根市立彦根幼稚園	2	380	施設（リズム室、保育室の一部）、グラウンド
11	金城	彦根市立金城小学校	3	5,170	教室、体育館、グラウンド
12	金城	彦根市立中央中学校	3	7,560	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
13	金城	彦根市中老人福祉センター	2	870	施設、ゲートボール場、駐車場
14	城北	彦根市立城北小学校	3	5,220	教室、体育館、グラウンド
15	城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
16	城北	千松会館	2	160	施設、駐車場の一部、空き地の一部
17	城北	彦根総合スポーツ公園 （野球場）	2	240	野球場の一部
18	城北	滋賀大学	2	14,790	体育館（2階）、小グラウンド、運動場
19	城北	亀の井ホテル彦根	6	860	施設（1階、2階）、駐車場
20	城北	彦根市北老人福祉センター	2	930	施設、駐車場
21	佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	5,720	教室、体育館、グラウンド
22	佐和山	彦根市立東中学校	4	8,230	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
23	佐和山	彦根市民交流センター	2	860	施設（東山児童館含む）、グラウンド、駐車場
24	佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	2	8,120	セミナーハウス、体育館の一部、グラウンド、駐車場
25	佐和山	私立彦根総合高等学校	3	8,460	教室（B棟）、体育館、武道場、グラウンド、駐車場
26	旭森	彦根市立旭森小学校	3	3,130	教室、グラウンド
27	旭森	彦根市旭森地区公民館	2	390	施設、駐車場
28	平田	彦根市立平田小学校	3	6,520	教室、体育館、グラウンド
29	平田	彦根市福祉センター	3	850	本館（1階、3階）、別館（2階）、男女共同参画センター、駐車場
30	城南	彦根市立城南小学校	3	3,610	教室、体育館、グラウンド
31	城南	ひこね市文化プラザ	4	1,080	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他
32	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	2	3,410	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室、駐車場
33	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	1	620	体育館
34	城陽	彦根市立城陽小学校	3	3,600	教室、体育館、グラウンド
35	城陽	彦根市立南中学校	3	8,140	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
36	城陽	三津屋町民会館	-	640	グラウンドの一部
37	城陽	滋賀県立大学	2	10,200	体育館（1階）、駐車場

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
38	若葉	彦根市立若葉小学校	2	4,620	教室、体育館、グラウンド
39	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	4,690	教室、体育館、グラウンド
40	鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	720	施設、第1・第2駐車場
41	鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	3,642	教室、柔剣道場（2階）、グラウンド
42	高宮	彦根市立高宮小学校	3	2,930	教室、体育館、グラウンド
43	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	440	施設、駐車場
44	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	4,900	教室、体育館、グラウンド
45	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	7,670	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
46	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	870	施設、駐車場
47	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	550	施設、駐車場
48	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	360	施設（2階）、駐車場
49	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	10,790	体育館の一部、グラウンドの一部
50	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	9,790	体育館の一部、グラウンドの一部
51	亀山	彦根市立亀山小学校	3	3,020	教室、体育館、グラウンド
52	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	950	施設、駐車場
53	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	4,000	教室、体育館、グラウンド
54	稲枝東	稲枝商工会館	2	360	施設、駐車場の一部
55	稲枝東	聖泉大学	4	7,600	校舎棟（一部を除く）、体育館、グラウンド、テニスコート、駐車場
56	稲枝東	彦富町公民館	2	1,050	施設、公園、草の根広場
57	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	3,790	教室、体育館、グラウンド
58	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	8,270	教室、体育館、柔剣道場、グラウンド
59	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	490	施設、駐車場、体育館
60	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	1,050	施設、駐車場の一部、空き地
61	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	3,780	教室、体育館、グラウンド
62	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	1,740	新海町公民館、さざなみホール、グラウンド

<施設使用判断基準>

地震時における指定緊急避難所としては、建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する建物および倒壊建物等から身を守るオープンスペースを指定。

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

※ 旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。〔土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）〕

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

土砂災害

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城東	彦根市立城東小学校	4	1,290	教室、体育館
2	城東	彦根市東地区公民館	2	90	施設
3	城東	彦根商工会議所	4	130	施設（4階）
4	城東	彦根勤労福祉会館	4	200	施設（2階以上）
5	城西	彦根市立城西小学校	3	1,090	教室、体育館
6	城西	彦根市立西中学校	3	1,430	教室、体育館、多目的ホール
7	城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド	1	710	体育館、武道場
8	城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	850	体育館の一部、武道場の一部
9	城西	彦根キャッスル リゾート&スパ	5	100	施設（2階）
10	城西	彦根市西地区公民館	2	90	施設
11	城西	彦根市立彦根幼稚園	2	120	施設（リズム室、保育室の一部）
12	金城	彦根市立金城小学校	3	1,350	教室、体育館
13	金城	彦根市立中央中学校	3	1,800	教室、体育館、柔剣道場
14	金城	彦根市中老人福祉センター	2	190	施設
15	城北	彦根市立城北小学校	3	800	教室、体育館
16	城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
17	城北	千松会館	2	50	施設
18	城北	彦根総合スポーツ公園 （野球場）	2	240	野球場の一部
19	城北	滋賀大学	2	480	体育館（2階）
20	城北	亀の井ホテル彦根	6	120	施設（1階、2階）
21	城北	彦根市北老人福祉センター	2	330	施設
22	佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	1,300	教室、体育館
23	佐和山	彦根市立東中学校	4	2,350	教室、体育館、柔剣道場
24	佐和山	彦根市市民交流センター	2	100	施設（東山児童館含む）
25	佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	2	720	セミナーハウス、体育館の一部
26	佐和山	私立彦根総合高等学校	3	840	教室（B棟）、体育館、武道場
27	旭森	彦根市立旭森小学校	3	1,320	教室
28	旭森	彦根市旭森地区公民館	2	140	施設
29	平田	彦根市立平田小学校	3	1,100	教室、体育館
30	平田	彦根市福祉センター	3	450	本館（1階、3階）、別館（2階）、男女共同参画センター
31	平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	3	90	施設（3階）
32	城南	彦根市立城南小学校	3	1,410	教室、体育館
33	城南	ひこね市文化プラザ	4	1,080	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他
34	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	2	3,410	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室、駐車場
35	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	1	620	体育館
36	城陽	彦根市立城陽小学校	3	1,260	教室、体育館
37	城陽	彦根市立南中学校	3	2,120	教室、体育館、柔剣道場
38	城陽	三津屋町民会館	2	90	施設
39	城陽	滋賀県立大学	2	750	体育館（1階）
40	若葉	彦根市立若葉小学校	2	1,150	教室、体育館
41	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	830	教室、体育館

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
42	鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	160	施設
43	鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	719	教室、柔剣道場（2階）
44	高宮	彦根市立高宮小学校	3	1,200	教室、体育館
45	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	200	施設
46	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	1,180	教室、体育館
47	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	1,690	教室、体育館、柔剣道場
48	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	70	施設
49	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	190	施設
50	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	40	施設（2階）
51	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	590	体育館の一部
52	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	490	体育館の一部
53	亀山	彦根市立亀山小学校	3	890	教室、体育館
54	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	40	施設
55	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	1,090	教室、体育館
56	稲枝東	稲枝商工会館	2	120	施設
57	稲枝東	聖泉大学	4	1,300	校舎棟（一部を除く）、体育館
58	稲枝東	彦富町公民館	2	60	施設
59	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	750	教室、体育館
60	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	1,800	教室、体育館、柔剣道場
61	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	410	施設、体育館
62	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	50	施設
63	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	730	教室、体育館
64	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	230	新海町公民館、さざなみホール、憩いの家

＜施設使用判断基準＞

土砂災害時における指定緊急避難所としては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域外にある施設を指定。

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

※ 旭森小学校体育館については、耐震基準を満たしているが、地震発生時、隣接する山の斜面崩落等、土砂災害による被害の恐れがあるため使用不可。〔土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）〕

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

水害

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
1	城東	彦根市立城東小学校	4	1,200	教室、体育館
2	城東	彦根市東地区公民館	2	60	施設（2階）
3	城東	彦根商工会議所	4	130	施設（4階）
4	城東	彦根勤労福祉会館	4	200	施設（2階以上）
5	城西	彦根市立城西小学校	3	1090	教室、体育館
6	城西	彦根市立西中学校	3	1,430	教室、体育館、多目的ホール
7	城西	滋賀県立彦根東高等学校	1	850	体育館の一部、武道場の一部
8	城西	彦根キャッスル リゾート&スパ	5	100	施設（2階）
9	城西	彦根市西地区公民館	2	90	施設
10	城西	彦根市立彦根幼稚園	2	120	施設（リズム室、保育室の一部）
11	金城	彦根市立金城小学校	3	820	教室（2階以上）
12	金城	彦根市立中央中学校	3	940	教室（2階以上）、体育館（2階）
13	金城	彦根市中老人福祉センター	2	60	施設（2階）
14	城北	彦根市立城北小学校	3	800	教室、体育館
15	城北	私立近江高等学校	2	980	体育館
16	城北	千松会館	2	50	施設
17	城北	彦根総合スポーツ公園（野球場）	2	240	野球場の一部
18	城北	滋賀大学	3	480	体育館（2階）
19	城北	亀の井ホテル彦根	6	120	施設（1階、2階）
20	城北	彦根市北老人福祉センター	2	220	施設（1階の一部、2階）
21	佐和山	彦根市立佐和山小学校	3	1,300	教室、体育館
22	佐和山	彦根市立東中学校	4	1450	教室（2階以上）、体育館（2階）
23	佐和山	彦根市市民交流センター	2	100	施設（東山児童館含む）
24	佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	3	100	セミナーハウス（2階）
25	佐和山	私立彦根総合高等学校	3	290	教室（B棟 2階以上）
26	旭森	彦根市立旭森小学校	3	1,693	教室、体育館
27	旭森	彦根市旭森地区公民館	2	140	施設
28	平田	彦根市立平田小学校	3	1100	教室、体育館
29	平田	彦根市福祉センター	3	450	本館（1階、3階）、別館（2階）、男女共同参画センター
30	平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	3	90	施設（3階）
31	城南	彦根市立城南小学校	3	1410	教室、体育館
32	城南	ひこね市文化プラザ	4	750	メッセホール、エコホール（ロビー）、グランドホール（ロビー）他※各施設2階以上
34	城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	2	1,720	メインアリーナ、サブアリーナ、ダンス室、トレーニング室、多目的ホール、会議室、教養文化室
35	城南	パナソニック㈱くらしアプライアンス社	1	620	体育館
36	城陽	彦根市立城陽小学校	3	650	教室（2階以上）
37	城陽	彦根市立南中学校	3	2120	教室、体育館、柔剣道場
38	城陽	三津屋町民会館	2	30	施設（2階）
39	城陽	滋賀県立大学	2	750	体育館（1階）
40	若葉	彦根市立若葉小学校	2	1150	教室、体育館
41	鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	3	830	教室、体育館
42	鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館	2	160	施設
43	鳥居本	彦根市立鳥居本中学校	3	480	教室（2階以上）、柔剣道場（2階）
44	高宮	彦根市立高宮小学校	3	1200	教室、体育館

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

番号	地区名	名称	主要施設階数	収容人員	使用場所
45	高宮	彦根市高宮地域文化センター	2	200	施設
46	河瀬	彦根市立河瀬小学校	3	1180	教室、体育館
47	河瀬	彦根市立彦根中学校	3	1690	教室、体育館、柔剣道場
48	河瀬	彦根市河瀬地区公民館	2	70	施設
49	河瀬	彦根市人権・福祉交流会館	2	190	施設
50	河瀬	東びわこ農業協同組合本店	2	40	施設（2階）
51	河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校	1	590	体育館の一部
52	河瀬	滋賀県立河瀬高等学校	1	490	体育館の一部
53	亀山	彦根市立亀山小学校	3	890	教室、体育館
54	亀山	彦根市役所亀山出張所	2	40	施設
55	稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	3	520	教室（2階以上）、体育館（2階）
56	稲枝東	稲枝商工会館	2	60	施設（2階）
57	稲枝東	聖泉大学	4	580	校舎棟（一部を除く） ※3階以上
58	稲枝東	彦富町公民館	2	60	施設
59	稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	3	410	教室（2階以上）
60	稲枝北	彦根市立稲枝中学校	3	860	教室（2階以上）、体育館（2階）
61	稲枝北	彦根市稲枝地区公民館	2	80	施設（2階）
62	稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店	2	40	施設（2階）
63	稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	2	210	教室（2階）
64	稲枝西	新海町公民館周辺施設	2	230	新海町公民館、さざなみホール、憩いの家

<施設使用判断基準>

水害時における指定緊急避難所は、おおむね100年に1回の大雨を想定した浸水深により検討。また、土砂災害警戒区域外にある施設建物を指定。

おおむね100年に1回の大雨における施設各階の浸水被害の程度により判断

浸水深による区分	使用制限等（浸水被害）
0.5m未満の浸水区域	使用階制限なし（床下浸水以下）
0.5m以上～2.0m未満の浸水区域	1階使用不可（床上浸水）
2.0m以上～3.0m未満の浸水区域	1、2階使用不可（1階水没）

なお、各施設における使用場所については、各施設への照会結果を基に災害時に使用可能な場所等について記載。災害時の施設の使用にあたっては、各施設管理者の指示に従うこと。

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

（ウ）指定以外の避難場所

地震

番号	地区名	名称	主要施設 階数	収容 人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	2290	体育館の一部、グラウンド
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	3	400	施設（1階、2階）の一部
4	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和6年9月20日指定解除予定

土砂災害

番号	地区名	名称	主要施設 階数	収容 人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	330	体育館の一部
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	高宮	天理教高宮分教会	2	200	施設の一部
4	高宮	榊セレマ彦根愛昇殿	2	150	施設の一部
5	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	3	400	施設（1階、2階）の一部
6	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和6年9月20日指定解除予定

水害

番号	地区名	名称	主要施設 階数	収容 人員	使用場所
1	城南	滋賀県立盲学校	2	330	体育館の一部
2	高宮	創価学会彦根文化会館	2	240	施設の一部
3	高宮	天理教高宮分教会	2	200	施設の一部
4	高宮	榊セレマ彦根愛昇殿	2	150	施設の一部
5	稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター	3	400	施設（1階、2階）の一部
6	稲枝西	ジョイソンハウス	3	490	施設の一部

※琵琶湖コンファレンスセンターは令和6年9月20日指定解除予定

市指定の避難場所を開設しても、なお避難場所が不足する場合等に、開設する避難場所

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
1 避難場所（避難施設）

(エ) 福祉避難所候補施設一覧

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人数
デイサービスセンターべるふらっと	平田町 258-3	24-0445	25
彦根市北デイサービスセンター	馬場一丁目 5-5	21-0301	73
J A東びわこデイサービスセンター	賀田山町 234-6	28-7878	11
ニチイケアセンター彦根	西葛籠町 311-6	28-7005	13
彦根市南デイサービスセンター	田原町 13-2 南老人福祉センター内	43-6700	8
彦根市佐和山デイサービスセンター	芹川町 484-4	21-0700	25
ニチイケアセンター大藪	大藪町 2505-1	21-2560	11
彦根市デイサービスセンターきらら	川瀬馬場町 1015-1	28-7353	2
彦根市ふたばデイサービスセンター	金剛寺町 95-1	28-0065	12
仄香の郷地蔵デイサービスセンター	地蔵町 73-2	23-5557	4
デイサービスよもぎの郷	平田町 901	20-5181	18
デイサービスさくら	平田町 136-5	24-8011	10
社会福祉法人ことぶき会指定通所介護事業所	上岡部町 503	43-6484	3
ぼぼハウス	平田町 107-11	21-0664	10
信幸ケアサービスセンター	賀田山町 240-2	28-0294	19
アネシス南彦根	小泉町 135	27-3354	7
デイサービスはえみ	田附町 1227	20-4876	5
デイサービスセンター新海	新海町 2243-2	29-0443	5
介護老人保健施設アロフェンテ彦根	竹ヶ鼻町 80	21-3300	未定
邂逅の郷ショートステイ	日夏町 151	28-7961	未定
平田ケアホテル翔裕館	平田町 1114-1	21-2881	6
医療法人恭昭会彦根中央介護医療院	西今町 421	23-1211	4
サニープレイス河瀬 デイサービス	川瀬馬場町 971-1	28-7400	8
あったかハウス京町デイサービスセンター	京町一丁目 4-7	30-0170	4
あったかハウス甘呂デイサービスセンター	甘呂町 490	28-1710	4
デイサービスセンターべるグリーン	田原町 87-2	43-7661	8
デイホームぶどう	後三条町 468	26-3135	23
デイサービス久左	河原二丁目 1-3 久左のまちや	24-6600	4
デイサービスセンター鈴の音	鳥居本町 670	21-5460	9
特定非営利活動法人ホームスイートホームじょいふるあつといなえ	下西川町 1098	43-2274	1
わいわいがやが家甘呂	甘呂町 491	28-3611	6
小規模多機能ホーム鈴の郷	鳥居本町 670	22-5544	13
彦根市グループホームゆうゆう	川瀬馬場町 1015-1	28-7662	1
あったかハウス京町グループホーム	京町一丁目 4-7	30-1808	4
あったかハウス甘呂グループホーム	甘呂町 490	28-1750	4
グループホーム鈴の家	田原町 87-2	43-7662	6
グループホームつばみ	鳥居本町 1455-7	27-5707	4

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

1 避難場所（避難施設）

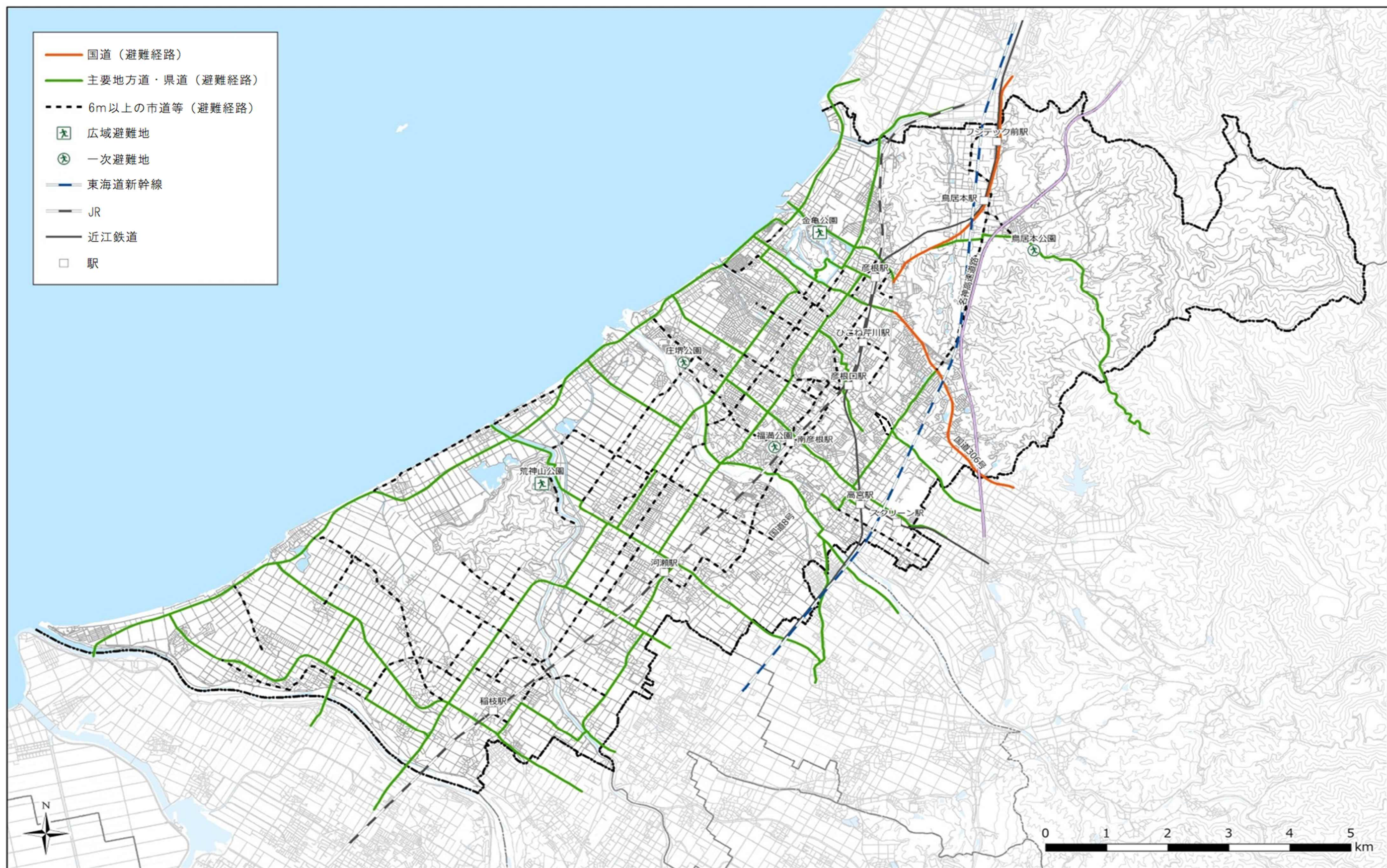
事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人数
湖の辺の道	新海町 2237	43-4332	1
あったかハウス甘呂グループホーム サフラン	甘呂町 491	28-3511	5
グループホームあいの里八坂	八坂町 1900-12	24-2550	1
グループホーム えくぼ	金剛寺町 58-1	25-3835	4
特別養護老人ホーム風蝶木	極楽寺町 596	25-5288	2
特別養護老人ホームナースログ	極楽寺町 605	25-5508	2
特別養護老人ホーム近江第二ふるさと園	開出今町 1343-3	22-4321	8
特別養護老人ホーム近江ふるさと園 （従来型）	石寺町 713	43-5800	27
特別養護老人ホーム近江ふるさと園 （ユニット型）	石寺町 713	43-5800	12
特別養護老人ホームさざなみ苑（従来型）	城町二丁目 13-3	27-1411	16
特別養護老人ホーム千松の郷	松原町 520-1	22-2255	31
ボラリスデイサービスセンター後三条	後三条町 365-10	27-3560	7
彦根学園	高宮町 2671	22-2266	87
せいふう	高宮町 2672	22-1052	65
彦根学園さくら	高宮町 2671	22-2266	36
地域交流センターおひさま	大藪町 2797-2	24-4555	35
手づくり工房 種芸	本庄町 3799	20-5114	10
滋賀県立視覚障害者センター	松原 1 丁目 12-17	22-7901	22
滋賀県立盲学校	西今町 800	22-2321	53
かすみ会交流施設こもれび	海瀬町 255	43-6111	10
森のお家	高宮町 907-1	49-2531	30
じょいふるあつといなえ	下西川町 679	43-2274	1
海の辺の道	新海町 2237	43-2274	2
ぬくもりの家みかさつかさ	新海町 2243-2	43-6114	1

（令和6年4月1日現在）

ウ 学区別収容人数

学区	施設名称	水害							地震							土砂災害									
		避難者数	指定緊急避難場所 収容人数	学区計	過不足	指定避難所 収容人数	学区計	過不足	避難者数	指定緊急避難場所 収容人数	学区計	過不足	指定避難所 収容人数	学区計	過不足	避難者数	指定緊急避難場所 収容人数	学区計	過不足	指定避難所 収容人数	学区計	過不足			
城東	彦根市立城東小学校	1,479	1,288	1,673	194	752	752	-727	1,869	3,040	3,748	1,879	1,288	1,288	-581	69	1,288	1,704	1,635	1,288	1,288	1,219			
城東	彦根市東地区公民館		57										158										88		
城東	彦根商工会議所		133										0										133		
城東	彦根勤労福祉会館		195										550										195		
城西	彦根市立城西小学校	1,381	1,090	3,680	2,299	1,090	1,090	-291	1,108	3,291	22,009	20,901	1,090	1,090	-18	0	1,090	4,390	4,390	1,090	1,090	1,090			
城西	彦根市立西中学校		1,431										6,874										1,431		
城西	滋賀県立彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド		0										5,963										710		
城西	滋賀県立彦根東高等学校		848										4,607										848		
城西	彦根キャッスル リゾート&スパ		100										720										100		
城西	彦根市西地区 公民館		87										177										87		
城西	彦根市立彦根幼稚園		124										377										124		
金城	彦根市立金城小学校		818										818										5,174		
金城	彦根市立中央中学校	942	1,883	1,819	-64		818	-1,065	1,333	7,557	13,603	12,270		1,349	16	0	1,797	3,339	3,339		1,349	1,349			
金城	彦根市中老人福祉センター	59											872										193		
城北	彦根市立城北小学校	800											800										5,220		
城北	私立近江高等学校	977	457	2,890	2,433		800	343	672	977	23,172	22,500		800	128	73	977	3,000	2,927		800	727			
城北	干松会館	54											159										54		
城北	彦根総合スポーツ公園(野球場)	241											241										241		
城北	滋賀大学	481											14,785										481		
城北	亀の井ホテル彦根	118											861										118		
城北	彦根市北老人福祉センター	219											929										329		
佐和山	彦根市立佐和山小学校	1,301				1,259				3,237			1,978				682			682			-577	1,749	5,721
佐和山	彦根市立東中学校	1,450			8,231				2,349																
佐和山	市民交流センター	101			861				101																
佐和山	滋賀県立彦根翔西館高等学校	97			8,118				723																
佐和山	私立彦根総合高等学校	288			8,461				844																
旭森	彦根市立旭森小学校	1,693	667	1,830	1,163	1,323	1,323	656	2,202	3,130	3,517	1,315	1,323	1,323	-879	324	1,323	1,460	1,136	1,323	1,323	999			
旭森	彦根市旭森地区公民館	137											387										137		
平田	彦根市立平田小学校	1,098	855	1,628	773	1,098	1,098	243	1,076	6,516	7,369	6,293	1,098	1,098	22	92	1,098	1,628	1,536	1,098	1,098	1,006			
平田	彦根市福祉センター	445											853										445		
平田	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	85											0										85		
城南	彦根市立城南小学校	1,411	1,455	4,828	3,373	1,411	3,131	1,676	1,883	3,612	11,012	9,129	1,411	3,131	1,248	0	1,411	6,844	6,844	1,411	3,131	3,131			
城南	彦根市スポーツ・文化交流センター	1,720											3,410										1,720		
城南	バナソニック株式会社アプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部彦根工場体育館	620											620										620		
城南	ひこね市文化プラザ	752											1,078										1,078		
城南	滋賀県立盲学校(市指定外)	325											2,292										325		
城陽	彦根市立城陽小学校	1,255	421	4,161	3,740	648	648	227	923	3,601	22,574	21,651	1,255	1,255	332	13	1,255	4,221	4,208	1,255	1,255	1,242			
城陽	彦根市立南中学校	2,122											8,138										2,122		
城陽	三津屋町民会館	30											640										90		
城陽	滋賀県立大学	754											10,195										754		
若葉	彦根市立若葉小学校	47	1,149	1,149	1,102	1,149	1,149	1,102	591	4,622	4,622	4,031	1,149	1,149	558	0	1,149	1,149	1,149	1,149	1,149	1,149			
鳥居本	彦根市立鳥居本小学校	53	829	1,473	1,420	829	829	776	273	4,693	9,056	8,783	829	829	556	578	829	1,709	1,131	829	829	251			
鳥居本	彦根市鳥居本地区公民館		161										721										161		
鳥居本	彦根市立鳥居本中学校		483										3,642										719		
高宮	彦根市立高宮小学校	473	1,204	1,990	1,517	1,204	1,204	731	1,695	2,926	3,602	1,907	1,204	1,204	-491	0	1,204	1,990	1,990	1,204	1,204	1,204			
高宮	彦根市高宮地域文化センター		196										436										196		
高宮	創価学会彦根文化会館(市指定外)		240										240										240		
高宮	天理教高宮文教会(市指定外)		200										0										200		
高宮	鞠セレマ彦根愛昇殿(市指定外)		150										0										150		
河瀬	彦根市立河瀬小学校	278	1,177	4,240	3,962	1,177	1,177	899	1,770	4,897	34,918	33,148	1,177	1,177	-593	0	1,177	4,240	4,240	1,177	1,177	1,177			
河瀬	彦根市立彦根中学校		1,687										7,669										1,687		
河瀬	彦根市河瀬地区公民館		71										871										71		
河瀬	彦根市人権・福祉交流会館		185										545										185		
河瀬	東びわこ農業協同組合本店		39										359										39		
河瀬	滋賀県立彦根工業高等学校		589										10,789										589		
河瀬	滋賀県立河瀬高等学校		492										9,788										492		
亀山	彦根市立亀山小学校	100	893	935	835	893	893	793	403	3,016	3,969	3,566	893	893	490	79	893	935	856	893	893	814			
亀山	彦根市役所亀山出張所		42										953										42		
稲枝東	彦根市立稲枝東小学校	933	523	1,226	293	523	523	-410	748	4,001	13,015	12,267	1,087	1,087	339	132	1,087	2,562	2,430	1,087	1,087	955			
稲枝東	稲枝商工会館		57										358										118		
稲枝東	聖泉大学		584										7,602										1,295		
稲枝東	彦富町公民館		62										1,054										62		
稲枝北	彦根市立稲枝北小学校	35	409	1,389	1,354	409	409	374	300	3,791	13,605	13,305	747	747	447	91	747	3,014	2,923	747	747	656			
稲枝北	彦根市立稲枝中学校		864										8,271										1,804		
稲枝北	彦根市稲枝地区公民館		76										489										409		
稲枝北	東びわこ農業協同組合稲枝支店		40										1,054										54		
稲枝西	彦根市立稲枝西小学校	244	213	1,325	1,081	213	213	-31	173	3,776	6,401	6,228	732	732	559	0	732	1,844	1,844	732	732	732			
稲枝西	新海町公民館周辺施設		228										1,741										228		
稲枝西	琵琶湖コンファレンスセンター(市指定外)		396										396										396		
稲枝西	ジョイソナハウス(市指定外)		488										488										488		
合計		12,020	39,473			16,739	4,719		18,768	227,584			20,453	1,685	1,810		49,347			20,453	18,643				

2 避難経路として想定される主要道路



3 非常用品備蓄

(1) 防災用備蓄資機材庫の必要資機材

用途	品名	備考
消火用具	消火器 初期消火用バケツ 小型動力ポンプ	
水防等用具	杭、土のう袋、防水シート、縄、ロープ、バリケード等	
情報連絡用	携帯用無線（トランシーバー） ハンドマイク ラジオ 警笛	
保護用具	防護ヘルメット 軍手・手袋 雨合羽	
照明用具	投光器 携帯用発電機 コードリール 懐中電灯	
救出・救護用具	担架 毛布 タオル 応急医療セット ロープ チェンソー ジャッキ他	
食糧品関係用具	飲料水 飲料水用給水タンク 米 カンパン 缶詰 粉ミルク（哺乳瓶） 離乳食 炊飯器具 食器	
その他	浄水機 仮設トイレ 紙おむつ（乳児用・高齢者用） 生活物資	

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

3 非常用品備蓄

(2) 食糧およびその他の生活必需品等の備蓄目標

備蓄目標は、「鈴鹿西縁断層帯地震」の被害想定を基に設定する。

ア 飲料水および食糧の備蓄目標

○想定避難者数：31,401人（1日目：全避難者数＋帰宅困難者数）

品名	目標数
米（粥、アルファ化米等）	68,044食
カンパン・クラッカー	25,403食
水（500ml ペットボトル）	125,604本
粉ミルク・液体ミルク（食）	4,245食

イ 生活必需品備蓄目標

○想定避難者数：25,571人（3日目：全避難者数）

品名	目標数
毛布	25,571枚
ろ水機	17台
トイレ（組立て式仮設トイレ）	107基
ラジオ	136個
紙おむつ（幼児用）	22,104枚
紙おむつ（大人用）	6,444枚
生理用品	42,192枚

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

3 非常用品備蓄

(3) 非常用品備蓄

ア 彦根市 備蓄品リスト

管理担当課：危機管理課
(令和6年4月1日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
カンパン	20,580 食	保安指示灯	20 本
アルファ化米	38,750 食	雨カップ	540 枚
お粥	13,200 食	樹脂製手押し車	3 台
粉ミルク	2,160 食	折りたたみ式手押し車	1 台
液体ミルク	2,136 食	脚立	1 脚
紙おむつ(幼児用)	5,794 枚	はしご兼用脚立	1 脚
紙おむつ(大人用)	1,852 枚	ガス炊飯器	8 台
生理用品	12,176 枚	鋳物ガスコンロ	15 台
飲料水 (500ml)	96,192 本	カセット式ガスコンロ	15 台
毛布	15,460 枚	かまどセット	4 組
ヘルメット	155 個	給茶器	6 台
担架	25 台	飲料水袋	2,200 枚
救命胴着	5 着	ポリタンク 20L	20 個
パイプスコップ	23 丁	ポリバケツ 15L	6 個
パール	30 丁	トタンバケツ	20 個
掛矢	15 丁	ケトル	11 個
大ハンマー	15 丁	鍋	21 個
ツルハシ	15 丁	金タライ	10 個
トラロープ	17 巻	まな板	50 枚
ホイスト用ロープ	2 本	包丁	50 本
ブルーシート	1,800 枚	水杓	20 本
パイプテント(1張は市役所倉庫)	2 張	汁杓子	30 本
発電機	10 台	飯杓子	50 本
投光器(三脚付)	10 台	アルミボール	20 個
強力ライト	100 個	フードコンテナ	50 個
ヘッドライト	10 個	パレット(樹脂製)	4 枚
蛍光灯ランタン	16 個	紙コップ	1,500 個
ラジオ	136 個	タオル	400 枚
コードリール	20 個	防塵マスク	720 枚
拡声器	29 台	避難所用フロアシート(シートタイプ)	765 枚
仮設トイレ	101 台	避難所用フロアシート(ロールタイプ)	170 本

※新型インフルエンザ対策用備蓄品は除く

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
3 非常用品備蓄

イ 市備蓄一覧

(令和6年4月1日現在)

種類	ク ラ ッ カ ー (食)	ア ル フ ア 化 米 (食)	お 粥 (食)	粉 ミ ル ク (食)	液 体 ミ ル ク (食)	紙 お む つ (枚)	紙 お む つ (枚)	生 理 用 品 (枚)	毛 布 (枚)	ラ ジ オ (台)	便 談 ト イ レ (台)	飲料水 500ML (本)	ろ 水 機 (台)	飲料水 10L (枚)	医 療 用 備 蓄
保管施設															
稲里備蓄倉庫	13,140	27,400	9,050	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1,000	
西沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	360	0	5	71,712	0		
東沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロシードアリーナHIKONE 備蓄倉庫2	0	0	0	2,160	2,136	5,726	1,826	11,664		0	0	11,904	0		
プロシードアリーナHIKONE 外部倉庫	360	500	200	0	0	68	26	512	790	0	0	96	0		
中通	0	0	0	0	0	0	0	0	3,470	0	41	0	0		
市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	180	35	3	0	0		
城東小学校	120	700	200	0	0	0	0	0	800	3	4	264	1		1
城西小学校	240	500	150	0	0	0	0	0	200	3	1	384	1		1
金城小学校	180	500	100	0	0	0	0	0	570	2	3	408	1		1
城北小学校	240	550	150	0	0	0	0	0	790	2	4	336	1		1
佐和山小学校	240	450	200	0	0	0	0	0	40	3	1	360	1		1
旭森小学校	240	250	300	0	0	0	0	0	200	3	3	504	1		1
平田小学校	300	500	200	0	0	0	0	0	40	3	1	336	1		1
城南小学校	180	500	200	0	0	0	0	0	90	2	1	432	1		1
城陽小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	430	3	5	552	1	500	1
若葉小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	890	3	3	216	1		1
鳥居本小学校	240	500	250	0	0	0	0	0	900	3	1	480	1		1
高宮小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	40	3	2	336	1		1
河瀬小学校	240	500	150	0	0	0	0	0	820	2	1	264	1		1
亀山小学校	240	550	200	0	0	0	0	0	800	3	1	504	1		1
稲枝東小学校	180	400	200	0	0	0	0	0	40	3	1	288	1		1
稲枝北小学校	240	500	200	0	0	0	0	0	400	2	1	336	1		1
稲枝西小学校	180	500	200	0	0	0	0	0	40	3	1	216	1		1
鳥居本中学校	120	400	100	0	0	0	0	0	140	3	1	456	0		
西中学校	120	300	100	0	0	0	0	0	50	3	1	360	0		
東中学校	120	350	100	0	0	0	0	0	30	3	1	360	0		
中央中学校	120	300	100	0	0	0	0	0	40	3	1	240	0		
南中学校	180	300	50	0	0	0	0	0	30	3	1	360	0		
彦根中学校	120	400	100	0	0	0	0	0	40	3	1	336	0		
稲枝中学校	120	400	100	0	0	0	0	0	40	3	1	312	0		
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0		1
福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	430	2		96	0	500	
勤労福祉会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
高宮地域文化センター	60	0	0	0	0	0	0	0	100	2		96	0		
稲枝地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	10		2	96	0		
鳥居本地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
旭森地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
東地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
西地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
河瀬地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
南地区公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		0	0		
市民交流センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
人権福祉交流会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	1	96	0		
亀山出張所	60	0	0	0	0	0	0	0	10	2		96	0		
ひこね市文化プラザ	60	0	0	0	0	0	0	0	610		3	96	0		
バナソニック株式会社くらシア プライアンス社	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
大蔵浄水場	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0		0	0	200	
彦根総合卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	780	0		0	0		
彦富町公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
千松会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
三津屋町民会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
新海浜公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
キャッスルホテル	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根幼稚園	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0		96	0		
彦根市翔西高等学校 第二体育館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
近江高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根翔西館高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根工業高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
3 非常用品備蓄

種類	クラッ カー（食）	アル ファ化米 （食）	お粥 （食）	粉ミ ルク（食）	液体ミ ルク（食）	紙おむ つ（枚）	紙おむ つ（大人用） （枚）	生理用品 （枚）	毛布（枚）	ラジ オ（台）	仮設 トイレ（台）	飲料水 500ML （本）	ろ水機 （台）	飲料水 10L （枚）	医療用 備蓄
保管施設															
河瀬高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀県立大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
聖泉大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根商工会議所	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
稲枝商工会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
中老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
北老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合スポーツ公園	120	0	0	0	0	0	0	0	220	2	4	192	0		
亀の井ホテル彦根	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
J A 東びわこ彦根中央支店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
J A 東びわこ本店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
J A 東びわこ稲枝支店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
合計	20,580	38,750	13,200	2,160	2,136	5,794	1,852	12,176	15,460	136	101	96,192	17	2,200	18

※ 医療用備蓄に、安定ヨウ素剤を含む。

ウ 市の備蓄倉庫一覧

名称	所在地
彦根市防災備蓄倉庫（稲里防災備蓄倉庫）	稲里町
彦根市防災備蓄倉庫（西沼波防災備蓄倉庫）	西沼波町
彦根市防災備蓄倉庫（彦根市スポーツ・文化交流センター）	小泉町
（株）中通	高宮町
彦根市防災備蓄倉庫（彦根総合スポーツ公園）	松原町

（4）県の備蓄倉庫および備蓄物資

県の災害救助用備蓄物資保管倉庫について、彦根市および湖東に置かれているものは次のとおりである。

事務所名	物資種別	備蓄数量	保管倉庫の場所	保管倉庫業者
湖東健康福祉事務所	パン（食）	17,350	犬上郡多賀町中川原 453-3	日本通運(株)滋賀支店彦根営業課 犬上郡多賀町中川原字桜本 453-3
	アルファ化米[アレルギー対応]（食）	14,100		
	毛布（枚）	5,700		
	レトルト食品（食）	12,160		
	紙おむつ（乳幼児用）（枚）	10,168		
	紙おむつ（大人用）（枚）	560		
	不織布マスク（普通サイズ）（枚）	26,400		
	不織布マスク（子ども用サイズ）（枚）	3,600		
	生理用ナプキン（昼用）（枚）	1,120		

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
3 非常用品備蓄

	生理用ナプキン（夜用） （枚）	600		
	生理用ショーツ（Mサイズ）（枚）	60		
	生理用ショーツ（Lサイズ）（枚）	60		

4 物資供給関係

(1) 地震発生時の時間経過に応じた対策

ア 給水計画

	住民	市本部	県本部
地震発生後 24 時間程度まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (1人1日3リットルを目安に備蓄) (各家庭で3日分を確保することを基本とする。)	・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手(病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先) ・県本部への応援依頼	・市本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 ・市町村、応援主管府県、自衛隊または国等へ応援要請
地震発生後 3 日目程度まで	上記(1)に加え・ 応急給水により飲料水等を確保 ・家庭用井戸の活用(近隣家庭への協力)	・各給水場所において飲料水、生活用水の給水を実施(給水車等を使用) ・ろ水機による給水場所を設営し、給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報	・近隣市町、応援主管府県、自衛隊または国等と連携して市本部の給水活動を支援
地震発生後 4 日目を以降	上記(2)に加え・ 応急給水活動に協力	上記(2)に加え ・応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水	(同上)

イ 食糧供給計画

	住民	市本部	県本部
地震発生後 24 時間程度まで	・原則として各家庭の備蓄食糧で対応 (各家庭で3日分を確保することを基本とする。)	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄食糧の供給 ・県本部等に備蓄食糧の払い出しを要請	・公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示 ・滋賀県トラック協会に輸送の協力要請 ・流通業者への協力要請(流通在庫の供出) ・必要に応じて広域応援依頼
地震発生後 3 日目程度まで	上記(1)に加え・ 市、県等による供給により食糧を確保	・食糧の集積・配送拠点の運営 ・食糧供給場所の設置(避難場所等) ・県備蓄物資の受け入れ ・避難場所等への食糧輸送 ・避難場所等での食糧供給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき備蓄食糧の払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市本部の食糧供給活動を支援
地震発生後 4 日目を以降	上記(2)に加え・ 可能な範囲で炊事、調理を実施	上記(2)に加え ・県外から輸送された食糧を避難場所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施	・県外から輸送された物資の受け入れ ・市本部の食糧供給活動を支援

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

4 物資供給関係

ウ 生活必需品供給計画

	住民	市本部	県本部
地震発生後 24時間程度まで	・原則として各家庭での備蓄で対応 ・住民相互支援により対応（各家庭で3日分を確保することを基本とする。）	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄物資の供給 ・県本部への応援依頼 ・輸送車両の手配	・公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示 ・滋賀県トラック協会に輸送の協力要請 ・流通業者への協力要請（流通在庫の活用） ・必要に応じて広域応援依頼
地震発生後 3日目程度まで	上記(1)に加え・市、県等による供給により生活必需品を確保	・供給場所の設置（避難所等） ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき備蓄物資の払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊等との連携のもと、市本部の活動を支援
地震発生後 4日目以降	(同上)	上記(2)に加え・県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給	上記(2)に加え・県外から輸送された物資の受け入れ

(2) 災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領(滋賀県)

第1 目的

災害時等において被災者および救助作業従事者に対し、炊き出し等給食を行う必要があるとき、給食に必要な応急食糧の引渡しに関して必要な事項を定め、災害時等における食糧供給の万全を図る。

第2 応急食糧の緊急引渡しの実施

知事は、応急食糧の引渡しを実施するに当たっては、「政府所有米穀の販売要領」（平成16年3月31日付け15総食第829号総合食料局長通知）および「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知）ならびに「災害時等における乾パンの取扱要領」（平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知）に基づくほか、この要領による。

第3 応急食糧引渡し品目

応急食糧引渡し品目は原則として米穀とするが、災害等の状況および消費の実情等によって、乾パンにすることもできる。

第4 米穀引渡しの基本事項

米穀引渡しの対象となる者（以下「引渡対象者」という。）および1人当たり引渡し基準量（以下「基準量」という。）ならびに米穀引渡しまたは販売を行わせるのを適当と認める者（以下「取扱者」という。）等、米穀引渡しを実施するに当たっての基本事項は別表1に掲げる。

第5 米穀引渡し数量

米穀の引渡し数量は別表1に掲げる基準量に引渡し対象者数および実施日数ならびに食数を乗じて得た数量とする。

第6 米穀引渡しの方法

1 災害救助法または国民保護法が発動されない場合(図1)

(1) 引渡の申請

取扱者は、応急用米穀引渡しを実施する必要があると認めるときは、「応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書」(様式1)を、当該地域を管轄する地域振興局長等(本庁直轄市町を除く。以下地域振興局長等。)の経由の上、知事あて提出する。

ただし、やむを得ない事情により「申請書」の提出が困難であると認められるときは、申請内容を電信、電話等により、県農業経営課長に連絡し、事後速やかに所定の「申請書」を提出する。

(2) 応急用米穀の売却要請等

ア 知事は、前項の「申請書」を受理し、必要と認めた時は、「応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)所要数量通知書」(様式2)により滋賀農政事務所長(以下「所長」という。)に通知をする。

イ 所長はアの通知を受けたときは、「政府所有米穀の販売要領」第6に基づき、手続きを行い、アの通知により行った手続きの内容については、知事に通知する。

ウ 知事は、イの通知を受けたときは取扱者に対し、地域振興局長等経由の上、その通知内容を通知する。

エ 取扱者は前項の通知により現品の引渡を受ける。

オ 届出事業者等および取扱者は、出荷・納品伝票等を確認の上、現品の受渡しを行う。

2 災害救助法または国民保護法が発動された場合(図2、3、4)

(1) 災害救助用米穀の緊急引渡しを実施する場合

ア 知事は、取扱者から第6の1(1)に準じて災害救助用米穀等の引渡し要請があり、必要と認めたときは、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、所長に要請する。

イ 所長は知事から要請を受けたときは、前項同要領に基づき、引渡す。なお、この場合、同要領中「市町長」とあるのは「取扱者」と読み替える。

ウ 取扱者は、政府所有食糧を保管する倉庫(以下「倉庫」という。)の責任者(政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。)に受領書を交付し、現品の引渡しを受ける。

エ 市町長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法または国民保護法の発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、滋賀農政事務所消費流通課長および同地域課長(以下、「地域課長等」という。)または倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができる。

オ 知事は、アまたはエにより災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により買い受けること。なお、この場合の価格については、契約担当官総合食料局長が、災害救助法または国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とし、所長は知事に決定した価格を通知する。

カ 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは行わないものとする。ただし知事または知事の指定する者(知事または市町長が取扱者として指定した届出事業者等をいう。以下「引取人」という。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事または引取人から引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

(2) 報告

ア 倉庫の責任者は、荷渡指図書(概数による荷渡指図書の場合も含む)によることなく、(1)のエにより災害救助用米穀の引渡しについて地域課長等からの指示、また市町長からの要請を受けた場合に、当該物品の全量について、その引渡を完了したときは、次の書類を作成し、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の書類を1部づつ一括して綴り込み、3部作成して保管業務担当職員の確認を受けて、地域課長等に報告する。

(ア) 市町長からの「災害救助用米穀引渡申請書」(様式4)(写)3部

(イ) 市町長からの「受領書」(様式3)3部

(ウ) 「緊急出庫日報」(様式5)4部(1部を倉庫責任者の控えとする。)

(エ) 「日別引渡数量明細書」(様式6)4部(1部を倉庫責任者の控えとする。)

イ 市町長は、(1)のエにより、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、年産、銘柄、等級、包装、数量等を報告する。

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

4 物資供給関係

第7 乾パンによる応急給食の方法

1 給食の申請

取扱者は給食対象者に対し応急給食を行うため、乾パンを必要とする場合は、第6の1の(1)に準じて行う。なお、乾パンの規格等については、別表2のとおりとする。

2 給食の実施

- (1) 知事は、前項の要請を受け、必要と認めた時は、所長に対しこの旨申請するものとする。
- (2) 所長は(1)の通知を受けたときは、「災害時等における乾パンの取扱要領」に基づき手続きを行う。

第8 価格

米穀および乾パンの応急給食の場合の価格は次による。

- (1) 災害救助法または国民保護法が発動されない場合における応急用米穀の価格
災害等発生直前時における適正な価格を基準とした管内の届出事業者等の販売価格
- (2) 災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の価格
第6の2(1)のオに定める価格
- (3) 乾パンによる場合
乾パンの政府売却価格

第9 給食および販売実績の整備

届出事業者等および販売業者は、応急給食および販売を実施した場合は、その実績を明確にしておく。

第10 災害時等における応急食糧の緊急確保措置

知事は災害情報等により、災害発生等のおそれがあると判断したときは、応急食糧の確保について、直ちに所長と協議する。

付則(平成17年7月21日滋農経第437号)

- 1 この要領は、平成17年7月21日から適用する。
- 2 「災害時における災害救助用米穀の緊急引渡し実施要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」および「災害時における乾パンの取扱要領」は廃止する。

付則(平成19年8月23日滋農経第675号)

この要領は、平成19年8月23日から施行する。

5 道路・輸送関係

(1) 道路の整備現況

(単位：m、%)

区分	総延長	舗装道	砂利道	舗装率	改良済延長	改良整備率
国道	14,833	14,833	—	100.0	14,833	100.0
県道	107,511	103,198	4,313	95.9	88,632	80.6
市道	648,169	611,414	36,755	94.3	280,438	43.2
広域 農道	7,847	7,847	—	100.0	7,847	100.0
合計	775,131	733,756	41,375	97.55	387,248	80.85

(令和6年3月31日現在)

(2) 緊急輸送道路

ア 第一次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕

- (ア) 名神高速道路（彦根IC含む）
- (イ) 国道8号
- (ウ) 国道306号（原町～外町）
- (エ) 主要地方道彦根近江八幡線（大東町～外町）
- (オ) 県道彦根港彦根停車場線（湖東地域振興局、市役所）（旭町～元町）
- (カ) 市道彦根駅平田線（大東町～旭町）
- (キ) 県道彦根米原線

イ 第二次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕

- (ア) 国道306号
- (イ) 主要地方道大津能登川長浜線
- (ウ) 主要地方道彦根近江八幡線
- (エ) 県道三津屋野口線（三津屋町～日夏町）
- (オ) 県道神郷彦根線
- (カ) 県道彦根港彦根停車場線（松原二丁目～松原町）
- (キ) 県道彦根城線（古沢町～松原町）
- (ク) 県道彦根城線（佐和町～金亀町）
- (ケ) 県道多賀高宮線
- (コ) 県道彦根環状線
- (サ) 市道金亀3号線
- (シ) 市道高宮多賀線
- (ス) 市道高宮町七軒町・桃線
- (セ) 市道八坂西今線

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

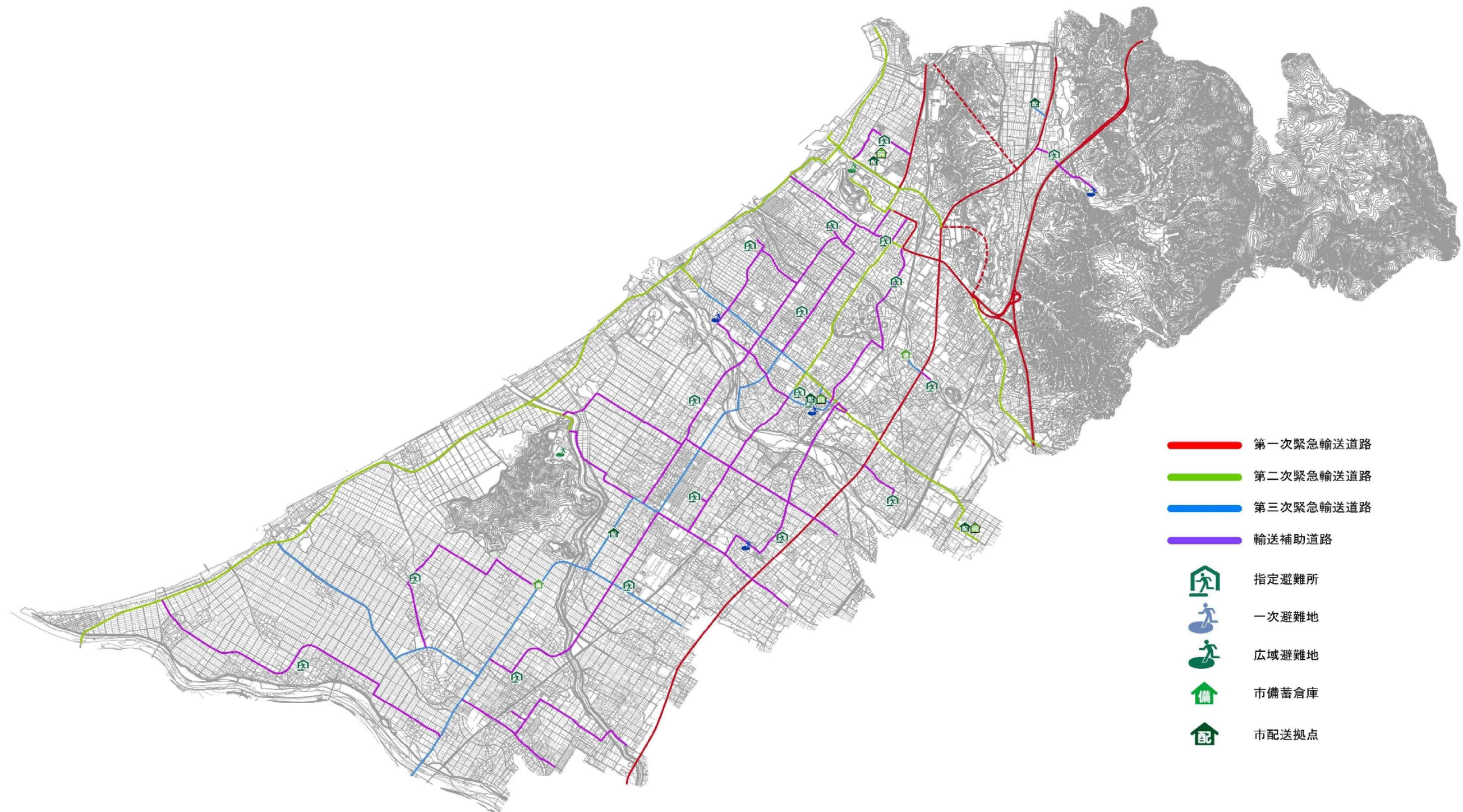
5 道路・輸送関係

ウ 市指定緊急輸送道路（第三次緊急輸送道路）

- (ア) 主要地方道大津能登川長浜線
- (イ) 県道三津屋野口線
- (ウ) 市道芹橋彦富線
- (エ) 主要地方道愛知川彦根線
- (オ) 県道彦根環状線（戸賀町地先）
- (カ) 県道神郷彦根線
- (キ) 県道賀田山安食西線
- (ク) 市道八坂西今線
- (ケ) 市道小泉庄堺線
- (コ) 市道稲部本庄線
- (サ) 市道福満団地1号線
- (シ) 市道西沼波旭橋線
- (ス) 市道宮田上矢倉線

(3) 緊急輸送ネットワーク図

(3) 緊急輸送ネットワーク図



(4) 車両等の調達先

バス車両の調達先

事業所名	所在地	電話
近江鉄道(株)本社	駅東町	22-3301
湖国バス(株)彦根営業所	野口町	25-2503
滋賀交通(株)彦根営業所	後三条町	22-4502

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

(5) 市道等の除雪体制（実施区分）

路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
1	下矢倉仏生寺線	3879.9	甲田町、中山町、善谷町、荘厳寺町、仏生寺町
2	松原佐和山線	563.8	松原町、古沢町
3	古沢安清線	849.1	古沢町
4	彦根駅里根線	248.4	安清東町、外町
5	彦根駅平田線	4,366.0	山之脇町、小泉町、平田町、岡町、芹川町、芹中町、河原1丁目、河原3丁目、芹町、安清町、大東町、旭町
6	佐和立花線	441.1	佐和町、立花町、
8	中央銀座線	390.8	中央町、銀座町
9	大東船町線	1,003.7	大東町、京町3丁目、佐和町、旭町、船町、古沢町
10	長曾根銀座線	550.0	本町1丁目、芹橋2丁目、銀座町
11	芹橋彦富線	8,497.3	銀座町、芹橋1丁目、芹橋2丁目、後三条町、平田町、戸賀町、西今町、野瀬町、宇尾町、蓮台寺町、日夏町、清崎町、賀田山町、太堂町、金沢町、稲部町
12	大藪金田線	6,820	大藪町、開出今町、甘呂町、日夏町、清崎町、稲里町、金田町
13	西沼波野田山線	2,156.7	西沼波町、芹川町、東沼波町、地蔵町、正法寺町、野田山町
14	彦根口河瀬駅線	5,383.3	岡町、小泉町、東沼波町、西今町、竹ヶ鼻町、高宮町、広野町、犬方町、堀町、金剛寺町、森堂町、極楽寺町、川瀬馬場町、南川瀬町
15	小泉庄堺線	3,133.1	開出今町、野瀬町、西今町、小泉町
16	八坂西今線	1,606.4	八坂町、開出今町、西今町
18	八坂野瀬線	1,589.9	八坂町、開出今町、野瀬町
19	高宮多賀線	637.6	高宮町
21	石寺稲里線	3,194.4	石寺町、下岡部町、上岡部町、稲里町
22	稲部三津線	2,820.4	稲部町、肥田町、金沢町、海瀬町、三津町
24	稲部本庄線	2,050.0	金田町、彦富町、出路町、本庄町、田原町
25	稲枝停車場線	249.2	稲枝町、野良田町
51	中山道線	7,608.4	中山町、下矢倉町、鳥居本町、小野町、原町、高宮町、法士町、西葛籠町、葛籠町、川瀬馬場町、野口町、南川瀬町、地蔵町、大堀町
53	宮田米原東口線	885.5	宮田町
54	宮田佐和山線	1,465.9	宮田町、鳥居本町、佐和山町
55	宮田上矢倉線	420.0	鳥居本町、宮田町
56	内町三ツ割線	1,099.5	鳥居本町、佐和山町
57	佐和山小野線	400.0	佐和山町
58	松原町大黒前鴨ノ巣線	1,151.2	松原町
59	城町線	252.9	城町2丁目、城町1丁目
60	安清西沼波線	766.7	安清町、芹町、芹川町、西沼波町

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
61	芹川堤防線	3,319.9	長曾根町、中藪2丁目、中藪1丁目、池州町、芹2丁目、芹橋1丁目、河原2丁目、河原1丁目、芹町、芹川町、西沼波町
62	大藪橋向線	1,422.5	長曾根南町、中藪町、後三条町、橋向町
63	旭橋大堀橋線	431.6	東沼波町、大堀町
64	正法寺高宮線	1,100.0	大堀町、高宮町
65	南彦根駅竹ヶ鼻線	526.4	竹ヶ鼻町、西今町
66	須越辻堂線	2,100.0	須越町、甘呂町、蓮台寺町、宇尾町、堀町
67	辻堂葛籠線	1,886.5	辻堂町、極楽寺町、森堂町、金剛寺町、西葛籠町
68	川瀬馬場南川瀬線	318.9	川瀬馬場町、南川瀬町
69	清崎南川瀬線	2,437.7	日夏町、清崎町、南川瀬町
71	賀田山安食中線	1,949.5	賀田山町、太堂町、安食中町
72	賀田山稲部線	1,983.8	賀田山町、金沢町、稲部町
73	中下長江線	1,099.1	金沢町
74	石寺上西川線	1,031.6	下岡部町、上西川町
75	石寺田附線	3,458.8	石寺町、下西川町、薩摩町、甲崎町、普光寺町、南三ツ谷町
76	上西川普光寺田原線	723.0	上西川町、普光寺町
77	南三ツ谷本庄線	520.0	南三ツ谷町、本庄町
78	上稲葉野良田線	1,412.2	上稲部町、服部町、稲枝町、野良田町
102	荘厳寺線	637.7	荘厳寺町
103	善谷線	1,256.4	荘厳寺町、善谷町
105	鳥居本中山線	260.0	鳥居本町
108	鳥居本団地2号線	333.7	鳥居本町
115	鳥居本団地9号線	100.0	鳥居本町
141	鳥居本宮田東西線	100.0	宮田町
143	鳥居本駅前線	54.5	鳥居本町
195	原町五反田四十八線	526.5	原町
196	彦根インター南団地1号線	526.5	西沼波町、原町
216	西沼波六反畑芹川上野線	850.0	西沼波町、芹川町
245	外町安清東線	398.2	外町、安清東町
257	古沢町石ヶ崎御殿道線	785.5	古沢町
269	千原団地1号線	56.4	松原町
296	松原水泳場線	1,262.5	松原2丁目、松原町
338	佐和船町1号線	380.4	元町、旭町、船町、松原町、古沢町
354	彦根駅前4号線	340.0	安清町、安清東町、大東町
356	彦根駅前6号線	147.3	大東町、
363	彦根駅前13号線	100.0	大東町
403	芹町4号線	354.9	芹町
509	城町5号線	199.9	馬場1丁目
510	城町6号線	128.8	城町2丁目

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
543	松原町大上後線	304.5	松原町、松原一丁目
545	宮田町上沢桑原線	373.3	鳥居本町、宮田町
572	小野・鳥居本名神高速側道線	1,399.2	鳥居本町、小野町
588	古沢町松縄手南2号線	300.0	古沢町
644	松原弁天前4号線	193.6	松原町
777	大藪団地1号線	790.0	大藪町、長曾根南町
804	大藪団地28号線	610.0	大藪町
1050	山之脇平田線	378.6	山之脇町、平田町
1095	西沼波大堀線	60.0	西沼波町
1096	西沼波町1号線	91.1	西沼波町
1101	西沼波橋旭橋線	413.0	西沼波町、東沼波町
1130	小泉高宮線	517.0	小泉町、東沼波町、高宮町
1139	日の出西川原線	666.9	高宮町
1145	東沼波大堀線	440.9	東沼波町、大堀町
1306	清崎南川瀬北通り線	733.7	清崎町、南川瀬町
1373	広野法土線	760.0	高宮町、広野町、犬方町
1384	森堂西葛籠線	167	森堂町、極楽寺町
1446	川瀬馬場町宮ノ東大上線	403.6	川瀬馬場町、野口町
1467	石寺町新前徳女線	559.0	石寺町、薩摩町
1475	下岡部稲里線	1,617.5	下岡部町、上岡部町、稲里町
1489	上西川2号線	108.0	上西川町
1492	上西川本庄線	1,730.0	上西川町、田原町、本庄町
1519	稲枝駅前線	700.0	稲枝町、稲部町
1601	柳川薩摩線	1,512.2	柳川町、薩摩町、石寺町
1602	薩摩3号線	241.0	薩摩町
1617	新海栗見橋線	669.4	新海町
1634	石寺・八坂線	3,604.8	石寺町、三津屋町、須越町、八坂町
1647	薩摩彦富線	3858.5	薩摩町、甲崎町、上西川町、下西川町、下岡部町、上岡部町、田原町、本庄町、出路町、彦富町
1656	田附本庄線	2,812.0	田附町、南三ツ谷町、本庄町
2003	松原町網代口・矢倉線	791.4	松原町
2014	夢京橋線	365.5	本町1丁目、本町2丁目
2015	馬場6号線	544.9	馬場1丁目、馬場2丁目、城町2丁目
2024	彦根駅前東1号線	591.6	古沢町
2031	彦根駅前東8号線	150.5	古沢町、駅前町
2151	安清芹川線	200	安清町、安清東町、外町、芹川町
3038	高宮町雨アカス遊行塚線	104.5	高宮町
3063	高宮町小橋爪・北六ノ町線	320.0	高宮町
3113	八坂町15号線	823.5	八坂町
3125	南彦根駅環状線	346.4	小泉町

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

路線番号	路線名	地区内延長 (m)	該当町名
3168	大藪町大り線	1,235.3	長曾根南町、大藪町、八坂町
3300	高宮町七軒町・桃線	1726.1	高宮町
4060	日夏町巡礼街道線	1,241.4	日夏町、甘呂町
4068	極楽寺町学校東線	102.8	極楽寺町
4125	蔵ノ町団地16号線	398.6	開出今町
4126	河瀬駅西口広場線	142.4	南川瀬町
4169	辻堂川瀬馬場線	1138.2	辻堂町、極楽寺町、川瀬馬場町
5001	中山町中山口・井戸谷線	460.0	中山町
5003	松原町千原・弁天前線	140.0	松原町、古沢町
5005	岡町山之脇線	559.6	岡町、山之脇町
5008	河原16号線	469.0	河原2丁目、河原3丁目、河原1丁目
5010	日夏町北境・川久保線	280.0	清崎町、日夏町
5011	稲里町桜木・大又線	387.5	稲里町
5013	福満団地1号線	293.0	小泉町
5016	三津町一ノ坪・小柳線	340.1	三津町
5018	彦富稲部線	920.0	彦富町、金田町
5020	立花佐和線	365.0	立花町、金亀町、佐和町
5021	東沼波原線	1,239.3	東沼波町、地藏町、原町
5022	男鬼武奈線	2,990.7	男鬼町・武奈町
5023	仏生寺男鬼線	5,706.0	仏生寺町
5024	笹尾町高尾・谷ノ奥線	1,050.0	笹尾町
5025	宮田町走り前田線	330.0	宮田町
5026	城町金亀線	745.0	城町2丁目、馬場1丁目、金亀町
5028	八坂開出今線	1,504.9	八坂町、開出今町
5029	甘呂広野線	2,439.4	開出今町、甘呂町、宇尾町、高宮町、広野町
5030	法士金剛寺線	450.0	犬方町、法士町
5032	賀田山日夏線	1,294.1	賀田山町、清崎町、日夏町、川瀬馬場町
5040	カネボウ前線	467.8	長曾根南町、中藪2丁目、栄町2丁目
5041	外町芹川線	220	外町
5042	芹川町塚町・矢立線	340.4	芹川町
—	河瀬駅東口ロータリー	136.1	南川瀬町
—	広域農道	7,847.2	法士町、犬方町、金剛寺町、堀町、辻堂町、日夏町、甘呂町、須越町、三津屋町、石寺町、下西川町、上西川町
—	稲村山農道	2,935.5	下西川町、下岡部町、上岡部町、稲里町、金田町
—	林道荒神山線	2,388.3	下岡部町、上岡部町、稲里町、清崎町、石寺町
—	林道日夏山線	2,594.5	日夏町、三津屋町、石寺町
—	林道高根中山線	641.0	鳥居本町、中山町

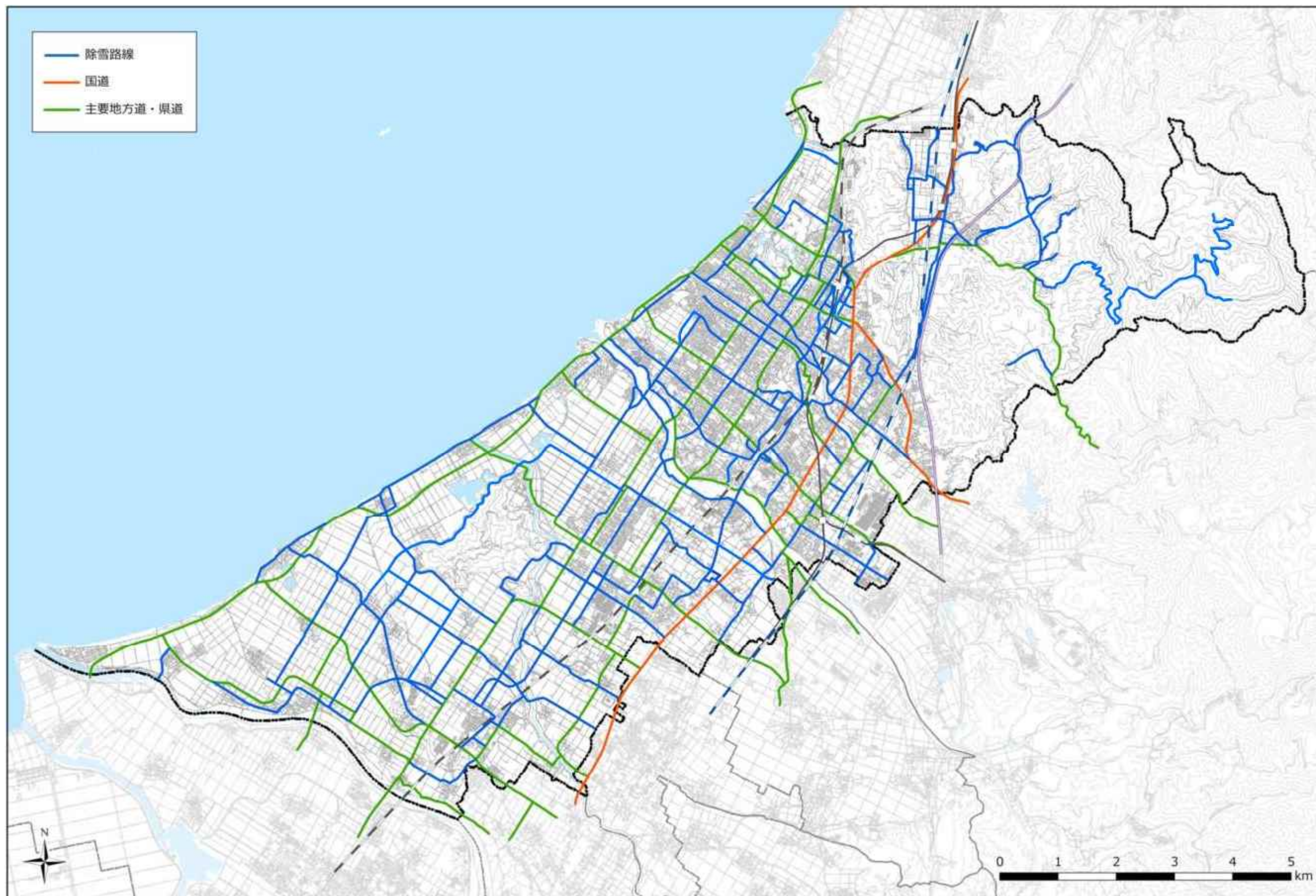
第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
5 道路・輸送関係

(6) 橋りょうの一覧

区分	総数		永久橋		木橋・石橋	
	個数	橋長	個数	橋長	個数	橋長
総数	657	8,462	655	8,455	13	50
国道	19	340	19	340	—	—
県道	139	3,033	138	3,028	1	5
市道	491	4,690	490	4,687	1	2
広域農道	6	415	6	415	—	—

(令和5年3月31日現在)

(7) 除雪体制関係図



6 施設関係

(1) 要配慮者利用施設

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芦川	犬上川	宇曾川	斐知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
1	リヴフォーエバー彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
2	彦根中央介護医療院	介護医療院	滋賀県彦根市西今町421番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
3	るりあん福祉	サ高住	滋賀県彦根市野良田町287-3	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
4	昭和元氣くらぶ	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
5	南ひこね福祉館	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
6	第二選返の郷 特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
7	メイプルコート日夏	有料老人ホーム	彦根市日夏町3662-4	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
8	ほのほの	通所型サービスA	彦根市平田町107-11	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
9	ショートステイ サニープレイス彦根	短期入所施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
10	特別養護老人ホーム サニープレイス彦根	介護老人福祉施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
11	はるのうみ	通所リハ	彦根市西今町369番地1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
12	彦根ケアセンターそよ風	デイサービスセンター	滋賀県彦根市駅東町2-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
13	スリースターズ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市開出今町1414-6	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
14	じょいふるびわこ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市新海町2240	1.0m～2.0m未満	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
15	シンシア彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
16	シンシア彦根	短期入所施設	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
17	レッツ倶楽部高宮町	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町903-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
18	彦根ひらたデイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
19	南ひこねグループホーム福祉館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
20	花しょうぶの郷 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	滋賀県彦根市福枝町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
21	花しょうぶの郷デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市福枝町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
22	栄町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市栄町2丁目1-22	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
23	じょいふるあっといなえ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市下西川町1098	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
24	デイサービス 久左	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
25	久左の家	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
26	特別養護老人ホーム 近江第二ふさと園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市開出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
27	彦根市中老年人福祉センター	老人福祉センター	滋賀県彦根市開出今町1361-1	0	0.5m～1.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
28	ハートフルビルズ彦根別館ハートフルホーム彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市外町101	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
29	あったかハウス甘呂デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
30	あったかハウス甘呂グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
31	わいわいがやが家 甘呂	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
32	あったかハウス甘呂グループホーム サフラン	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
33	デイサービスセンター 城	デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町918	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
34	あったかハウス京町デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
35	あったかハウス京町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
36	特別養護老人ホーム ナースログ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市極楽寺町605	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
37	小規模多機能型居宅介護事業所 ぶどうの家 芹橋	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市芹橋2丁目9-42	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
38	彦根市佐和山デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市芹川町484-4	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
39	グループホーム えくぼ	グループホーム	滋賀県彦根市金剛寺町58-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
40	彦根市ふたばデイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市金剛寺町95-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
41	リハプライド 彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市龍座町4-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
42	アンジェス彦根城	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市元町1-43	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
43	やさしい手シニアリビング やさしえ彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市後三条町289	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
44	ボラリスデイサービスセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大藪町2509-2	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
45	デイホーム ぶどう	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市後三条町468	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
46	JA東びわこデイサービスセンターたかみや	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町1017-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
47	ナーシングホームすずらん	看護小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市高宮町1368-7	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
48	アネシス南彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
49	サくビス付き高齢者向け住宅 アネシス南彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
50	デイホームゆりの木 彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市松原町1136-1	0.5m未満	0	0	0	0	0	0	0
51	湖郷の彩風 彦根	特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市松原町1435-13	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
52	特別養護老人ホーム 千松の郷	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市松原町520-1	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
53	特別養護老人ホーム 千松の郷II 番館	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市松原町524	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
54	特別養護老人ホーム さざなみ苑	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
55	さざなみ苑デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
56	さざなみ苑ショートステイ	短期入所施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
57	グループホームさざなみ苑	グループホーム	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
58	湖の辺の道	グループホーム	滋賀県彦根市新海町2237	0.5m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
59	デイサービスセンター新海	デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海町2243-2	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
60	ぬくもりの家みかさづか	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海町2243-2	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
61	デイサービスセンター寿安	デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海浜1丁目9-5	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
62	ニチケアセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西葛籠町311-6	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
63	株式会社コモドライフ デイサービスクローバー	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西沼波町256-1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
64	近江ふるさと園 短期入所生活介護事業所	短期入所施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
65	特別養護老人ホーム 近江ふるさと園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
66	彦根市デイサービスセンター-さらら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
67	彦根市グループホームゆうゆう	グループホーム	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
68	機能訓練特化型デイサービスがじゅまる	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1082-3	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
69	サニーブレイス河瀬	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
70	サニーブレイス河瀬デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
71	ニチケアセンター大森	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大森町2505-1	0.5m未満	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
72	アンジェス彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市大森町737-3	0.5m～1.0m未満	2.0m～5.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
73	グループホーム ひこねの憩	グループホーム	滋賀県彦根市地蔵町203-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
74	仄香の郷地蔵デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
75	すみよしクリニックデイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町292-1	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
76	介護老人保健施設 アロフエテ彦根	介護老人保健施設	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
77	デイサービス はえみ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市田附町1227	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
78	養護老人ホーム金亀荘	養護老人ホーム(一般)	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
79	遡還の郷デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
80	遡還の郷特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
81	レジリエンスラボ仄香	デイサービスセンター	滋賀県彦根市戸賀町100-50	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
82	彦根市北デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市馬場1丁目5-5	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
83	彦根市北老人福祉センター	老人福祉センター	滋賀県彦根市馬場1丁目5-5	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
84	グループホームあいの里八坂	グループホーム	滋賀県彦根市八坂町1900-12	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
85	ミドリヤ いなえ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市肥田町1013-2	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
86	ぼぼハウス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町107-11	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
87	平田ケアレジデンス翔裕館	地域密着型特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
88	平田ケアホテル翔裕館	短期入所施設	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
89	平田デイサービス爽やかな風	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
90	平田小規模多機能ホーム爽やかな風	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
91	デイサービスせくら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町136-5	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
92	デイサービスりはたま	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町162-15	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
93	デイサービスセンター-べるふらっと	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町258-3	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
94	ハッピーフィットネスひこね	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町289-6	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
95	彦根ひらた翔裕館	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
96	ひらたグループホーム翔裕館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
97	ツクイ彦根平田	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町589-1	0	0.5m～1.0m未満	2.0m未満	0	0	0	0	0
98	デイサービス よもぎの里	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町901	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
99	るりあん彦根	サ高住(有料老人ホームではない)	滋賀県彦根市野口町276-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
100	ハートフルヒルズ彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市里根町191-1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
101	デイサービス ひまわり	デイサービスセンター	滋賀県彦根市里根町191-1 1-ト7&7&7 彦根	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
102	佐和山小学校	小学校	滋賀県彦根市安清町11-32	0	2.0m未満	0	0	0	0	0	0
103	稲枝東小学校	小学校	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
104	稲枝北小学校	小学校	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
105	彦根南中学校	中学校	滋賀県彦根市甘呂町156	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
106	城東小学校	小学校	滋賀県彦根市京町2-2-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
107	彦根東中学校	中学校	滋賀県彦根市芹川町443	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
108	彦根西中学校	中学校	滋賀県彦根市金亀町8-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
109	高宮小学校	小学校	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
110	城北小学校	小学校	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
111	中央中学校	中学校	滋賀県彦根市西今町1207	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
112	城南小学校	小学校	滋賀県彦根市西今町380	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
113	金城小学校	小学校	滋賀県彦根市大蔵町391	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	2.0m未満	0	0	0	0	0
114	鳥居本中学校	中学校	滋賀県彦根市鳥居本町788	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
115	稲枝中学校	中学校	滋賀県彦根市田原町202	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
116	旭森小学校	小学校	滋賀県彦根市東沼波町300	0	0.5m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
117	平田小学校	小学校	滋賀県彦根市京町267	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
118	稲枝西小学校	小学校	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
119	城西小学校	小学校	滋賀県彦根市本町3-3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
120	彦根子ども家庭相談センター	公共施設	滋賀県彦根市小泉町932-1	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
121	彦根市立ふれあいの館	公共施設	滋賀県彦根市八坂町2408	0.5m～1.0m未満	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
122	佐和山小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市安清町11-32	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
123	稲枝東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
124	稲枝北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
125	城東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市京町2丁目2-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
126	河瀬小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市極楽寺町118	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
127	高宮小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
128	城北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
129	城南小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市西今町383	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
130	金城小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市大蔵町391	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	2.0m未満	0	0	0	0	0
131	旭森小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市東沼波町455	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
132	平田小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市平田町267	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
133	稲枝西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
134	城西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本町3丁目3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芦川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
135	荒神山自然の家		彦根市日夏町4794番地1	0	0	0	0	0	警戒区域	0	警戒区域
136	HEART WORK 結	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市大蔵町2638番地	1.0m～2.0m未満	2.0m～3.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
137	滋賀アイステーション	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市小泉町103番地1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
138	ひこね七里ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町12番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
139	ひこね芦川ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町49番地	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
140	TOCOハウス(平田町)	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町185番地7	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
141	れんげはうす	生活介護事業所	滋賀県彦根市大蔵町2637番地1	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
142	ひこねわたぼうしホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市大蔵町30番地15	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
143	TOCOカンパニーLtd	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市岡町103番地2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
144	つばきはらファクトリー	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市海潮町183番地1	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
145	かいせ寮	障害者支援施設	滋賀県彦根市海潮町255番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
146	ふるさと	障害者支援施設	滋賀県彦根市開出今町1343番地3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
147	きらめき	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市芦川町573番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
148	せいふう	生活介護事業所	滋賀県彦根市高宮町2672番地	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
149	グループホームたちばなE/W	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市高宮町2690番地2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
150	多機能型重症児者等デイサービス ふあみり	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市高宮町907番地1	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
151	サンコスモ滝井	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
152	そよかぜ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
153	グループホームすみれ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町686番地3	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
154	まな	地域活動支援センター	滋賀県彦根市西今町1328番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
155	Job lead	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市大東町4番8号 ウカイビル1階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
156	ほぼハウス	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市大蔵町2410番地5	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
157	地域交流センターおひさま	生活介護事業所	滋賀県彦根市大蔵町2797番地2	0.5m未満	2.0m～5.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
158	放課後等デイサービス にこにこルーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市地蔵町86番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
159	彦根ソーキングテラス	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市中央町3番12号 CGビル2階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
160	はばたき	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町105番地7	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
161	あじさいホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町72番地1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
162	うさぎクラブ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町936番地	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
163	手づくり工房楓芸	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市本庄町3799番地	0	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0
164	セルピひこね	生活介護事業所	滋賀県彦根市里根町191番地7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
165	発達支援センター	公共施設	滋賀県彦根市平田町597-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
166	GIRAFFE	認可外保育施設	滋賀県彦根市宇尾町257-2 2F	0	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
167	託児すまいる	認可外保育施設	滋賀県彦根市河原2-1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
168	稲枝東幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市稲部町315番地-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
169	チャイルドドライブふらっふ	認可外保育施設	滋賀県彦根市芦川町1430-10	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
170	佐和山幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市芦川町481番地-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
171	ひこねさくら保育園	保育所	滋賀県彦根市芦川町586番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
172	病児保育室こあら	病児病後児保育事業	滋賀県彦根市戸賀町36-6	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
173	つばみ保育園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市高宮町2373	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
174	高宮幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市高宮町2391番地	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
175	ハグテラス 彦根保育ルーム	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町46-2	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
176	城北幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市松原町3751番地-3	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
177	にじのおうち	認可外保育施設	滋賀県彦根市長曽根南町519-19	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
178	にこにこおひさま園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市東沼波町1235-5	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
179	旭森幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市東沼波町493番地-2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
180	城陽幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市日夏町166番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
181	彦根幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市本町一丁目3番33号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
182	認定こども園 聖ヨゼフこども園	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市立花町2-24	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
183	彦根市立東保育園	保育所	滋賀県彦根市安清町8-4	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
184	みづほ保育園	保育所	滋賀県彦根市稲部町400-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
185	るんびにー保育園	保育所	滋賀県彦根市河原1丁目1-4	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
186	施設内保育所「むつみ」	認可外保育施設	滋賀県彦根市開出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
187	花田保育園	保育所	滋賀県彦根市日呂町473-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
188	彦根市立ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市金剛寺町101	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
189	ほほえみ園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市駅東町15番1号	0	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
190	彦根かんがるー保育園	保育所	滋賀県彦根市戸賀町53-3	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
191	彦根センター託児室	認可外保育施設	滋賀県彦根市後三条町607-1	0	2.0m～5.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
192	めぐみ保育園	保育所	滋賀県彦根市高宮町1755	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
193	ほいくえん ももの家だいち	保育所	滋賀県彦根市小泉町395番地7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
194	パレット	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
195	パレット	認可外保育施設	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m未満	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
196	多泉保育園	保育所	滋賀県彦根市須郷町1154-5	0.5m未満	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
197	城南保育園	保育所	滋賀県彦根市西今町285-1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
198	彦根中央病院 なかよし託児所	認可外保育施設	滋賀県彦根市西今町438-4	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
199	どんぐり保育園	保育所	滋賀県彦根市川瀬馬場町1149-1	0	0	0	0	0	0	0	0
200	ABC ENGLISH プリスクール	地方裁量型認定こども園	滋賀県彦根市大蔵町2496-1	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
201	レイモンド大蔵保育園	保育所	滋賀県彦根市大蔵町2655	0.5m～1.0m未満	2.0m～5.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
202	かるがも保育所	事業所内保育事業	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
203	チャイルドハウスおひさま	認可外保育施設	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
204	キッズルーム	認可外保育施設	滋賀県彦根市中央町4-32	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域(想定最大規模)					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芦川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域(急傾斜)	土砂災害警戒区域(地すべり)	土砂災害警戒区域(土石流)
205	彦根乳児保育所	保育所	滋賀県彦根市中蔵2丁目2-6	0.5m未満	2.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0	0
206	彦根市立西保育園	保育所	滋賀県彦根市長曾根町8番21号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
207	旭森保育園	保育所	滋賀県彦根市東沼波町498-2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
208	日夏保育園	保育所	滋賀県彦根市日夏町2634-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
209	どんぐりけんだいまえ保育園	保育所	滋賀県彦根市八坂町3248	0.5m～1.0m未満	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
210	彦根市立平田こども園	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市平田町303-1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
211	稲枝ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市本庄町2647	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
212	ノゾミ保育園	保育所	滋賀県彦根市本町1-8-20	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
213	森の子保育園	保育所	滋賀県彦根市野瀬町106	0	0.5m～1.0m未満	3.0m～5.0m未満	0	0	0	0	0
214	彦根中央病院	総合病院	滋賀県彦根市西今町421	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
215	友仁山崎病院	総合病院	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
216	医療法人青葉会 イーリスウイメンズクリニック	クリニック	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
217	医療法人青葉会 イーリスウイメンズクリニック アリス	クリニック	滋賀県彦根市八坂町2888番地1	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0
218	TOCOハウス(犬方町)	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市犬方町863番地8	0	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
219	コバルプラス 彦根駅前教室	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市駅前町13-1 A&S東駅前ビル3階	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
220	さくらーと	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町296番地1	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
221	慈円	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市下岡部町632番地	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
222	なかまーず	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市芦川町538番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
223	さくらんぼ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市片町10番28-105号	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
224	働き教育センター彦根	就労継続支援A型事業所	滋賀県彦根市高宮町211番地	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
225	ハートジョブ	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市中央町4番35号 DKビル	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
226	ものお庭	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市八坂町2019番地	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
227	キッズグローブ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市馬場一丁目6番20号 スマイルコート1階	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
228	まつぼっくり	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町614番地5	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
229	うきうきホーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町951番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
230	BoneLabo	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市本町一丁目8番29号 児玉ビル2階	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
231	つむぎ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市栄町2丁目6-47	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
232	Earth caretakers(アースケアテイカーズ)	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市地蔵町73番地2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
233	まつぼっくりⅡ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市南川瀬町1416番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
234	ジョブタス彦根事業所	就労継続支援A型事業所	滋賀県彦根市馬場二丁目1番1号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
235	あけぼの共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市古沢町733番地13	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
236	いきいきサロン	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市戸賀町65番地1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
237	りんごの木	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町326番地6 プレジデンスMI-GU-R1 2階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
238	夢工房	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地64	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
239	盲学校	盲学校	滋賀県彦根市西今町800番地	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
240	鳥居本養護学校	養護学校	滋賀県彦根市鳥居本町1431番地2	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
241	あじさいの家共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市平田町630番地3	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
242	ひまわりくらぶ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市立花町2番51号	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
243	第2グループホームじゅう楽	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市稲枝町336番地1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0
244	グループホームOHANA	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市馬場二丁目3番10号	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
245	グループホームRASIEL南彦根	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町333番地1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
246	くれあ事業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市日呂町706番地2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
247	遠くさ	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市岡町30番地2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
248	GIRAFFE	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市宇尾町257番地2 2階	0	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
249	ひなたぼっこ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地49	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
250	URBAN STUDIO ゆるりは平田	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町409-1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
251	ひかりの森	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市三津町462-1	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
252	ハグテラス リーブル	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町45-3	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
253	森のおうち(さんざんひろば)	地域子育て支援拠点事業	滋賀県彦根市三津町462-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
254	アイグラン保育園南彦根	保育所	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町17-1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
255	ふぁみりいショートステイ	短期入所施設	彦根市高宮町907番地1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
256	恵	就労継続支援B型事業所	彦根市城町一丁目4-8	0.5未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
257	スマイルひこね	就労継続支援A型事業所	彦根市大東町2番28号 アルブラザ彦根4階	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
258	希美	共同生活援助事業所	彦根市平田町628番地14	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
259	金城こども園	保育所型認定こども園	滋賀県彦根市開出今町1492番地1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
260	放課後等デイサービス Sunny	放課後等デイサービス事業所	彦根市長曾根南町485番地3	0	2.0m～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
261	コバルプラス 南彦根教室	児童発達支援事業所	彦根市西今町87-16 Nasu8 103号	0	2.0m～3.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
262	GIRAFFEないうくらす	放課後等デイサービス事業所	彦根市平田町151番地4	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0

(2) 学校関係

ア 公立学校・幼稚園・保育所における応急対策

(ア) 風水雪害時の警戒対策

- a 校長は生徒等の安全を確保するため、「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表されたときは、次の措置を講じる。

(a) 臨時休業

登校前において生徒は自宅待機とし、午前7時において「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表中の場合は、臨時休業とする。

(b) 終業時刻の繰上げ

生徒等の登校後すなわち学校管理下にあつて「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」が発表された場合には、教育活動を停止し、生徒等の安全を最優先とし適切な措置をとる。その際、生徒等の通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示および指導をする。

- b 校長は、その他の警報(大雨、洪水、大雪等)が発表された場合は、地域等の状況に応じて、市教育委員会と協議の上、上記と同様の措置を講ずる。

(イ) 災害時の応急対策

災害発生時において、校・園長は次のような措置を講じる。

a 学校・園内での授業中の場合

- (a) 災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにのっとり、適切な緊急避難の指示を与える。
- (b) 災害の規模、生徒等、職員および施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。
- (c) 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に生徒等を留めておくなどの安全措置をとる。
- (d) 状況に応じ市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (e) 幼児、低学年児童、障害児等の誘導にあたっては、該当生徒等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得るものとする。

b 学校・園外での活動中の場合

- (a) 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
- (b) 校・園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後校長等に連絡する。

c 授業時間外の場合

- (a) 災害が授業時間外に発生した場合（または震度5弱以上の地震が発生した場合）、校・園長および職員は直ちに勤務校へ登校し、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校・園長がまだ登校しておらず連絡不可能な場合は、防災マニュアルにのっとり、迅速に適切な対応を行う。また、校・園長、教頭、事務長以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で120分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。
- (b) 職員は、災害発生直後の参集に関する規定にのっとり、速やかに勤務学校・園または該当学校・園へ登校し、校長等の指示のもとに所属の生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。校・園長は、生徒等の安否情報を、逐次教育部（幼稚園・保育所は子ども未来部）に報告する。

〔校長〕	〔教頭〕	〔教務主任〕	〔学年主任〕	〔各学級担当〕
//	//	//	//	//
生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導	生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導	全校生徒等の安否確認	学年生徒等の安否確認	担任生徒等の安否確認
教育委員会へ報告				

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

6 施設関係

(ウ) 避難所開設時の対応

以下、避難所に関して記載するが、避難場所も準ずる扱いとする。

学校・園において避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講じる。

- a 避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には、以下の点に留意する。
 - (a) 授業中に災害が発生した場合には、生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市本部と協議する。
 - (b) 各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。
 - (c) 災害発生直後においては校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には市から派遣する避難所責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。
 - (d) 学校・園は、平時より市教育委員会（幼稚園・保育所は子ども未来部）および市危機管理課との情報交換・連絡を行っておく。
 - (e) 学校・園へ避難してくる被災者は、生徒等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意志疎通を図る。
- b 高校生については、安全が確認できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害対応活動に参加させることも検討する。

イ 学校別転用可能教室

学 校 名	室 数		収容人員		備 考
	特別教室	体育館	特別教室	体育館	
彦根市立城東小学校	4	1	180	250	
彦根市立城西小学校	4	1	180	250	
彦根市立城南小学校	3	1	135	200	
彦根市立平田小学校	4	1	180	250	
彦根市立城北小学校	3	1	135	90	
彦根市立佐和山小学校	2	1	90	80	
彦根市立旭森小学校	4	1	180	90	
彦根市立城陽小学校	4	1	180	250	
彦根市立若葉小学校	4	1	180	250	
彦根市立金城小学校	5	1	225	200	
彦根市立鳥居本小学校	5	1	225	140	
彦根市立河瀬小学校	3	1	135	250	
彦根市立亀山小学校	3	1	135	100	
彦根市立高宮小学校	4	1	180	200	
彦根市立稲枝東小学校	4	1	180	250	
彦根市立稲枝西小学校	4	1	180	250	
彦根市立稲枝北小学校	3	1	135	120	

彦根市立東中学校	8	1	360	120	
彦根市立西中学校	7	1	315	270	
彦根市立中央中学校	12	1	600	400	
彦根市立南中学校	8	1	360	220	
彦根市立鳥居本中学校	5	1	225	80	
彦根市立稲枝中学校	5	1	225	300	
彦根市立彦根中学校	14	1	630	400	

ウ 応急教室転用可能施設

施設名	収容可能人員	所在地	備 考
小泉町公民館	150	小泉町 766	
南福満公民館	120	西今町 521	
日夏公民館	150	日夏町 1937	
亀山出張所	60	賀田山町 278-2	
甘呂公民館	150	甘呂町 861	
稲枝地区公民館	300	本庄町 60	
西地区公民館	200	本町一丁目 9-1	
東地区公民館	200	大東町 1-26	
旭森地区公民館	300	正法寺町 642	
河瀬地区公民館	200	森堂町 131	
中地区公民館	200	大藪町 2610	
鳥居本地区公民館	300	鳥居本町 1491-6	
南地区公民館	300	甘呂町 1321-1	
高宮地域文化センター	300	高宮町 2311	

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

6 施設関係

(3) 文化財

ア 国指定、選定および登録

指定																				選定	登録	合 計	
国宝							重要文化財							特別史跡 名勝天然 記念物			史跡・名勝 天然記念物				重伝建		登録文化財
建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料	計	建造物	絵画	彫刻	工芸品	古文書	考古資料	計	特別史跡	特別天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計			
1	1	-	-	-	-	2	8	-	5	3	1	-	17	1	-	1	2	2	-	4	1	56	81

イ 県指定

建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍・古文書	考古資料	史跡	名勝	天然記念物	無形文化財	無形民俗資料	合計
4	1	3	2	1	-	1	1	-	-	-	13

ウ 市指定

建造物	絵画	彫刻	工芸品	考古資料	史跡	名勝	古文書	書跡	無形民俗	天然記念物	合計
32	13	18	5	4	2	2	5	1	4	2	88

(令和5年4月1日現在)

(4) 上水道施設および給水用資機材等の状況

ア 上水道施設

事業 主体名	計画 給水人口	給水区域内 現在人口	現在 給水人口	原水の 種類	現在施設 公称能力	備考
彦根市	118,700 人	110,842 人	110,622 人	湖水 地下水	54,200 m ³ ／ 日 14,600 m ³ ／ 日	上水道事業

(令和6年4月1日現在)

イ 給水用資機材の整備

資機材名	容量(リットル)	現有数	計画数	管理先	備考
給水車	3,000	2		上下水道部	
給水タンク	1,000	6 (ポンプ付)		上下水道部	
給水ポリ容器	20	50		上下水道部	
可搬式ろ水機	—	17		危機管理課	
給水袋	— 6	2,200 5,000		危機管理課 上下水道部	
緊急用臨時給水栓		17		上下水道部	

(令和4年4月1日現在)

ウ 飲料水タンク

所有者	所在地	電話	積載能力	台	備考
彦根市消防署南分署	稲里町 320 番地	43-5670	2,000 リットル	1	飲料水タンク

(5) ごみ処理施設およびし尿処理施設

ア ごみ処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	備考
彦根市	野瀬町	24-3879	90.0t／日	ごみ焼却施設
彦根市	野瀬町	24-3879	50.0t／日	粗大ごみ処理施設
彦根市	開出今町	24-3879	7.5t／日	プラスチックごみ減容装置

イ ごみ運搬車

市有				業者有			備考
ごみ収 集車	運搬 トラック	その他	計	ごみ収 集車	運搬 トラック等	計	彦根市一般廃棄物処理業 (事業系ごみ収集運搬) 許可業者 (36 社)
13	13	14	40	81	115	196	

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

6 施設関係

ウ し尿処理施設

事業主体名	所在地	電話番号	処理能力	施設処理対象人口	備考
彦根市	開出今町	24-2497	156.0k l / 日	24,526 人	

エ し尿処理運搬車

彦根市事業公社バキューム車				浄化槽許可業者バキューム車					備考
4 t	3 t	2 t	計	10 t	4 t	3 t	2t	計	(一財) 彦根市事業公社 23-4135 近江環境(有) 23-5015 喜多嘉和(株) 23-8800 北川清掃(有) 23-8125 (株) コテラ 22-0833 湖城メンテナンス(有) 23-3984
1	1	7	9	1	4	2	2	9	

(令和3年6月30日現在)

(6) 都市公園の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		都市計画決定公園				都市計画決定以外の 都市公園供用値		都市公園供用値合計	
		都市計画決定値		左記の内、供用値＝都市公園値					
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
				①	②	③	④	① ＋ ③	②＋④
公園	街 区 公園	4	1. 39	4	1. 04	77	12. 60	81	13. 64
	近 隣 公園	6	8. 1	4	4. 40	1	1. 24	5	5. 64
	地 区 公園	1	4. 2	1	4. 2			1	4. 2
	総 合 公園	3	95. 3	3	64. 48			3	64. 48
小計		14	108. 99	12	74. 12	78	13. 84	90	87. 96
緑地	湖 岸 緑地	5	69	5	58. 48			5	58. 48
	河 川 緑地	4	363. 5	0	0			0	0
小計		9	432. 5	5	58. 48			5	58. 48
合計		23	541. 49	17	132. 60	78	13. 84	96	146. 44

(7) 応急仮設住宅設置予定地

No	名称	所在地	所有者	面積*1 (㎡)	建設 可能 戸数 *2	土砂 災害	液状化 *3	浸水*4	備考
1	荒神山公園	日夏町	彦根市	30,000	250	土石流 (一部)	中		がれき仮置場候補地
2	金亀公園	金亀町	彦根市	29,600	246		中	0.5～1.0m 未満	
3	特別史跡保存用地（駐車場）	金亀町	彦根市	11,800	98		中	0.5m 未満 (一部)	
4	稲枝地区ふれあい広場	田原町	彦根市	8,600	71		大	0.5m 未満	
5	庄堺公園	開出今町	彦根市	6,400	53		大	0.5m 未満	がれき仮置場候補地
6	鳥居本公園	鳥居本町	彦根市	9,500	79		小		がれき仮置場候補地
7	京橋口駐車場	本町二丁目	彦根市	8,000	67		大	0.5m 未満	
8	多景公園	八坂町	彦根市	5,700	47		中	0.5～1.0m 未満	がれき仮置場候補地
9	和田住宅跡地	和田町	彦根市	4,300	47	急傾斜	小		土砂災害警戒区域を含めた全体面積：5,600 ㎡
10	旭森地区ふれあい広場	正法寺町	彦根市	4,400	36		中		
11	東山公園	古沢町	彦根市	8,200	68	急傾斜	中	0.5～1.0m 未満	土砂災害警戒区域を含めた全体面積：5,000 ㎡
12	網代口用地	松原町	彦根市	4,100	34		大		がれき仮置場候補地
13	開出今用地（清掃センター横）	開出今町	彦根市	3,700	31		中	1.0～2.0m 未満	がれき仮置場候補地
14	みずほ文化センター第2駐車場	本庄町	彦根市	3,700	31		大	0.5m 未満	
15	みずほ文化センター駐車場	本庄町	彦根市	3,500	29		大	0.5～1.0m 未満	
16	亀山出張所周辺駐車場用地	賀田山町	彦根市	2,600	22		大	0.5m 未満	貯留機能あり
17	福満公園	西今町	彦根市	2,770	22		中	0.5m 未満	がれき仮置場候補地
18	障害福祉課管理用地	平田町	彦根市	2,300	19		中	1.0～2.0m 未満	
19	高宮町連合自治会グラウンド	高宮町	彦根市	2,300	19		大		
20	市道上後三条線道路改良事業用地	後三条町	彦根市	2,200	18		中	1.0～2.0m 未満	
21	春日児童公園前敷地	犬方町	彦根市	2,200	18		中		
22	レインボータウン松原公園	松原町	彦根市	2,150	17		大		
23	新海浜公園	新海浜一	彦根市	1,500	13		中		琵琶湖浸水想定

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料
6 施設関係

No	名称	所在地	所有者	面積*1 (㎡)	建設 可能 戸数 *2	土砂 災害	液状化 *3	浸水*4	備考
		丁目							: 0.5m 未満
24	大藪児童公園	大藪町	彦根市	1,270	10		大	0.5～1.0m 未満	
25	春日児童公園	犬方町	彦根市	1,200	10		中		
26	エクセレントヒルズ彦根 第1公園	長曾根町	彦根市	600	5		大	0.5～1.0m 未満	
合計				162,590	1,360				

*1: 面積は、航空写真より目視で平坦地と思われる範囲を GIS 上で計算した。なお、土砂災害警戒区域がある敷地については、土砂災害警戒区域を除いた面積とした。

2: 建設可能戸数は、1 戸当たりの仮設住宅面積を 120 ㎡ (駐車場や通路等の面積含む) と仮定し、面積÷120 で算定。

※出典: 1戸当たり仮設住宅地面積及びオープンスペース別仮設住宅団地面積比率の算定—東日本大震災(宮城県)の緊急仮設住宅団地の事例から—(檜垣ら2013)

*3: 液状化危険度は、彦根市防災アセスメント調査より、各地域における最大の液状化危険度を示している。

*4: 浸水危険度は、愛知川・宇曽川・犬上川・芹川の浸水想定区域及び地先の安全度マップ 100 年確率の浸水深で最も大きくなるものとした。

(8) がれき仮置場候補地

No	名称	所在地	所有者	面積*1	土砂災害	液状化*2	周辺住 宅数 (棟)*3
1	荒神山公園	日夏町	彦根市	30,000	土石流(一部)	中	0
2	庄堺公園	開出今町	彦根市	6,400		大	31
3	鳥居本公園	鳥居本町	彦根市	9,500		小	15
4	多景公園	八坂町	彦根市	5,700		中	39
5	旧湖城荘跡地	米原市磯	彦根市	3,300		大	2
6	和風荘跡地	米原市磯	彦根市	1,400		大	2
7	網代口用地	松原町	彦根市	4,100		大	5
8	開出今用地(清掃センター 横)	開出今町	彦根市	3,700		中	4
9	福満公園	西今町	彦根市	2,770		中	36
合計				66,870			

*1: 面積は、航空写真より目視で平坦地と思われる範囲を GIS 上で計算した。

*2: 液状化危険度は、彦根市防災アセスメント調査より、各地域における最大の液状化危険度を示している。

*3: 周辺住宅数は、敷地から半径 100m 以内にある住宅棟数(固定資産家屋データ)。半径 100m は、概ね騒音の影響を受ける範囲。

(9) 活動拠点候補地の選定にあたっての考え方（南海トラフ地震の場合）

ア 「活動拠点」とは

「活動拠点」とは、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊の各応援部隊が、救助・救急・消火活動を行うため、被災地域内の大規模空き地に車両や資機材等を留め置き、宿営するための拠点をいう。

イ 「活動拠点」（応援派遣部隊の活動拠点）の条件

(ア) 緊急消防援助隊の活動拠点（活動規模：消防車両 25 台、100 人）

- a 駐車場となる面積：2,000m²以上
- b 野外宿泊に必要な面積：1,000m²以上（ただし、宿泊施設（宿泊可能な床面積 620m²以上）が隣接している場合は必要ない）
- c 拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、少なくとも 1 消防本部 1 箇所以上
- d 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

(イ) 警察災害派遣隊の活動拠点（活動規模：車両約 30 台、約 100 人）

- a 大型車両の出入りが容易な駐車場の敷地面積：1,500m²以上
- b 拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、少なくとも警察署管内ごとに 1 箇所程度
- c 避難所、遺体安置所等と重複しない場所
- d 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

(ウ) 自衛隊災害派遣部隊の活動拠点（活動規模：1 個連隊約 400 人）

- a 部隊の管理施設、野営施設、駐車場等が展開可能な面積 15,000m²以上
- b 拠点確保数：概ね 1 市町村 1 箇所程度、駐屯地が所在する市町村は確保不要
- c 幹線道路からのアクセスが良い等、災害時に容易に到達可能であることが望ましい

※活動拠点は「(8) 応急仮設住宅設置予定地」や「(9) がれき仮置場候補地（面積が広い順）」等を参考に関係機関と調整して事前に定める。

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

6 施設関係

(10) 遺体安置所候補地

名称	所在地	スペース*1	土砂災害	液状化*2	備考
彦根市武道館	京町2丁目	268 m ²		大	
南地区公民館	甘呂町	大会議室：274 m ² 和室：39 m ² 実習室：57 m ² 会議室：97 m ² 合計：467 m ²		大	
中地区公民館	大藪町	大会議室：140 m ² 実習室：60 m ² 会議室：21 m ² 合計：221 m ²		中	
みずほ文化センター	田原町	多目的ホール：371 m ² 練習室：89 m ² (49 畳分) 合計：460 m ²		大	
荒神山自然の家	日夏町	集会室：217 m ² 宿泊室：404 m ² 学習室：108 m ² 研修室：140 m ² 合計：869 m ²	土石流	小	
子どもセンター	日夏町	アリーナ：702 m ² 多目的室：181 m ² 合計：883 m ²		中	
合 計		3,168 m ²			

*1：液状化危険度は、彦根市防災アセスメント調査より、各地域における最大の液状化危険度を示している。

※上記の施設で足りない場合は、物資集積拠点候補の「稲枝地区体育館」（648 m²・指定緊急避難場所）も候補として考える。なお、指定緊急避難場所を利用する場合は、指定緊急避難場所に避難している住民を指定避難所へ移動したうえで利用する。

(11) 市内配送拠点

	所在地	スペース*1	液状化	備考
彦根市スポーツ・文化交流センター	小泉町	サブアリーナ等	中	
農村環境改善センター (グリーンピアひこね)	清崎町	多目的ホール：450 m ²	中	
(株) 中通	高宮町	第3倉庫1号棟の一部、2号棟の一部	中	
福山通運(株)彦根営業所	鳥居本町	災害時応援協定に基づく場所	中	
彦根総合スポーツ公園	松原町	県との協議により決定する	大	

*1：スペース名称、面積は彦根市ホームページより。

※追加検討候補地

	所在地	スペース	液状化	備考
稲枝地区体育館	田原町	競技場：648 m ²	大	
パーク・アンド・バスライド	原町	9,800 m ²	小～中	

7 防災ヘリコプター指定離着陸場等

(1) 防災ヘリコプター指定離着陸場

番号	所在地・場所名	電話番号	面積 (㎡)	備考
1	稲里町 320 消防署南分署隣接 消防屋外訓練場	43-5670	3,850	照明設備有り ヘリサイン有り
2	日夏町 4769 荒神山公園多目的広場	25-1599	30,000	
3	八坂町 1882 番地 彦根市立病院屋上	22-6050		照明設備有り
4	岡町 33 パナソニック(株)彦根グラウンド	23-1511	11,500	
5	鳥居本町 1165 鳥居本公園 多目的広場	22-1411	8,800	
6	松原町 3755 彦根港防災広場	27-2241	4,000	

(2) 緊急援助隊ヘリコプター発着予定地

番号	所在地・場所名	電話番号	面積 (㎡)	備考
1	金亀町 3030-1 金亀公園多目的競技場	23-5950	9,200	
2	金亀町 22 大手前公園	22-1411	11,800	
3	松原町 3756-1 彦根港地先 湖東土木事務所管理防災広場	27-2241	11,025	

第4部 防災拠点、物資・輸送に関する資料

7 防災ヘリコプター指定離着陸場等

(3) その他の災害時緊急ヘリコプター発着予定地

番号	所在地・場所名	電話番号	面積(㎡)	備考
1	金亀町 8-1 西中学校運動場	22-4808 22-4809	13,923	
2	金亀町 4-7 彦根東高等学校	22-4800	7,000	
3	芹川町 443 東中学校運動場	22-1006 22-1007	14,705	
4	西今町 1207 中央中学校運動場	26-0200	14,400	
5	鳥居本町 788 鳥居本中学校運動場	22-2209	7,300	
6	甘呂町 156 南中学校運動場	28-1283	15,042	
7	西葛籠町 553 彦根中学校運動場	28-3000	14,957	照明設備有り 付近に高圧線有り
8	田原町 202 稲枝中学校運動場	43-2210	16,168	

第 5 部 消防、医療に関する資料

1 消防関係

(1) 消防本部・消防署・消防団の所在地

所属	区分	所在地
消防本部（署）		彦根市西今町 415 番地
南分署		彦根市稲里町 320 番地
北分署		彦根市古沢町 503 番地 1
犬上分署		犬上郡甲良町横関字山王 689 番地 1
第 1 分団		彦根市本町二丁目 4 番 18 号
第 2 分団		彦根市須越町 1154 番地 2
第 3 分団		彦根市立花町 2 番 46-1 号
第 4 分団		彦根市松原町 3614 番地 5
第 5 分団		彦根市芹川町 909 番地 1
第 6 分団		彦根市大藪町 1810 番地 9
第 7 分団		彦根市戸賀町 130 番地 47
第 8 分団		彦根市正法寺町竹之内 559 番地 4
第 9 分団		彦根市甘呂町 146 番地 3
第 10 分団		彦根市日夏町 2909 番地 1
第 11 分団		彦根市鳥居本町 1492 番地 7
第 12 分団		彦根市金剛寺町字中郷 440 番地
第 13 分団		彦根市賀田山町 47 番地 4
第 14 分団		彦根市高宮町 2312 番地 3
第 15 分団		彦根市本庄町 61 番地

第5部 消防、医療に関する資料
1 消防関係

(2) 消防車両保有状況

(令和6年4月1日現在)

種別 所属		消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車 (非常用車両)	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ (車載含む)	高規格救急車	高規格救急車 (非常用車両)	救助工作車(照明灯付)	災害対策車	積載車	指揮車	広報車	査察車	指令車	乗用車	原動機付自転車	自動二輪車 (オフロードタイプ)	合計
消防本部															1			1			2
消防本部	本署	1	1	1	1	1		3	2	1	1		1	1		1			1		16
	南分署			1				1	1			1				1			1		6
	北分署			1	1			1	1							1			1		6
	犬上分署			1			1	1	1							1		1	2		8
小計		1	1	4	2	1	1	6	5	1	1	1	1	1	1	4		2	5		38
消防団	団本部						2							1	2		1			1	7
	第1分団	1					1													1	3
	第2分団	1																		1	2
	第3分団	1						1												1	3
	第4分団	1						1												1	3
	第5分団	1						1												1	3
	第6分団	1																		1	2
	第7分団	1						1												1	3
	第8分団	1																		1	2
	第9分団	1																		1	2
	第10分団	1																		1	2
	第11分団	1					1													1	3
	第12分団	1																		1	2
	第13分団	1																		1	2
	第14分団	1					1													1	3
	第15分団	2																		1	3
小計		16					5	4						1	2		1			16	45
合計		17	1	4	2	1	6	10	5	1	1	1	1	2	3	4	1	2	5	16	83

(3) 特殊消防用資機材保有状況（常備消防分）

器具名	数量	器具名	数量	器具名	数量
耐熱服	4	高発泡管筒	5	空気呼吸器	58
耐電服	5	背負い式消火水のう (ジェットシューター)	39	流水救助器具	9
化学防護服	3	救命索発射銃	2	救命ボート	2
放射線測定器	9	油圧切断機	2	チェーンソー	5
可燃性ガス測定器	7	エアーツール	3	チルホール	3
簡易画像機	1	ポートパワー	4	エンジンカッター	6
削岩機	1	マット型空気ジャッキ	2	大型油圧スプレッター	2
				マンホール救助器具 (ロールグリス)	1

(令和6年4月1日現在)

(4) 消防水利

学区		区分	消火栓		防火水槽		
		地上式	地下式	100 トン級	40 トン級	20 トン級	
城西		(第 1 分団)	1	78		11	2
城東		(第 3 分団)	1	146	1	10	1
城北		(第 4 分団)		114		10	
佐和山		(第 5 分団)		172	1	23	2
金城		(第 6 分団)	1	181		15	
平田・城南		(第 7 分団)		298	1	15	
旭森		(第 8 分団)		240	1	11	
城陽	(旧多景)	(第 2 分団)		48		6	
	(旧花田)	(第 9 分団)		33		4	
	(旧日夏・若葉)	(第 10 分団)		120		12	
鳥居本		(第 11 分団)	1	83		14	
河瀬		(第 12 分団)		200		19	
亀山		(第 13 分団)		64		7	
高宮		(第 14 分団)		143		10	
稲枝北・東・西		(第 15 分団)		347		35	
合計			4	2, 267	4	202	5

(令和6年4月1日現在)

第5部 消防、医療に関する資料

1 消防関係

(5) 道路狭あい地区警防計画樹立ブロック

台帳番号	町 丁 目	台帳番号	町 丁 目
1	芹橋1丁目	8	大薮町
2	芹橋2丁目	9	小泉町
3	栄町1・2丁目	10	西今、宇尾、野瀬、竹ヶ鼻町
4	河原1・2丁目	11	東沼波町
5	安清、河原3丁目	12	高宮町A
6	松原1丁目	13	高宮町B
7	松原2丁目		

2 医療関係

(1) 医療関係調達先

ア 血液調達先

名称	所在地	電話	備考
滋賀県赤十字血液センター	草津市笠山7丁目1-45	077-564-6311	
大津赤十字病院	大津市長等一丁目1-35	077-522-4131	
済生会守山市民病院	守山市守山町四丁目14-1	077-582-5151	
高島市民病院	高島市高島町勝野1667	0740-36-0220	
公立甲賀病院	甲賀市水口町松尾1256	0748-62-0234	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	0748-33-3151	
独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市五智町255	0748-22-3030	
豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12	0749-35-3001	
彦根市立病院	彦根市八坂町1882番地	0749-22-6050	
長浜赤十字病院	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111	
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-3315	

イ 医薬品調達先（市内）

名称	薬局・店舗の名称	薬局・店舗の所在地	電話番号	備考
有川製薬㈱	有川製薬㈱	彦根市鳥居本町425	22-2201	卸売
㈱スズケン	㈱スズケン彦根支店	彦根市小泉町865-1	24-0301	卸売
彦根かいいえ薬局	彦根かいいえ薬局	彦根市開出今町1524-4	30-3161	薬局

第5部 消防、医療に関する資料

2 医療関係

(2) 感染症指定医療関係（滋賀県）

第一種感染症指定医療機関の指定状況（令和5年4月1日現在）

No.	病院名	病床数
1	大津市民病院	2 床

第二種感染症指定医療機関の指定状況（令和5年4月1日現在）

No.	病院名	病床数		
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床または 精神病床
1	大津市民病院	6 床		
2	済生会滋賀県病院	6 床		
3	公立甲賀病院	4 床		
4	近江八幡市立総合医療センター	4 床		
5	彦根市立病院	4 床	10 床	
6	長浜赤十字病院	4 床		
7	高島市民病院	4 床		
8	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院			
9	国立病院機構 東近江総合医療センター		16 床	4 床

第 6 部 災害復旧に関する資料

1 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
氏名 (災対法 90 条の 3①)	氏名 (ふりがな (フリガナ))	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で掲載される。 ○住民基本台帳掲載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳掲載の情報を優先する。 ○ただし、外字等、記載・入力が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳掲載の氏名とは異なる氏名を記載・入力することも可。
生年月日／年齢 (災対法 90 条の 3②)	生年月日 (年齢)	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○年齢については生年月日から判明するもの。掲載は必須ではないが、市町村の判断により、データとして掲載・入力することも可能。
性別 (災対法 90 条の 3③)	性別	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。
住所／居所 (災対法 90 条の 3④)	住所 居所	○住民基本台帳の基本 4 情報であり、被災者本人の特定に必要な基本的な情報。 ○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。 ○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。 ○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。 ○公共料金の請求等を確認するなどにより、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象としているといった事例もあり、被災者台帳に掲載することも想定される。
被害の状況 (災対法 90 条の 3⑤)	<住家被害> 被害認定結果 被害認定日 <被災住民の人的被害> 負傷・疾病の状況 死亡日 被害の状況 <家財等の動産被害> 被害の状況	○罹災証明書の証明事項と同義。 ○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載。
援護の実施の状況 (災対法 90 条の 3⑥)	<被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度> 支援制度 申請日 申請者 被災者と申請者の関係 支援の区分 支給日 支給終了日 <地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度	○支援漏れや手続きの重複等を防ぐ観点から記載。 ○例としては以下の項目が挙げられる。 - 被災者生活再建支援金 (基礎・加算) 基礎または加算支援金については、2 回受給する被災者が出る可能性がある。 (例: 基礎支援金 大規模半壊→半壊解体加算支援金 賃貸→建設・購入、補修) - 都道府県及び市町村における見舞金等 - 義援金 義援金の主体ごと (日本赤十字、都道府県、市区町村等) に項目を作成する。また、義援金の配分は 1 回とは限らないため、配分回数ごとに掲載する必要がある。 - 災害弔慰金、災害見舞金 被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載する。 ○例としては以下の項目が挙げられる。 - 市区町村住民税の減免

第6部 災害復旧に関する資料

1 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
	の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況＞減免の実施の有無 減免の対象 ＜災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度＞ 貸付金の種類 貸付金の有無 ＜災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居＞ 給付の種類 給付の有無 ＜児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置＞ 特例措置の種類 特例措置の有無	・固定資産税の減免 ・その他税に関する減免 ・国民健康保険料の減免 ・保育所の保育料の減免 ・災害援護資金、生活福祉資金 災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用場外となることから、貸付金種類と貸付の有無を記載する。
要配慮者に関わる事項 （災対法 90 条の 3⑦）	要介護制度区分 障がいの種類・程度 乳幼児 妊婦 持病（難病、特定疾病等） ペット有無 DV 児童虐待 外国人 支援を要する高齢者 上記対象者に関する同居（支援）親族の有無	○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。 ・DV、児童虐待 本人からの申し出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。 ＜参考：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行後に情報提供ネットワークシステムを介して取得することが可能な要配慮者情報＞ ※各種制度の対象であることを確認することによって、要配慮者であることを把握することが可能（支給額等を共有するためのものではない）。 ※以下項目は、市町村が被災者台帳作成に当たって、必要と認める場合は取得可能な事項であり、必ず掲載しなければならない項目ではない。 ※具体的に取得可能なデータについては、平成 27 年度調査を踏まえて、改めて提示する。 ・介護保険法による保険給付の情報 ・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 ・児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 ・身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報 ・介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情

第 6 部 災害復旧に関する資料
1 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
		報 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報 ・災害救助法による救助（実費弁償額）に関する情報 ・児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関わる情報 ・母子保健法による妊娠の届出に関する情報 ・難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 ・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
電話番号 （規則 8 条の 5①）	電話番号 携帯電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
連絡先 （規則 8 条の 5①）	携帯電話のメールアドレス ファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。
世帯の構成 （規則 8 条の 5②）	単数世帯 複数世帯 世帯主名 世帯番号	○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載。 ○世帯を認識するためにあると有用。
罹災証明書の交付の状況 （規則 8 条の 5③）	交付日 交付枚数 申請日 申請者	○罹災証明書の交付実績を記載。
情報提供先 （規則 8 条の 5④）	台帳情報提供に関する同意 同意する情報提供先	○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載。 ○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。 ○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載。
情報提供有無・日時 （規則 8 条の 5⑤）	提供先名 提供日 情報の使用目的 提供した情報（項目）	○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載。
個人番号 （規則 8 条の 5⑥）	個人番号	○被災者台帳作成に個人番号を活用する際に記載。
（調査）	調査番号 調査日 調査担当者 災害種類 調査結果	○被害の状況を把握するための調査の履歴を掲載。 ○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握するため記載。最終的な調査結果は、被害の状況として掲載。 ○履歴を確認できるよう少なくとも 3 次調査まで記載できるようにするのがよい。
（建物）	建物所在地 建物用途 建物構造 位置座標（緯度、経度）	○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載。 ○木造／非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載。 ○法定項目ではないが、導入市区町村において、掲載している例がある項目。 ○登記情報等、公表されている（利用可能な）情報を基本とする。
（住家・非住家の別）	住家・非住家の別	○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載。 ○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。

第6部 災害復旧に関する資料

1 被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示

法令の根拠規定 ・法令上の項目	例示	定義
(所有者氏名)	建物所有者の氏名 (ふりがな(フリガナ))	○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載するとよい。
(所有者住所／居所)	建物所有者の住所 建物所有者の居所	○所有者の住所／居所を記載。 ○所有者については法人である場合もあることから、この場合、所有法人の所在地を記載。
(所有者電話番号)	建物所有者の電話番号 建物所有者の携帯電話番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。
(所有者連絡先)	建物所有者の携帯電話 のメールアドレス 建物所有者のファックス番号	○支援漏れや手続きの重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。

2 被災者支援関係

(1) 被災者生活再建支援金の支給内容

1. 対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。 ① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のいわゆるみなし現象により該当することとなるものを含む。)) が発生した市区町村における災害 ② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村の災害 ③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の災害 ④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る） ⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 5 万人未満に限る） ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市区町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）																		
2. 被害の認定	市は、「災害の被害認定基準」に基づき、被害の認定を適正かつ迅速に行うものとする。なお、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50%以上 70%未満、または損害割合（経済的被害）が 40%以上 50%未満とする。																		
3. 支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)																		
4. 支援金の支給額	支給額は、以下の 2 つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。 （※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊 ((3)①に該当)</td><td>解体 ((3)②に該当)</td><td>長期避難 ((3)③に該当)</td><td>大規模半壊 ((3)④に該当)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃貸 (公営住宅以外)</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table> ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で 200（または 100）万円 ※ 中規模半壊における、加算支援金は建設・購入 100 万円、補修 50 万円、賃貸 25 万円。	住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
住宅の被害程度	全壊 ((3)①に該当)	解体 ((3)②に該当)	長期避難 ((3)③に該当)	大規模半壊 ((3)④に該当)															
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																
5. 支給申請	市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。県は市から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。																		

第6部 災害復旧に関する資料

2 被災者支援関係

(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容

1. 対象となる災害	災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。 ・県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき ・その他知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき																																																																																										
2. 支援金の支給	市町は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊もしくは床上浸水の被害を受け、またはその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（以下「基礎支援金」という。）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（以下「加算支援金」という。）を下表に掲げる額を上限として支給する。 なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。 ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><th rowspan="2">支援金の種類</th><th>世帯構成</th><th colspan="5">住宅の被害の程度</th></tr><tr><th></th><th>全壊</th><th>解体</th><th>大規模半壊</th><th>中規模・半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><td rowspan="2">基礎支援金</td><td>複数</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>35万円</td><td>25万円</td></tr><tr><td>単数</td><td>75万円</td><td>75万円</td><td>37.5万円</td><td>26.2万円</td><td>18.7万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（単位千円） <table><tr><th rowspan="2">支援金の種類</th><th rowspan="2">世帯構成</th><th rowspan="2">再建方法</th><th colspan="4">住宅の被害の程度</th></tr><tr><th>全壊・解体・大規模半壊</th><th>中規模半壊</th><th>半壊</th><th>床上浸水</th></tr><tr><td rowspan="6">加算支援金</td><td rowspan="3">複数世帯</td><td>建設・購入</td><td>2,000</td><td>1,000</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>補修</td><td>1,000</td><td>750</td><td>750</td><td>250</td></tr><tr><td>賃借（公営住宅を除く。）</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>250</td></tr><tr><td rowspan="3">単数世帯</td><td>建設・購入</td><td>1,500</td><td>750</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>補修</td><td>750</td><td>562</td><td>562</td><td>187</td></tr><tr><td>賃借（公営住宅を除く。）</td><td>375</td><td>375</td><td>375</td><td>187</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">世帯構成</th><th rowspan="2">基礎支援金</th><th colspan="3">加算支援金</th></tr><tr><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅を除く。）</th></tr><tr><td rowspan="2">中規模半壊</td><td>複数世帯</td><td>350</td><td>—</td><td>250</td><td>250</td></tr><tr><td>単数世帯</td><td>262</td><td>—</td><td>187</td><td>187.5</td></tr></table>	支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度						全壊	解体	大規模半壊	中規模・半壊	床上浸水	基礎支援金	複数	100万円	100万円	50万円	35万円	25万円	単数	75万円	75万円	37.5万円	26.2万円	18.7万円	支援金の種類	世帯構成	再建方法	住宅の被害の程度				全壊・解体・大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水	加算支援金	複数世帯	建設・購入	2,000	1,000	—	—	補修	1,000	750	750	250	賃借（公営住宅を除く。）	500	500	500	250	単数世帯	建設・購入	1,500	750	—	—	補修	750	562	562	187	賃借（公営住宅を除く。）	375	375	375	187		世帯構成	基礎支援金	加算支援金			建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く。）	中規模半壊	複数世帯	350	—	250	250	単数世帯	262	—	187	187.5
支援金の種類	世帯構成		住宅の被害の程度																																																																																								
		全壊	解体	大規模半壊	中規模・半壊	床上浸水																																																																																					
基礎支援金	複数	100万円	100万円	50万円	35万円	25万円																																																																																					
	単数	75万円	75万円	37.5万円	26.2万円	18.7万円																																																																																					
支援金の種類	世帯構成	再建方法	住宅の被害の程度																																																																																								
			全壊・解体・大規模半壊	中規模半壊	半壊	床上浸水																																																																																					
加算支援金	複数世帯	建設・購入	2,000	1,000	—	—																																																																																					
		補修	1,000	750	750	250																																																																																					
		賃借（公営住宅を除く。）	500	500	500	250																																																																																					
	単数世帯	建設・購入	1,500	750	—	—																																																																																					
		補修	750	562	562	187																																																																																					
		賃借（公営住宅を除く。）	375	375	375	187																																																																																					
	世帯構成	基礎支援金	加算支援金																																																																																								
			建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く。）																																																																																						
中規模半壊	複数世帯	350	—	250	250																																																																																						
	単数世帯	262	—	187	187.5																																																																																						
3. 県の補助	県は、市町が支援対象者に基礎支援金、加算支援金を支給したとき、その支給した額の3分の2の額を補助する。																																																																																										
4. その他	そのほか必要な事項は、県が制度の対象となる自然災害の発生の都度、別に定める。																																																																																										

(3) 災害弔慰金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が5世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	500万円
	②その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母

(4) 災害障害見舞金の支給内容

対象災害	自然災害	○住家が 5 世帯以上滅失した災害 ○県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ○上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	①生計維持者	250 万円
	②その他の者	125 万円
障害の程度	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

(5) 彦根市障害見舞金の支給内容

支給対象者	当該災害の発生した当時において、本市の住民基本台帳に記載されていた世帯の世帯主またはその構成員	
支給額	被害の区分	1 世帯当たりの見舞金の額
	住家の全壊または全焼	30,000 円
	住家の半壊または半焼	20,000 円
	住家の床上浸水等	10,000 円
適用除外	○当該災害について災害救助法の適用があったとき。 ○支給対象者が彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年彦根市条例第 49 号)に基づく災害弔慰金もしくは災害障害見舞金の支給または災害援護資金の貸付けを受けたとき。 ○当該災害による被害が支給対象者の故意によるものであると認められるとき。	

第6部 災害復旧に関する資料

2 被災者支援関係

(6) 災害援護資金の貸付内容

対象災害	自然災害 県内において災害救助法が適用された災害	
貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円
	②家財の1/3以上の損害	150万円
	③住居の半壊	170万円(250)
	④住居の全壊	250万円(350)
	⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額	350万円
貸付条件	所得制限	世帯人員 (住民税における前年の総所得金額)
		1人 220万円
		2人 430万円
		3人 620万円
		4人 730万円
		5人以上 (1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
	利率	年3%(据置期間は無利子)
	据置期間	3年(特別の事情がある場合は5年)
	償還期限	10年(据置期間を含む)
	償還方法	年賦又は半年賦

(7) 生活福祉資金の貸付内容

資金種類	「総合支援資金」「福祉資金」「緊急小口資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」「生活復興支援資金」
実施主体	県社会福祉協議会(申請窓口は市社会福祉協議会)
対象災害	災害(火事等を含む)
対象者	○低所得者世帯(世帯収入が生活保護法にもとづく生活保護基準額の1.7倍程度の世帯) ○障害者世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね2.5倍程度の世帯) ○高齢者世帯(65歳以上の介護を要する者がいる世帯で、世帯収入が生活保護基準額のおおむね2.5倍程度の世帯)
貸付限度額	①総合支援資金 ○生活支援費月20万円以内、○住宅入居費40万円以内、○一時生活再建費60万円以内 ②福祉資金 ○福祉費580万円以内等(種類により異なる)、○緊急小口資金10万円以内 ③緊急小口資金10万円以内 ④教育支援資金 ○教育支援費 高校月3.5万円以内、高専・短大月6.0万円以内、大学月6.5万円以内、○就学支度費50万円以内
年利	①、②保証人ありは無利子、なしは1.5%、③、④無利子
据置期間	①、②、④最終貸付日から6月以内、③2月以内
償還期限	措置期間経過後 ①10年以内、②20年以内等(種類により異なる)、③12月以内、④20年以内

(8) 天災融資法による融資制度

資金名	資金の種類		貸付対象事業	貸付対象者	率(年)	償還期間	貸付限度額
天災資金	経営資金	一般天災	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、取得等農林業経営に必要な資金	被害農林業者 ①農業にあつては、年収量30%以上の減収でかつ年収10%以上の損失額または30%以上の樹体損失額のある者 ②林業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者または50%以上の施設損失額のある者	3.0%以内 ～ 6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円 法人 2,000万円
		激甚災 注1)				4～7年以内	個人 250万円 法人 2,000万円
	事業資金	一般天災 注1)	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連	6.5%以内	3年以内	組合 2,500万円 連合会 5,000万円
		激甚災 注1)					組合 5,000万円 連合会 7,500万円

注1) 一般天災とは天災融資法のための適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚法の適用をも受ける天災をいう。

注2) 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

3 公共施設の復旧事業関係

(1) 災害復旧事業の種類

事業・内容	根拠法令等	関係省庁
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	国土交通省 農林水産省
河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、 道路、港湾、漁港、下水道、公園		
農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業 費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、 共同利用施設		
文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫 負担法	文部科学省
ア 公立学校施設災害復旧事業 イ その他（文化財等）		
厚生施設等災害復旧事業	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法等	厚生労働省 環境省
ア 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉 施設、身体障害者更正援護施設、知的障害 者援護施設等		
イ 環境衛生施設等災害復旧事業		
ウ 医療施設災害復旧事業		
エ その他（水道施設、感染症指定医療機 関）		
その他の施設に係る災害復旧事業	公営住宅法	国土交通省
ア 都市施設災害復旧事業（街路、都市排 水施設等）		
イ 公営住宅災害復旧事業		

(2) 激甚災害に係わる財政援助措置の対象

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	老人福祉施設災害復旧事業
ク	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
ケ	障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホームおよび生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労継続施設災害復興旧事業
コ	婦人保護施設災害復旧事業
サ	感染症指定医療機関復旧事業
シ	感染症予防事業
ス	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
セ	湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	
ア	農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
ウ	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
イ	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
ウ	中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還の免除
エ	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する援助
オ	中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	
ア	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ	私立学校振興会の業務の特例
エ	市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
オ	母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
カ	水防資材費の補助の特例
キ	り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
ク	産業労働者住宅建設資金融通の特例
ケ	公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
コ	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
ア	公共土木施設災害復旧事業
イ	公共土木施設災害関連事業
ウ	公立学校施設災害復旧事業
エ	公営住宅災害復旧事業
オ	生活保護施設災害復旧事業
カ	児童福祉施設災害復旧事業
キ	老人福祉施設災害復旧事業
ク	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
ケ	障害者支援施設、地域活動センター、福祉ホームおよび生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労継続施設災害復興旧事業
コ	婦人保護施設災害復旧事業
サ	感染症指定医療機関復旧事業
シ	感染症予防事業
ス	堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
セ	湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	
ア	農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
中小企業に関する特別の助成	
ア	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置
イ	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
ウ	中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の特別の財政援助及び助成	
ア	公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第7部 その他資料

1 例規関係

(1) 彦根市防災会議条例

彦根市防災会議条例

改正 昭和58年7月7日条例第23号 平成12年3月28日条例第14号
平成21年3月24日条例第8号 平成24年3月19日条例第10号
平成24年9月21日条例第23号 平成27年3月26日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、彦根市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 彦根市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条の水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

2 会長は市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
- (2) 滋賀県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の区域の全部または一部を管轄する警察署の警察署長またはその指名する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の病院事業管理者
- (7) 市の消防長、消防団長および消防副団長
- (8) 市長が指定する関係公共機関、関係地方公共機関または公共的団体の職員のうちから市長が委嘱する者

第7部 その他資料

1 例規関係

(9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

7 第5項第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

付 則(昭和58年7月7日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の彦根市防災会議条例の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則(平成12年3月28日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5項第7号を削り、第8号を第7号とする改正規定および同条第7項の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

付 則(平成24年3月19日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年9月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月 26 日条例第 28 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 1 号の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(彦根市防災会議条例の一部改正)

- 2 彦根市防災会議条例(昭和 37 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 市の病院事業管理者

(2) 彦根市防災会議規程

彦根市防災会議規程

(昭和39年1月29日告示第4号)

改正 昭和42年8月11日告示第51号 昭和51年3月29日告示第17号

平成12年3月28日告示第47号 平成19年3月30日告示第100号

平成21年7月1日告示第121号 平成22年12月28日告示第222号

平成23年4月1日告示第65号 平成27年12月18日告示第259号

平成30年1月25日告示第16号 平成31年4月1日告示第85号

(趣旨)

第1条 この規程は、彦根市防災会議条例(昭和37年彦根市条例第35号。以下「条例」という。)第6条の規定に基き防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は委員に対して招集の日時、場所、会期および議題を告知することにより行なう。

(欠席または遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないときまたは遅参しようとするときは、開会時刻前にその旨を届出なければならない。

(会議)

第5条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長があたる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決)

第6条 市の地域にかかる災害の発生により、市長が災害対策本部を設置する必要を認めた場合において、防災会議の意見をきく暇がないときは、市長が当該災害対策本部の設置を専決することができる。

2 前項の規定により災害対策本部を設置したときは、市長はすみやかにこれを防災会議に報告しなければならない。

(幹事)

第7条 防災会議に幹事および書記若干名を置く。

2 幹事および書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員の補佐する。

4 書記は、防災会議の所掌事務を処理する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、市長直轄組織危機管理課において処理する。

(公表等の方法)

第9条 地域防災計画を作成し、または修正した場合の公表その他防災会議が行なう公表等は彦根市公告式条例(昭和36年彦根市条例第47号)の例による。

付 則

この規程は、昭和39年1月29日から施行する。

付 則(昭和42年8月11日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和42年7月15日から適用する。

付 則(昭和51年3月29日告示第17号)

この告示は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(平成12年3月28日告示第47号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日告示第100号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年7月1日告示第121号)

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

付 則(平成22年12月28日告示第222号)

この告示は、平成22年12月28日から施行する。

付 則(平成23年4月1日告示第65号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成27年12月18日告示第259号)

この告示は、平成27年12月18日から施行する。

付 則(平成30年1月25日告示第16号)

この告示は、平成30年1月25日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第85号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

(3) 彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿

彦根市防災会議委員・幹事・書記名簿

委員	幹事
彦根地方気象台次長 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長 陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊 戦闘中隊長 湖東健康福祉事務所長 湖東土木事務所長 彦根警察署長 彦根市副市長 彦根市教育長 彦根市病院事業管理者 彦根市消防長 彦根市消防団長 彦根市消防副団長（大隊副長） 彦根市消防副団長（大隊本部付き） 彦根市消防副団長（第1中隊長） 彦根市消防副団長（第2中隊長） 彦根市消防副団長（第3中隊長） 西日本旅客鉄道株式会社彦根駅長 西日本電信電話株式会社滋賀支店設備部長 関西電力送配電株式会社彦根配電営業所長 近江鉄道株式会社鉄道部長 大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長 中日本高速道路株式会社名古屋支社彦根保全・サービスセンター所長 彦根商工会議所会頭 稲枝商工会長 東びわこ農業協同組合代表理事理事長 日本郵便株式会社彦根郵便局長 エフエムひこねコミュニティ放送株式会社代表者 彦根市社会福祉協議会長 日赤奉仕団彦根支部委員長 彦根市地域婦人団体連絡協議会会長 彦根市防災講習会外部講師 彦根市消防団ヒコネサンフラワーズ隊長	彦根市企画振興部長 彦根市スポーツ部長 彦根市総務部長 彦根市人事部長 彦根市市民環境部長 彦根市福祉保健部長 彦根市子ども未来部長 彦根市観光文化戦略部長 彦根市産業部長 彦根市建設部長 彦根市都市政策部長 彦根市上下水道部長 彦根市立病院事務局長 彦根市会計管理者 彦根市議会事務局長 彦根市教育部長 市長直轄組織危機管理監
	書記
	産業部農林水産課長 建設部建設管理課長 建設部道路河川課長 稲枝支所長 消防本部警防課長 市長直轄組織危機管理課長

(4) 彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱

彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱

(設置)

第1条 地震および風水害等の災害発生時における電気、ガス、通信、水道等のライフラインの被害軽減と安定確保を図るため、彦根市防災会議条例（昭和37年彦根市条例第35号）第5条の規定に基づき、彦根市防災会議にライフライン部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 彦根市地域防災計画の作成およびその実施に係る所管事項の調査、研究等に関すること。
- (2) 災害が発生した場合におけるライフライン機能の応急復旧体制の確立および相互応援体制等連携の強化に関すること。
- (3) ライフライン機能に関する防災知識の普及、啓発活動等に関すること。
- (4) その他部会設置の目的を達成するために必要な事務

(幹事)

第3条 部会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、彦根市防災会議規程（昭和39年彦根市告示第4号）第7条の規定に定める幹事のうちから会長が指名する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成7年2月27日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

(5) 彦根市防災会議ライフライン部会名簿

ア	西日本電信電話株式会社滋賀支店設備部長
イ	関西電力送配電株式会社彦根配電営業所長
ウ	大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部長
エ	上下水道部長
オ	消防長
カ	総務部長
キ	危機管理監
ク	産業部長

(6) 彦根市災害対策本部条例

彦根市災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 25 日条例第 36 号)

改正 平成 8 年 9 月 30 日条例第 20 号 平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、彦根市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 9 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 24 年 9 月 21 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

(7) 彦根市災害対策本部規程

彦根市災害対策本部規程

(昭和38年10月1日告示第69号)

改正	昭和40年3月30日告示第25号	昭和40年7月15日告示第45号	昭和42年8月11日告示第51号
	昭和43年3月27日告示第17号	昭和44年2月10日告示第8号	昭和45年4月1日告示第26号
	昭和45年7月31日告示第44号	昭和47年10月30日告示第54号	昭和48年5月10日告示第35号
	昭和49年4月1日告示第19号	昭和51年3月29日告示第17号	昭和52年5月24日告示第43号
	昭和53年4月1日告示第24号	昭和54年4月1日告示第22号	昭和54年6月30日告示第39号
	昭和55年4月1日告示第17号	昭和56年5月27日告示第40号	昭和57年4月1日告示第34号
	昭和63年9月30日告示第76号	平成元年9月30日告示第97号	平成3年3月30日告示第34号
	平成4年6月1日告示第58号	平成5年4月1日告示第48号	平成7年2月1日告示第9号
	平成7年4月1日告示第46号	平成8年4月1日告示第48号	平成9年4月1日告示第53号
	平成9年7月1日告示第75号	平成11年5月19日告示第81号	平成12年3月31日告示第68号
	平成13年3月30日訓令第7号	平成14年4月22日訓令第14号	平成15年5月2日訓令第7号
	平成16年4月1日告示第67号	平成17年3月31日告示第61号	平成18年3月31日告示第83号
	平成19年3月30日告示第26号	平成21年5月7日告示第92号	平成22年4月21日告示第108号
	平成22年7月14日告示第168号	平成23年7月22日告示第143号	平成23年12月12日告示第200号
	平成25年6月17日告示第156号	平成25年10月11日告示第216号	平成26年9月1日告示第197号
	平成27年6月17日告示第159号	平成28年4月1日告示第137号	平成28年5月31日告示第163号
	平成29年6月2日告示第155号	平成30年5月31日告示第170号	令和元年7月23日告示第53号
	令和2年5月22日告示第130号	令和3年4月1日告示第156号	令和4年4月1日告示第134号
	令和5年4月1日告示第126号	令和6年4月1日告示第93号	

(趣旨)

第1条 この規程は、彦根市災害対策本部条例(昭和37年彦根市条例第36号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき彦根市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部長付き)

第3条 災害対策本部に災害対策本部長付きを置き、教育長および病院事業管理者をもって充てる。

(危機管理監)

第4条 災害対策本部に危機管理監を置き、市長直轄組織危機管理監をもって充てる。

2 危機管理監は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長および災害対策副本部長に事故があるとき、または災害対策本部長および災害対策副本部長が欠けたときは、災害対策本部長の職務を代理する。

(本部会議)

第5条 災害対策本部に、災害予防および災害応急対策の実施について協議するため本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付き、危機管理監および部長ならびに別表第1に定める本部付き本部員をもって構成する。

3 本部会議は、必要の都度災害対策本部長が招集し、本部会議の議長は、災害対策本部長が当てる。

(部)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置く。

2 前項の部は、次のとおりとし、班をもって組織する。

(1) 市長直轄部

危機管理班、秘書班

(2) 企画振興部

企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班

(3) スポーツ部

スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班

(4) 総務部

総務班、公有財産管理班、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班

(5) 人事部

人事班、働き方・業務改革推進班

(6) 市民環境部

生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班

(7) 福祉保健部

社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班

(8) 子ども未来部

子ども・若者班、子育て支援班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班

(9) 観光文化戦略部

観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班

(10) 産業部

農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班

(11) 建設部

建設管理班、道路河川班、市街地整備班、建築班

(12) 都市政策部

都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班

(13) 上下水道部

上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班

(14) 教育部

第7部 その他資料

1 例規関係

教育総務班、学校教育班、学校ICT推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班

(15) 消防部

消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(16) 病院部

病院事務局班

- 3 部に部長および本部連絡員、班に班長を置き、災害対策本部員をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受けて部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 5 本部連絡員は、災害対策本部と各部班との連絡調整を行う。
- 6 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 7 部長となるべき災害対策本部員、部に属すべき災害対策本部員、班に属すべきその他の職員等は、別表第1のとおりとする。ただし、支所および出張所に勤務する職員にあっては、この限りでない。
- 8 班長の属する課、係等の職員はその班員となり、上司の命を受けて班務に従事する。

(班務)

第7条 班において分掌する事務は、おおむね別表第2のとおりとする。

(支部)

第8条 支所および出張所に次に掲げる支部を置く。

- (1) 鳥居本支部
- (2) 河瀬支部
- (3) 亀山支部
- (4) 高宮支部
- (5) 稲枝支部

2 支部は、災害対策本部長の統轄のもとにおおむね次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 本部との連絡に関すること。
- (2) 災害予報および被害状況の速報に関すること。
- (3) 応援班の要請に関すること。
- (4) 救護班の出動要請に関すること。
- (5) 消防分団その他民間救助団体との連絡活動に関すること。
- (6) 避難所および相談所に関すること。
- (7) 埋火葬に関すること。
- (8) その他特命事項に関すること。

(支部長その他の職員)

第9条 支部に支部長を置き、支所長および出張所長をもって充てる。

- 2 支部長は、上司の命を受けて支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 支部長に事故があるとき、または支部長が欠けたときは、災害対策本部長の指名する者が支部長の職務を代理する。
- 4 支部に属すべきその他の職員は、当該支所および出張所に勤務する職員とし、上司の命を受けて支部の事務に従事する。

(本部付き)

第10条 災害対策本部長は、災害対策本部の活動に万全を期するため、官公庁、民間団体その他の法人の長またはその構成員で必要と認めるものを本部付きとして委嘱することができる。

(補則)

第11条 災害対策本部長は、必要に応じて第6条第2項に規定する部および班以外の部または班を設けることができる。

(細則)

第12条 この規程に定めるものを除くほか、非常招集の令達、応召、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な細則は別に定める。

付 則

この規程は、昭和38年10月1日から施行する。

付 則(昭和40年3月30日告示第25号)

この告示は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(昭和40年7月15日告示第45号)

この告示は、昭和40年6月1日から施行する。

付 則(昭和42年8月11日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和42年7月15日から適用する。

付 則(昭和43年3月27日告示第17号)

この告示は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則(昭和44年2月10日告示第8号)

この告示は、昭和44年2月1日から施行する。

付 則(昭和45年4月1日告示第26号)

この告示は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則(昭和45年7月31日告示第44号)

この告示は、昭和45年8月1日から施行する。

付 則(昭和47年10月30日告示第54号)

この告示は、昭和47年11月1日から施行する。

付 則(昭和48年5月10日告示第35号)

この告示は、昭和48年5月10日から施行する。

付 則(昭和49年4月1日告示第19号)

第7部 その他資料

1 例規関係

この告示は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年3月29日告示第17号)

この告示は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則(昭和52年5月24日告示第43号)

この告示は、昭和52年5月24日から施行する。

付 則(昭和53年4月1日告示第24号)

この告示は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年4月1日告示第22号)

この告示は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年6月30日告示第39号)

この告示は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則(昭和55年4月1日告示第17号)

この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年5月27日告示第40号)

この告示は、昭和56年5月27日から施行する。

付 則(昭和57年4月1日告示第34号)

この告示は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年9月30日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年9月30日告示第97号)

この告示は、平成元年10月1日から施行する。

付 則(平成3年3月30日告示第34号)抄
(施行期日)

1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成4年6月1日告示第58号)

この告示は、平成4年6月1日から施行する。

付 則(平成5年4月1日告示第48号)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成7年2月1日告示第9号)

この告示は、平成7年2月1日から施行する。

付 則(平成7年4月1日告示第46号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年4月1日告示第48号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成9年4月1日告示第53号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成9年7月1日告示第75号)

この告示は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成11年5月19日告示第81号)

この告示は、平成11年5月19日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則(平成12年3月31日告示第68号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成14年4月22日訓令第14号)

この訓令は、平成14年4月22日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成14年4月1日から適用する。

付 則(平成15年5月2日訓令第7号)

この訓令は、平成15年5月2日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成15年4月1日から適用する。

付 則(平成16年4月1日告示第67号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日告示第61号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日告示第83号)

この告示は平成18年4月1日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

付 則(平成19年3月30日告示第26号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年5月7日告示第92号)

この告示は、平成21年5月7日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

付 則(平成22年4月21日告示第108号)

この告示は、平成22年4月21日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規定の規定は平成22年4月1日から適用する。

付 則(平成22年7月14日告示第168号)

この告示は、平成22年7月14日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成22年5月27日から適用する。

付 則(平成23年7月22日告示第143号)

この告示は、平成23年7月22日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

付 則(平成23年12月12日告示第200号)

この告示は、平成23年12月12日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成23年10月1日から適用する。

付 則(平成25年6月17日告示第156号)

この告示は、平成25年6月17日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則(平成25年10月11日告示第216号)

この告示は、平成25年10月11日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則(平成26年9月1日告示第197号)

この告示は、平成26年9月1日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(平成27年6月17日告示第159号)

この告示は、平成27年6月17日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(平成28年4月1日告示第137号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年5月31日告示第163号)

この告示は、平成28年5月31日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(平成29年6月2日告示第155号)

この告示は、平成29年6月2日から施行する。

付 則(平成30年5月31日告示第170号)

- 1 この告示は、平成30年5月31日から施行する。
- 2 改正後の第6条、第8条、別表第1(備考1を除く。)および別表第2の規定は、平成30年4月1日から、改正後の別表第1(備考1に限る。)の規定は、同月17日から適用する。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間における別表第1企画振興部の部の規定の適用については、同部中「市長直轄組織参事(総括)」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

平成30年4月1日から同月16日まで	市長直轄組織参事
平成30年4月17日から同月30日まで	市長直轄組織参事(市長直轄組織参事(世界遺産登録を推進するまちづくり担当)を除く。)

付 則(令和元年7月23日告示第53号)

この告示は、令和元年7月23日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則(令和2年5月22日告示第130号)

この告示は、令和2年5月22日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

付 則(令和3年4月1日告示第156号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和4年4月1日告示第134号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和5年4月1日告示第126号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年4月1日告示第93号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

第7部 その他資料
1 例規関係

別表第1(第6条関係)

部	本部員					その他の職員
	部長	本部連絡員	本部付き本部員	班	班長	
市長直轄部		市長直轄組織副参事		危機管理班	危機管理課長	危機管理課に所属する職員
				秘書班	秘書課長	秘書課に所属する職員
企画振興部	企画振興部長	企画振興部次長		企画班	企画課長	企画課に所属する職員
				まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課および市民交流センターに所属する職員
				情報政策班	情報政策課長	情報政策課に所属する職員
				広報戦略班	広報戦略課長	広報戦略課に所属する職員
				人権政策班	人権政策課長	人権政策課に所属する職員
				人権・福祉交流会館班	人権・福祉交流会館長	人権・福祉交流会館に所属する職員
スポーツ部	スポーツ部長	スポーツ部次長		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課に所属する職員
				国スポ・障スポ総務班	国スポ・障スポ総務課長	国スポ・障スポ総務課に所属する職員
				国スポ・障スポ競技班	国スポ・障スポ競技課長	国スポ・障スポ競技課に所属する職員
総務部	総務部長	総務部次長	議会事務局長および会計管理者	総務班	総務課長	総務課および選挙管理委員会事務局に所属する職員
				公有財産管理班	公有財産管理課長	公有財産管理課に所属する職員
				財政班	財政課長	財政課に所属する職員
				税務班	税務課長	税務課に所属する職員
				債権管理班	債権管理課長	債権管理課に所属する職員
				契約監理班	契約監理室次長	契約監理室に所属する

						職員
				臨時特別給付金班	臨時特別給付金室長	臨時特別給付金室に所属する職員
				議会班	議会課長	議会課に所属する職員
				出納・監査班	出納室長	出納室および監査委員事務局に所属する職員
人事部	人事部 長	人事部 次長		人事班	人事課長	人事課に所属する職員
				働き方・業務改革推進班	働き方・業務改革推進課長	働き方・業務改革推進課に所属する職員
市民環境部	市民環境部 長	市民環境部 次長		生活環境班	生活環境課長	生活環境課に所属する職員
				ライフサービス班	ライフサービス課長	ライフサービス課に所属する職員
				保険年金班	保険年金課長	保険年金課に所属する職員
				清掃センター班	清掃センター副所長	清掃センターに所属する職員
福祉保健部	福祉保健部 長	福祉保健部 次長		社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課に所属する職員
				高齢福祉推進班	高齢福祉推進課長	高齢福祉推進課に所属する職員
				障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課および障害者福祉センターに所属する職員
				健康推進班	健康推進課長	健康推進課に所属する職員
子ども未来部	子ども未来部 長	子ども未来部 次長		子ども・若者班	子ども・若者課長	子ども・若者課に所属する職員
				子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課に所属する職員
				幼児班	幼児課長	幼児課に所属する職員
				発達支援センター班	発達支援センター所長	発達支援センターに所属する職員
				幼稚園保育所班	幼稚園長、保育所長、認定子ども園長	幼稚園、保育所および認定子ども園に所属する職員

第7部 その他資料

1 例規関係

観光文化戦略部	観光文化戦略部長	観光文化戦略部次長		観光交流班	観光交流課長	観光交流課に所属する職員
				エンタテインメント班	エンタテインメント課長	エンタテインメント課に所属する職員
				文化財班	文化財課長	文化財課に所属する職員
				文化振興班	文化振興課長	文化振興課に所属する職員
産業部	産業部長	産業部次長		農林水産班	農林水産課長	農林水産課および農村環境改善センターに所属する職員
				地域経済振興班	地域経済振興課長	地域経済振興課に所属する職員
				農業委員会班	農業委員会事務局長	農業委員会に所属する職員
建設部	建設部長	建設部次長		建設管理班	建設管理課長	建設管理課に所属する職員
				道路河川班	道路河川課長	道路河川課に所属する職員
				市街地整備班	市街地整備課長	市街地整備課に所属する職員
				建築班	建築課長	建築課に所属する職員
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長		都市計画班	都市計画課長	都市計画課に所属する職員
				建築指導班	建築指導課長	建築指導課に所属する職員
				交通政策班	交通政策課長	交通政策課に所属する職員
				住宅班	住宅課長	住宅課に所属する職員
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長		上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課に所属する職員
				上下水道業務班	上下水道業務課長	上下水道業務課に所属する職員
				下水道建設班	下水道建設課長	下水道建設課に所属する職員
				上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課に所属する職員

						る職員
教育部	教育部 長	教育部 次長		教育総務班	教育総務課長	教育総務課に所属する職員
				学校教育班	学校教育課長	学校教育課および学校給食センターに所属する職員
				学校 I C T 推進班	学校 I C T 推進課長	学校 I C T 推進課に所属する職員
				学校支援・人権・いじめ対策班	学校支援・人権・いじめ対策課長	学校支援・人権・いじめ対策課に所属する職員
				生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課および地区公民館に所属する職員
				彦根城博物館班	彦根城博物館長	彦根城博物館に所属する職員
				図書館班	図書館長	図書館に所属する職員
消防部	消防長	消防総務課長		消防総務班	消防総務課長補佐	消防本部および消防署に所属する職員
				予防班	予防課長	
				警防班	警防課長	
				通信指令班	通信指令課長	
				消防署班	副署長	
病院部	病院長	市立病院事務局次長	市立病院事務局長	病院事務局班	編成の都度任命	市立病院に所属する職員

備考

- 1 上記職名にある者のほか部長の属する部の参事および副参事は、全て部長付き本部員とする。
- 2 部長付き本部員は、所属する部に詰め、各部長の指示した事務を行うこととする。
- 3 病院事業管理者および病院長は、病院内における災害対応の指揮および総括を行うため、原則として病院施設内に詰めることとする。

別表第2(第7条関係)

1 災害対策本部の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直	危機管理班	(1) 防災および救助業務の総合計画に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

轄部		(2) 各種情報の収集および気象警報の伝達に関すること。 (3) 災害対策本部員の招集に関すること。 (4) 機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成に関すること。 (5) 災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 (6) 記録の編成保存に関すること。 (7) 市および県の防災行政無線の運用に関すること。 (8) 被害状況調査の総合計画および取りまとめに関すること。 (9) 被害状況の受理および災害調査報告に関すること。 (10) 災害関係の文書および物品の受付、配布および発送に関すること。 (11) 広域応援要請(庁内調整を除く。)に関すること。 (12) 自衛隊の派遣要請に関すること。 (13) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関すること。 (14) 避難情報等の発令に関すること。 (15) 帰宅困難者等の受入れの準備に関すること。 (16) 緊急輸送手段の確保に関すること。 (17) 緊急輸送の実施に関すること。 (18) 市域外における災害支援実施の調整および総括に関すること。 (19) 他班の所管に属しないこと。
	秘書班	(1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命に関すること。 (2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者(議会関係の外来者を除く。)の災害地視察に関すること。 (3) 各種陳情(議会関係を除く。)に関すること。 (4) り災地の慰問見舞いに関すること。 (5) 危機管理班実施事項の応援
企画振興部	部内各班共通	(1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	企画班	(1) 法令の規定に基づいて作成する計画と地域防災計画との調整に関すること。 (2) 復興計画の策定に関すること。 (3) 男女共同参画センターの災害対策および連絡調整に関すること。
	まちづくり推進	(1) 自治会等からの被害状況等報告に関すること。

	班	(2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 (3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に関すること。
	情報政策班	(1) コンピュータシステムの保守および復旧に関すること。
	広報戦略班	(1) 災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関すること。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3) 外国人の災害対策に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1) 人権・福祉交流会館の災害対策に関すること。
スポーツ部	部内各班共通	(1) スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	スポーツ振興班	(1) 社会体育施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援
	国スポ・障スポ競技班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援
総務部	部内各班共通	(1) 総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	総務班	(1) 危機管理班実施事項の応援
	公有財産管理班	(1) 市有財産の災害対策に関すること。 (2) 緊急通行車両の手続に関すること。 (3) 市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援
	財政班	(1) 緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	税務班	(1) 固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2) り災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3) 世帯別被害調査の実施に関すること。 (4) 災害に伴う市税の減免等に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

		(5) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	債権管理班	(1) 税務班実施事項の応援 (2) 災害に伴う市税の猶予等に関する事。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等に関する事。 (4) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	契約監理班	(1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関する事。 (2) 物的支援の受援に係る庁内調整に関する事。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	臨時特別給付金班	(1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	議会班	(1) 議会関係の連絡調整に関する事。 (2) 彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整に関する事。 (3) 議会関係の外来者の災害地視察に関する事。 (4) 議会関係の各種陳情に関する事。 (5) 議会関係のり災地の慰問に関する事。 (6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	出納・監査班	(1) 物品および金銭の出納に関する事。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
人事部	部内各班共通	(1) 人事部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関する事。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	人事班	(1) 職員の動員派遣に関する事。 (2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応に関する事。 (3) 公務災害補償に関する事。 (4) 被災職員に対する給付および援助に関する事。 (5) 人的支援の受援に係る庁内調整に関する事。
	働き方・業務改革推進班	(1) 人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1) 市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関する事。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関する事。
	生活環境班	(1) 行方不明者の捜索に関する事。 (2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関する事。

		ること。 (4) 死体の処理および収容に関すること。 (5) 火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関する ことを含む。)に関すること。 (6) し尿処理に関すること。 (7) 公害の予防に関すること。 (8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に 関すること。 (9) 廃棄物の処理等に関すること。
	ライフサービス 班	(1) 避難誘導に関すること。 (2) 避難所等開設運営および相談所に関すること。 (3) り災者の収容に関すること。 (4) 収容施設の供与に関すること。 (5) 火葬の許可に関すること。 (6) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	保険年金班	(1) 炊き出しに関すること。 (2) 災害に伴う国民年金保険料の減免等に関すること。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療 保険料の減免等に関すること。 (4) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	清掃センター班	(1) 清掃施設の災害対策に関すること。 (2) 消毒および清掃に関すること。 (3) 廃棄物の処理等に関すること。 (4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に 関すること。
福祉保 健部	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に 関すること。
	社会福祉班	(1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法(昭和22年法律第11 8号)に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関す ること。 (4) 民間救助団体との連絡調整に関すること。 (5) 行方不明者の捜索に関すること。 (6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難 情報等の周知および伝達に関すること。 (7) 物資等の供給に関すること。 (8) 福祉避難所の開設および運営に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

		(9) 災害ボランティアに関すること。 (10) 赤十字奉仕団の動員に関すること。 (11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (12) り災証明の発行に関すること。 (13) り災見舞金の募集および分配に関すること。 (14) 救助費支給および救助費予算要求に関すること。 (15) 生活再建に係る資金の支給および貸付けに関すること。 (16) 被災者に対する生活保護の適用に関すること。
	高齢福祉推進班	(1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関すること。 (4) 指定管理施設の被害状況の調査報告に関すること。 (5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること。 (6) 要援護者等の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (7) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援 (9) 健康推進班実施事項の応援
	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関すること。 (4) 在宅障害者の被害状況の調査報告に関すること。 (5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (6) 手話通訳等のボランティアの確保等の調整に関すること。 (7) 障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援
	健康推進班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 医療施設との連絡調整に関すること。 (3) 救護班の編成および救護所の運営の調整に関すること。 (4) 妊産婦の救護および傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関すること。 (5) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関すること。 (6) 予防注射に関すること。 (7) 防疫班の編成に関すること。 (8) 休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。

		(9) 避難住民の健康支援に関すること。
子ども 未来部	部内各班共通	(1) 子ども未来部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 社会福祉班実施事項の応援
	子ども・若者班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	子育て支援班	(1) 児童の災害対策に関すること。 (2) 被災児童等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。
	幼児班	(1) 関係機関の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 被災園児等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	幼稚園保育所班	(1) 園児の避難誘導に関すること。 (2) 保護者、地域等への連絡調整に関すること。 (3) 幼稚園、保育所および認定子ども園の災害対策に関すること。 (4) 被災園児等の保護に関すること。
観光文化戦略部	部内各班共通	(1) 観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流班	(1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。 (3) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。
	エンタテインメント班	(1) 部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1) 文化財の災害対策に関すること。
	文化振興班	(1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化

第7部 その他資料

1 例規関係

		センターの災害対策に関すること。
産業部	部内各班共通	(1) 産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) 災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1) 農林水産関係の被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 農村環境改善センターの災害対策に関すること。 (3) 農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 農業集落排水処理施設の災害に関すること。 (5) 財産区の災害対策に関すること。 (6) 農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7) 農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8) 風評被害対策に関すること。
	地域経済振興班	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。 (2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3) 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。 (4) 雇用の安定確保に関すること。 (5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6) 風評被害対策に関すること。 (7) 農林水産班実施事項の応援
	農業委員会班	(1) 農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2) 農林水産班実施事項の応援
建設部	部内各班共通	(1) 建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) 災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	建設管理班	(1) 道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告に関すること。 (2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送の総括に関すること。 (3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 公共土木施設の復旧の総括に関すること。 (5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。
	道路河川班	(1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査に関すること。 (2) 雨量および河川水位の記録に関すること。 (3) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理に関すること。

		(4) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送に関すること。 (5) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (6) 公共土木施設の復旧に関すること。
	市街地整備班	(1) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における危険状況および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 彦根駅東土地区画整理事業区域内管理地および駅周辺地区における災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	建築班	(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3) その他営繕に関すること。 (4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都市政策部	部内各班共通	(1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
	都市計画班	(1) 公園および街路樹の災害対策に関すること。 (2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。
	建築指導班	(1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。
	交通政策班	(1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。 (2) 災害時の交通規制の統制等交通に関すること。 (3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	住宅班	(1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。
上下水道部	部内各班共通	(1) 上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援
	上下水道総務班	(1) 上下水道施設の被害の総合調整に関すること。 (2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知および広報に関する

第7部 その他資料

1 例規関係

		こと。 (3) 上下水道職員の動員派遣に関すること。 (4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達に関すること。
	上下水道業務班	(1) 上下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 機動給水および応急給水所の設置に関すること。 (3) 上水道応急復旧資機材の確保に関すること。 (4) 災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等に関すること。
	下水道建設班	(1) 下水道施設の災害対策に関すること。 (2) 下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) 下水道機器および修理資材の確保に関すること。 (4) 下水道施設の復旧に関すること。
	上水道工務班	(1) 上水道施設の災害対策に関すること。 (2) 上水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策に関すること。 (4) 上水道施設の復旧に関すること。
教育部	部内各班共通	(1) 教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	教育総務班	(1) 教育部内職員の動員派遣に関すること。 (2) 教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分に関すること。 (4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (5) その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと。
	学校教育班	(1) 学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関すること。 (2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (3) 被災児童生徒等に対する安全確保に関すること。 (4) 被災児童生徒等に対する教育および保健に関すること。 (5) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)に関すること。 (6) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (7) 生涯学習班実施事項の応援
	学校ICT推進班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援

	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	生涯学習班	(1) 社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (2) 公民館等の避難場所に関する事 (3) 学校教育班実施事項の応援
	彦根城博物館班	(1) 彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (2) 学校教育班実施事項の応援
	図書館班	(1) 図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関する事 (2) 教育総務班実施事項の応援
消防部	消防総務班	(1) 職員の参集状況の確認に関する事 (2) 消防団の出動状況の把握に関する事 (3) 消防関係機関との連絡に関する事 (4) 消防用資機材の調達および補給に関する事 (5) 消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給に関する事 (6) 部内の他班に属さないこと
	予防班	(1) 災害に関する情報の収集および整理に関する事 (2) 広報および宣伝に関する事
	警防班	(1) 消防活動に関する事 (2) 特別部隊に関する事 (3) 応援要請に関する事 (4) 応援部隊に対する誘導および指示に関する事
	通信指令班	(1) 消防無線の運用および通信統制に関する事 (2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達に関する事 (3) 非常招集に関する事 (4) 部隊の運用に関する事
	消防署班	(1) 情報収集および報告に関する事 (2) 参集員の把握および出動隊の編成に関する事 (3) 消防隊の運用に関する事 (4) 災害防御に関する事 (5) 人命救助および避難に関する事 (6) 行方不明者の捜索に関する事 (7) 現場広報に関する事

第7部 その他資料

1 例規関係

		(8) 応急救護所の設置に関すること。 (9) 資機材等の運搬に関すること。 (10) 消防資機材の保全に関すること。 (11) 指揮隊の運用に関すること。
病院部	病院事務局班	(1) 各種施設等の避難対策に関すること。 (2) 病院等の被災状況の把握に関すること。 (3) 災害による傷病者の救護に関すること。 (4) 移送体制の確保に関すること。 (5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達に関すること。 (6) 病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。

2 原子力災害時の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1) 緊急時モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の情報伝達に関すること。 (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る国または県との連絡調整に関すること。 (4) 原子力災害に関する情報の一元化に関すること。 (5) 業務継続に係る県との連絡調整に関すること。 (6) 環境放射線モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (7) 市が実施した各種制限措置の取りまとめに関すること。
企画振興部	企画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	まちづくり推進班	(1) 原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。 (2) 原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。
	情報政策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	広報戦略班	(1) 避難、屋内退避等の広報に関すること。 (2) 安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。 (3) 飲食物の出荷制限および摂取制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。 (4) 原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

	人権・福祉交流会館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
スポーツ部	スポーツ振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ競技班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
総務部	公有財産管理班	(1) 庁舎機能代替候補地の検討に関すること。
	財政班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	税務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	債権管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	契約監理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	臨時特別給付金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	議会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	出納・監査班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
人事部	人事班	(1) 原子力災害に関する相談担当者の調整に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
市民環境部	生活環境班	(1) 市庁舎等における環境放射線量の測定に関すること。 (2) 放射性物質による環境汚染への対処に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2) 原子力災害時の市民生活に係る相談対応に関すること。 (3) 災害地域住民記録票の作成に関すること。
	保険年金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	清掃センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
福祉保健部	社会福祉班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	高齢福祉推進班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	健康推進班	(1) 緊急時モニタリング結果を踏まえた退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の対策の検討に関すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

		(2) 安定ヨウ素剤の配布に関する事。 (3) 放射線の影響による健康被害に係る広報の検討に関する事。 (4) 緊急被ばく医療に係る県との連絡調整に関する事。 (5) 放射線の影響による健康被害に係る相談体制の整備に関する事。 (6) 各種制限措置解除時の食の安全に係る広報の検討に関する事。
子ども未来部	子ども・若者班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	子育て支援班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	幼児班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	発達支援センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
観光文化戦略部	観光交流班	(1) 原子力災害時の観光に係る相談対応に関する事。 (2) 旅行客に対する風評被害等の影響の軽減に関する事。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	エンタテインメント班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	文化財班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	文化振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
産業部	農林水産班	(1) 原子力災害時の農産物に係る相談対応に関する事。 (2) 農産物の出荷制限等に係る国および県との連絡調整に関する事。 (3) 農産物の風評被害等の影響の軽減に関する事。 (4) 農産物の出荷制限および制限措置の解除に係る周知に関する事。 (5) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	地域経済振興班	(1) 原子力災害時の中小企業等の経営に係る相談対応に関する事。 (2) 被災中小企業等の支援に係る相談体制の整備に関する事。 (3) 地場産品の風評被害等の影響の軽減に関する事。 (4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	農業委員会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
建設部	建設管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。
	道路河川班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関する事。

	市街地整備班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
都市政策部	都市計画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築指導班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	交通政策班	(1) 広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	住宅班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
上下水道部	上下水道総務班	(1) 汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止等の広報に関すること。 (2) 飲料水に係る制限措置の解除の広報に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上下水道業務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	下水道建設班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上水道工務班	(1) 原子力災害時の飲料水に係る相談対応に関すること。 (2) 県が実施する飲料水の検査への協力に関すること。 (3) 飲料水の摂取制限に係る県との連絡調整に関すること。 (4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
教育部	教育総務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校教育班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校ICT推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	生涯学習班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	彦根城博物館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	図書館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
病院部	病院事務局班	(1) 安定ヨウ素剤の調達および保管に関すること。 (2) 緊急被ばく医療に係る県への協力に関すること。

備考 災害対策本部の事務分掌と併せて実施するものとする。

(8) 彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程

(平成26年6月25日訓令第7号)

改正 平成27年6月1日訓令第8号 平成28年5月20日訓令第9号
平成29年6月2日訓令第12号 平成30年4月1日訓令第2号
平成31年4月1日訓令第6号 令和2年8月27日訓令第18号
令和4年12月9日訓令第19号 令和6年4月1日訓令第2号

彦根市防災行政無線局運用管理規程(平成6年彦根市訓令第2号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 無線局総括管理者等(第4条―第9条)
- 第3章 無線局の運用(第10条―第13条)
- 第4章 無線局の管理(第14条―第17条)
- 第5章 雑則(第18条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、彦根市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他の行政事務の円滑な業務の確保を図るため、無線局の管理および運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)および関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 市が設置する法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 無線設備 法第2条第4号に規定する無線設備をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中にまたは特定しない地点に停止中に運用する車載型、可搬型(半固定型)または携帯型の無線局をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として市庁舎に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 統制局 無線局を総括し、陸上移動局を通信の相手として通信の運用を統制する基幹となる無線設備をいう。
- (6) 中継局 統制局と陸上移動局との間および陸上移動局間相互の通信を中継する無線設備をいう。

(無線局の名称等)

第3条 無線局の名称は、彦根市防災行政デジタル無線局とする。

2 無線設備の種別、呼出名称および設置場所は、別表に定めるとおりとする。

第2章 無線局総括管理者等

(無線局総括管理者)

第4条 無線局に無線局総括管理者を置き、市長直轄組織危機管理監をもって充てる。

2 無線局総括管理者は、無線局の管理および運用の業務を総括し、次条に規定する無線局管理責任者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第5条 無線局に無線局管理責任者を置き、市長直轄組織危機管理課長をもって充てる。

2 無線局管理責任者は、無線局総括管理者の命を受け、無線局の管理および運用の業務を行い、第7条に規定する通信取扱責任者および第8条に規定する管理者を指揮監督する。

(市無線従事者)

第6条 市の職員のうち無線従事者(法第2条第5号に規定する無線従事者をいう。以下同じ。)の資格を有するもの(以下「市無線従事者」という。)は、無線局の運用に携わる。

2 管理責任者は、市無線従事者の氏名、資格等について、毎年4月1日における無線従事者名簿(別記様式第1号)を作成しなければならない。

(通信取扱責任者)

第7条 無線局に通信取扱責任者を置き、無線従事者の資格を有する市長直轄組織危機管理課の職員のうちから無線局管理責任者が指名する。

2 通信取扱責任者は、無線局管理責任者の命を受け、無線局の適正な管理および運用を行う。

(管理者)

第8条 次の課・室、支所・出張所その他の施設(以下「課・支所等」という。)に、管理者を置く。

(1) 基地局とし、または遠隔制御器を配置した課・支所等

(2) 陸上移動局を配置した課・支所等

2 管理者は、無線局管理責任者の命を受け、課・支所等に設置した無線局または配置した遠隔制御器の管理および監督の業務を分掌する。

3 管理者は、基地局とした課・支所等にあつては市長直轄組織危機管理課長を、遠隔制御器または陸上移動局を配置した課・支所等にあつては当該課・支所等の長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱者)

第9条 無線局の運用に携わる職員を通信取扱者とする。

2 通信取扱者は、市無線従事者の指導の下、法および関係法令に基づき、適正な無線局の運用を行うものとする。

第3章 無線局の運用

(通信の種類および内容)

第10条 通信の種類および内容は、次のとおりとする。

(1) 個別通信 統制局と特定の陸上移動局との間で行う通信および特定の陸上移動局間で行う通信

(2) グループ通信 統制局から複数の陸上移動局で構成するグループに対して行う通信および特定の陸上移動局から複数の陸上移動局で構成するグループ内の陸上移動局に対して行う通信

(3) 一斉通信 統制局から全ての陸上移動局に対して一斉に行う通信

(運用時間)

第11条 無線局の運用時間は、常時とする。ただし、平常時においては、原則として執務時間内とする。

第7部 その他資料

1 例規関係

(備付け書類等の管理)

第12条 無線局管理責任者は、電波法関係法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。

2 通信取扱責任者は、法および関係法令に基づく業務に関する書類を管理し、保管しなければならない。

(無線業務日誌の記載)

第13条 市無線従事者は、通信を行ったときは、無線業務日誌(別記様式第2号)に必要事項を記載し、無線局管理責任者に提出しなければならない。

第4章 無線局の管理

(無線設備の管理)

第14条 無線局管理責任者は、無線設備の状態を監視し、無線局の機能が十分に発揮できるよう適正に管理しなければならない。

2 通信取扱者は、無線設備の正常な機能を維持するため、無線設備の点検を、毎月1回以上定められた日時に実施しなければならない。

3 無線局管理責任者は、無線設備のうち重要と認める無線設備について、日常の維持管理および年1回以上の定期点検を実施しなければならない。

4 通信取扱者は、無線設備に異常があることを認めたときは、速やかに無線局管理責任者に報告しなければならない。

5 無線局管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置を講じなければならない。

(通信訓練)

第15条 無線局管理責任者は、災害発生に備えて通信機器の確認および運用の習熟を図るため、通信訓練を定期的実施するものとする。

(通信の統制)

第16条 無線局管理責任者は、災害発生時において混信が予想されるとき、または緊急の通信を確保する必要があるときは、通信を統制することができる。

2 無線局管理責任者は、前項の規定により通信を統制しようとするときは、通信取扱責任者を適正に配置し、統制に必要な措置を講じなければならない。

3 通信取扱責任者は、第1項の規定により通信が統制されたときは、無線局総括管理者の指示に従わなければならない。

(無線従事者の養成)

第17条 無線局管理責任者は、無線局の円滑な運用を図るため、無線従事者の養成に努めるものとする。

第5章 雑則

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成26年6月25日から施行する。

付 則(平成27年6月1日訓令第8号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行し、改正後の彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(平成28年5月20日訓令第9号)

この訓令は、平成28年5月20日から施行し、改正後の彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則(平成29年6月2日訓令第12号)

この訓令は、平成29年6月2日から施行する。

付 則(平成30年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年8月27日訓令第18号)

この訓令は、令和2年8月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則(令和4年12月9日訓令第19号)

この訓令は、令和4年12月10日から施行する。

付 則(令和6年4月1日訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

無線設備の種別	呼出名称	設置場所
代表統制台	ぼうさいひこね 100	市役所災害対策本部室
主統制台	ぼうさいひこね 101	市役所災害対策本部室
副統制台	ぼうさいひこね 102	市役所
統制リモコン	ぼうさいひこね 105	危機管理課
	ぼうさいひこね 106	危機管理課
	ぼうさいひこね 107	危機管理課
無線統制台	ぼうさいひこね 201	消防本部(市役所向け)
	ぼうさいひこね 202	消防本部(中継局向け)
半固定型	ぼうさいひこね 301	城東小学校
	ぼうさいひこね 302	城西小学校

第7部 その他資料

1 例規関係

ぼうさいひこね 303	金城小学校
ぼうさいひこね 304	城北小学校
ぼうさいひこね 305	佐和山小学校
ぼうさいひこね 306	旭森小学校
ぼうさいひこね 307	平田小学校
ぼうさいひこね 308	城南小学校
ぼうさいひこね 309	城陽小学校
ぼうさいひこね 310	若葉小学校
ぼうさいひこね 311	鳥居本小学校
ぼうさいひこね 312	高宮小学校
ぼうさいひこね 313	河瀬小学校
ぼうさいひこね 314	亀山小学校
ぼうさいひこね 315	稲枝東小学校
ぼうさいひこね 316	稲枝北小学校
ぼうさいひこね 317	稲枝西小学校
ぼうさいひこね 318	西中学校
ぼうさいひこね 319	中央中学校
ぼうさいひこね 320	東中学校
ぼうさいひこね 321	南中学校
ぼうさいひこね 322	鳥居本中学校
ぼうさいひこね 323	彦根中学校
ぼうさいひこね 324	稲枝中学校
ぼうさいひこね 325	彦根幼稚園
ぼうさいひこね 326	福祉センター
ぼうさいひこね 327	危機管理課
ぼうさいひこね 328	人権・福祉交流会館
ぼうさいひこね 329	鳥居本地区公民館
ぼうさいひこね 330	高宮地域文化センター
ぼうさいひこね 331	河瀬地区公民館
ぼうさいひこね 332	亀山出張所
ぼうさいひこね 333	市民交流センター
ぼうさいひこね 334	東地区公民館
ぼうさいひこね 335	西地区公民館
ぼうさいひこね 336	旭森地区公民館

	ぼうさいひこね 337	稲枝地区公民館
	ぼうさいひこね 338	北老人福祉センター
	ぼうさいひこね 339	中老人福祉センター
	ぼうさいひこね 340	彦根市スポーツ・文化交流センター
	ぼうさいひこね 341	ひこね市文化プラザ
	ぼうさいひこね 342	ひこね燦ぱれす
	ぼうさいひこね 343	彦根総合スポーツ公園
	ぼうさいひこね 344	滋賀大学
	ぼうさいひこね 345	滋賀県立大学
	ぼうさいひこね 346	聖泉大学
	ぼうさいひこね 347	彦根東高等学校
	ぼうさいひこね 348	彦根翔西館高等学校 第二体育館・第二グラウンド
	ぼうさいひこね 349	彦根翔西館高等学校
	ぼうさいひこね 350	彦根工業高等学校
	ぼうさいひこね 351	河瀬高等学校
	ぼうさいひこね 352	彦根総合高等学校
	ぼうさいひこね 353	近江高等学校
	ぼうさいひこね 354	彦根商工会議所
	ぼうさいひこね 355	彦根勤労福祉会館
	ぼうさいひこね 356	稲枝商工会館
	ぼうさいひこね 357	千松会館
	ぼうさいひこね 358	三津屋町民会館
	ぼうさいひこね 359	彦富町公民館
	ぼうさいひこね 360	新海町公民館
	ぼうさいひこね 361	亀の井ホテル彦根
	ぼうさいひこね 362	東びわこ農業協同組合本店
	ぼうさいひこね 363	東びわこ農業協同組合彦根中央支店
	ぼうさいひこね 364	東びわこ農業協同組合稲枝支店
	ぼうさいひこね 365	彦根市立病院
携帯型	ぼうさいひこね 401	稲枝支所
	ぼうさいひこね 402	秘書課
	ぼうさいひこね 403	ライフサービス課
	ぼうさいひこね 404	ライフサービス課
	ぼうさいひこね 405	社会福祉課

第7部 その他資料

1 例規関係

	ぼうさいひこね 406	子ども・若者課
	ぼうさいひこね 407	農林水産課
	ぼうさいひこね 408	農林水産課
	ぼうさいひこね 409	農村環境改善センター
	ぼうさいひこね 410	道路河川課
	ぼうさいひこね 411	道路河川課
	ぼうさいひこね 412	建設管理課
	ぼうさいひこね 413	都市計画課
	ぼうさいひこね 414	上水道工務課
	ぼうさいひこね 415	下水道建設課
	ぼうさいひこね 416	教育総務課
	ぼうさいひこね 417	学校教育課
	ぼうさいひこね 418	生涯学習課
	ぼうさいひこね 419	文化財課
	ぼうさいひこね 420	病院総務課
	ぼうさいひこね 421	通信指令課
	ぼうさいひこね 422	エフエムひこね
	ぼうさいひこね 423～434	危機管理課
	ぼうさいひこね 435	高齢福祉推進課
	ぼうさいひこね 436	荒神山自然の家
	ぼうさいひこね 437	大藪浄水場
	ぼうさいひこね 438	広報戦略課
車載型	ぼうさいひこね 522～535	公用車

別記様式第1号(第6条関係)

無線従事者名簿

[別紙参照]

様式第2号(第13条関係)

無線業務日誌

[別紙参照]

様式第 1 号(第 6 条関係)

無線従事者名簿

作成日： 年 月 日

[illegible]

第 7 部 その他資料
1 例規関係

様式第 2 号(第 13 条関係)

無 線 業 務 日 誌 年 月 分				総括責任者	管理責任者	取扱責任者
免 許 人 彦 根 市						
周波数 153. 23HM z				電波の型式 16K0 F 2D F 3E		
日付	通信回数	通信時間	運用局 ⇔ 相手局	取扱者(資格)		備 考
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
			⇔			
非常通信の実施の場合は、その 状況・混信・空電・故障の箇所、 処置内容その他参考事項						

(9) 彦根市消防団規則

彦根市消防団規則

(昭和 25 年 4 月 1 日規則第 9 号)

改正 昭和 27 年 3 月 31 日規則第 8 号 昭和 31 年 7 月 1 日規則第 7 号
昭和 31 年 9 月 30 日規則第 10 号 昭和 32 年 7 月 10 日規則第 4 号
昭和 34 年 9 月 17 日規則第 6 号 昭和 39 年 4 月 1 日規則第 7 号
昭和 40 年 3 月 12 日規則第 10 号 昭和 42 年 4 月 1 日規則第 15 号
昭和 43 年 4 月 15 日規則第 19 号 昭和 44 年 1 月 13 日規則第 1 号
昭和 58 年 11 月 1 日規則第 35 号 昭和 63 年 4 月 1 日規則第 10 号
平成元年 4 月 1 日規則第 18 号 平成 5 年 4 月 1 日規則第 18 号
平成 18 年 9 月 7 日規則第 51 号 平成 30 年 3 月 26 日規則第 6 号
平成 31 年 4 月 1 日規則第 19 号 令和 3 年 12 月 1 日規則第 78 号
令和 4 年 3 月 18 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 2 項および第 23 条第 2 項の規定に基づき、彦根市消防団(以下「消防団」という。)の組織および消防団員の階級について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 消防団に本部および分団を置く。

2 本部は、団長、副団長および本部付き分団で構成し、本部に属する消防団員を本部員とする。

3 分団の名称および管轄区域は、別表第 1 のとおりとする。

(階級およびその定員)

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長および団員とする。

ただし、機能別消防団員の階級は、団員とする。

2 階級ごとの定員は、別表第 2 のとおりとする。

(任務)

第 4 条 団長は、消防団を統括し、団員を指揮して関係法令等に定める職務を遂行し、市長に対しその責任を負う。

2 団長は、市長の承認を得て、団員の中から副団長、分団長、副分団長、部長および班長の役員を任免する。

3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、団長の定める順序に従い、その職務を代行する。

4 団長および副団長に共に事故があるときは、団長の定める順序に従い、分団長または副分団長が団長の職務を代行する。

5 分団長、副分団長、部長および班長は、上司の命を受け、所属の消防団員を指揮監督する。

第7部 その他資料

1 例規関係

(任期)

第5条 団長、副団長および分団長の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(本部付き分団)

第6条 本部付き分団の構成員(以下「本部付き分団員」という。)は、分団長、副分団長、部長、班長および団員とする。

2 本部付き分団にヒコネサンフラワーズ(女性の消防団員で組織する隊をいう。以下同じ。)を置く。

3 本部付き分団員である班長は、各分団長が当該分団の班長のうちから適任者として推薦した者で団長が任命したもの(以下「出向者」という。)およびヒコネサンフラワーズに属する班長とする。

4 本部付き分団に、本部付き分団長を置く。

5 本部付き分団の任務は、次のとおりとする。

- (1) 消防団の庶務に関すること。
- (2) 消防団の訓練指導に関すること。
- (3) 分団との連絡調整に関すること。
- (4) 命令の伝達に関すること。
- (5) 消防広報活動に関すること。
- (6) 家庭防火指導等に関すること。
- (7) その他団長および副団長の用務に関すること。

6 出向者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 出向者は、任期満了後、所属の各分団に専任するものとする。

(隊編成)

第7条 大規模災害に対応するため、別表第3の災害現場における指揮命令を行う隊を編成する。

2 大隊、中隊および小隊の指揮者の役職および階級は、別表第4のとおりとする。

(宣誓)

第8条 団員は、その任命後、宣誓書(別記様式第1号)に署名しなければならない。

(火災現場への出場等)

第9条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行速度を守るとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘または警笛のみに限られるものとする。

(乗車責任者の遵守事項)

第10条 出火出場または引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校および劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 消防団員および消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (5) 前行消防車の追い越し記号のある場合のほかは、走行中追い越しをしてはならない。

(管轄区域外出場)

第11条 消防団は、消防長または消防署長の命令があるときは、市の区域外の水火災その他の災害現場に出場することができる。ただし、出場の際に管轄区域内であると認められたにもかかわらず現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(災害出場時の活動)

第12条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具および資材を最高度に活用して生命身体および財産の救護に当たり損害を最少限度にとどめて水火災の防御および鎮圧に努めなければならない。

(災害出場時の遵守事項)

第13条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、または留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動しなければならない。この場合において、団長は、消防長の所轄の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、誠実に、専心して行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害および水損を最少限度にとどめなければならない。
- (4) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

(死体発見時の措置)

第14条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、災害現場の責任者は、消防長に報告するとともに警察職員または検屍(し)員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

(放火の疑いがあるときの措置)

第15条 放火の疑いがある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長および警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表は、差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第16条 消防団には、次の文書簿冊を備え常にこれを整理して置かななければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受け払い簿
- (9) 給与品貸与品台帳
- (10) 諸令達簿
- (11) 消防法規例規綴

第7部 その他資料

1 例規関係

(12) 雑書綴

(教養および訓練)

第17条 団長は、消防団員の品位の陶冶(や)および実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第18条 市長は、分団または消防団員がその任務遂行において功労が特に拔群である場合は、これを表彰することができる。この場合において、団員は、団長が表彰することができるものとする。

(表彰の種類)

第19条 前条の表彰は、次の各号に掲げる種類とし、当該各号に定める者に授与する。

(1) 賞詞 消防団員として功労があると認められる者

(2) 賞状 消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団

(感謝状の授与)

第20条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者または団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 水火災の予防または鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水火災現場における人命救助

(4) 火災その他災害時における警戒、防御または救助に関し消防団に対してなした協力

(休団制度)

第21条 消防団員は、長期出張、育児等で長期間活動に参加することができない場合は、3年を超えない範囲内で休団(消防団員の身分を保有しつつ、その職務を休職することをいう。以下同じ。)をすることができる。

2 消防団員は、前項の規定により休団をしようとする場合は、休団届(別記様式第2号)により、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 休団中の消防団員は、復団(休団をした消防団員が職務に復帰することをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、復団届(別記様式第3号)により、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出て、その承認を受けなければならない。

4 休団期間中は、報酬については無支給とし、退職報償金については在職年数に算入しないものとする。

5 休団中の消防団員が復団をしたときの当該消防団員の階級は、休団を開始した日にその者が属していた階級とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか消防団の運営に関し必要なことは、団長が、消防長の承認を得て、定めるものとする。

付 則

この規則は、昭和25年4月1日より施行する。

この規則施行のとき、これに抵触するものはその効力を失う。

この規則(昭和27年3月31日規則第8号)は、第4条については、公布の日より、第5条については昭和27年4月1日から施行する。

付 則(昭和27年3月31日規則第8号)

この規則は、第4条については公布の日から、第5条については昭和27年4月1日から施行する。

付 則(昭和31年7月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

付 則(昭和31年9月30日規則第10号)

この規則は、昭和31年9月30日から施行する。

付 則(昭和32年7月10日規則第4号)

この規則は、昭和32年4月2日から適用する。

付 則(昭和34年9月17日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年4月1日規則第7号)

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和40年3月12日規則第10号)

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(昭和42年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年4月15日規則第19号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則(昭和44年1月13日規則第1号)

この規則は、昭和44年1月1日から施行する。

付 則(昭和58年11月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第1に定める配置定員の部分は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年4月1日規則第10号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

付 則(平成元年4月1日規則第18号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成5年4月1日規則第18号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月7日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月26日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年4月1日規則第19号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(令和3年12月1日規則第78号)抄

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

付 則(令和4年3月18日規則第9号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	管轄区域町名
本部付き分団 (ヒコネサンフ ラワーズを含 む。)	全域
第1分団	金亀町、尾末町、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、芹橋二丁目、中藪一丁目、中藪二丁目、長曾根町
第2分団	八坂町、須越町、三津屋町
第3分団	元町、船町、旭町、佐和町、立花町、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、中央町、錦町、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、芹橋一丁目、銀座町、芹中町、大橋町、新町、後三条町、大東町、橋向町、古沢町の一部

第4分団	馬場一丁目、馬場二丁目、松原町、松原一丁目、松原二丁目、古沢町の一部
第5分団	古沢町、里根町、安清東町、外町、駅東町、芹川町、芹町、岡町、安清町、山之脇町、元岡町、沼波町、幸町、地蔵町の一部、西沼波町の一部、原町の一部
第6分団	中藪町、大藪町、長曽根南町、野瀬町の一部、開出今町の一部、八坂町の一部、西今町の一部、後三条町の一部
第7分団	小泉町、平田町、西今町、竹ヶ鼻町、和田町、宇尾町、戸賀町、野瀬町、東沼波町の一部、長曽根南町の一部、大藪町の一部
第8分団	正法寺町、大堀町、野田山町、西沼波町、東沼波町、地蔵町、原町の一部
第9分団	開出今町、甘呂町、八坂町の一部、蓮台寺町の一部、宇尾町の一部
第10分団	日夏町、蓮台寺町の一部
第11分団	鳥居本町、原町、小野町、宮田町、下矢倉町、甲田町、笹尾町、荘厳寺町、善谷町、中山町、男鬼町、武奈町、佐和山町、仏生寺町
第12分団	南川瀬町、出町、葛籠町、西葛籠町、法士町、広野町、金剛寺町、森堂町、川瀬馬場町、野口町、極楽寺町、辻堂町、堀町、蓮台寺町、犬方町、宇尾町の一部
第13分団	清崎町、賀田山町、太堂町、安食中町、千尋町、楡町
第14分団	高宮町
第15分団	三津町、海瀬町、金沢町、稲部町、肥田町、稲枝町、野良田町、彦富町、金田町、稲里町、下岡部町、石寺町、薩摩町、柳川町、甲崎町、下西川町、上西川町、上岡部町、田原町、服部町、上稲葉町、下稲葉町、出路町、本庄町、善光寺町、南三ツ谷町、田附町、新海町、新海浜一丁目、新海浜二丁目
機能別分団(大規模災害団員に限る。)	自らが居住する分団の管轄区域
機能別分団(大学生団員に限る。)	全域

別表第2(第3条関係)

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
定員	1	5	19	16	18	83	383	525

別表第3(第7条関係)

大隊	中隊	小隊
大隊	—	本部付き分団(ヒコネサンフラワーズを含む。)

第 7 部 その他資料

1 例規関係

	第 1 中隊	第 1 分団
		第 3 分団
		第 4 分団
		第 5 分団
		第 11 分団
	第 2 中隊	第 6 分団
		第 7 分団
		第 8 分団
		第 12 分団
		第 14 分団
	第 3 中隊	第 2 分団
		第 9 分団
		第 10 分団
		第 13 分団
		第 15 分団
	—	機能別分団

備考 この表の本部付き分団(ヒコネサンフラワーズを含む。)および機能別分団の小隊には、中隊は編成しない。

別表第 4(第 7 条関係)

区分	指揮者の役職	指揮者の階級
大隊	大隊長	団長
	大隊副長	副団長
	大隊本部付き	副団長
	本部付き分団長	分団長
中隊	中隊長	副団長
	副中隊長	分団長
小隊	小隊長	分団長

別記様式第 1 号(第 8 条関係)

宣誓書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 21 条関係)

休団届

[別紙参照]

様式第 3 号(第 21 条関係)

復団届

[別紙参照]

第 7 部 その他資料
1 例規関係

別記様式(第 8 条関係)

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法および法律を擁護し命令、条例および規則を順守し不公平ならびに偏見を避け何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

彦根市消防団

氏

名(印)

(10) 彦根市自主防災組織整備推進要綱

彦根市自主防災組織整備推進要綱

(平成 17 年 3 月 31 日告示第 59 号)

改正 平成 23 年 4 月 1 日告示第 65 号 平成 31 年 4 月 1 日告示第 85 号

彦根市自主防災組織整備推進要綱を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 5 条第 2 項の規定に基づき、地震等による災害の防止または軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織(以下「自主防災組織」という。)の設置および育成を推進することについて必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織の設置等推進機関)

第2条 自主防災組織の設置および育成は、市等(市長直轄組織危機管理課、消防本部、消防署、消防団等をいう。以下同じ。)が推進するものとし、防災関係機関は、有機的連携の基に市等の推進活動に積極的に協力するものとする。

(自主防災組織の設置等推進活動)

第3条 市等は、自主防災組織の設置および育成を推進するため防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施するものとする。

(1) 広報活動

自主的・自発的な防災組織の必要性と防災意識の高揚を図るための広報活動を実施するものとする。

(2) 防災教育

自治会長をはじめ住民を対象に、災害および防災に関する正しい知識を普及させるため、防災講習会等の防災教育を実施するとともに、自主防災組織の設置に関する指導を行うものとする。

(3) 自主防災組織への助成

自主防災組織の基礎づくりおよび活動を促進するため、自主防災組織に対し、予算の範囲内において必要な助成を行うものとする。

(4) 防災訓練指導

自主防災組織が実施する防災訓練に対し、指導助言を行うものとする。

(自主防災組織の規模)

第4条 自主防災組織の規模は、次の事項を一般的な基準として、町内会または自治会単位を基本とする。

(1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動等を効果的に行える程度の規模であること。

(2) 住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。

第7部 その他資料

1 例規関係

(自主防災組織の連絡協議会等)

第5条 自主防災組織相互の情報交換および連絡調整を図るため、小学校区程度の規模で連絡協議会等の設置を促進する。

(自主防災組織の規約)

第6条 自主防災組織は、組織の目的、事業内容、役員の選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確化した規約を定めるものとする。

(自主防災組織の編成)

第7条 自主防災組織には、次のような活動班を編成し、活動班ごとに班長(指揮者)を置くものとする。

- (1) 情報班(情報の収集・伝達および広報活動)
- (2) 消火班(出火防止活動および消火器、可搬式動力ポンプ等による消火活動)
- (3) 救出・救護班(負傷者等の救出・救護活動)
- (4) 避難誘導班(住民の避難誘導活動)
- (5) 給食・給水班(水、食料等の配給、炊き出し等の給食・給水活動)

(自主防災組織の設置)

第8条 自主防災組織の設置は、自主防災組織設置届出書(別記様式)に自主防災組織の規約を添えて市長に届け出ることにより行うものとする。

(自主防災組織の活動)

第9条 自主防災組織は、次に掲げる平常時の予防活動および災害時の応急活動を行うものとし、各活動については、具体的な防災計画を策定の上、効果的な活動を行うものとする。

(1) 平常時の予防活動

- ア 防災知識の普及・啓発 地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災講習会、災害図上訓練(DEG)等を実施するものとする。
- イ 地域の災害危険の把握 災害予防に資するため、地域固有の危険箇所、災害時要援護者の実態等の把握に努めるものとする。
- ウ 防災訓練の実施 災害時の応急活動が的確に行えるよう定期的に防災訓練を実施し、必要な知識および技術の習得に努めるものとする。
- エ 火気使用設備器具等の点検 大地震発生時、被害の発生または拡大の原因となる火気使用設備器具、危険物品等を点検するものとする。
- オ 防災資機材の備蓄 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助工作用資機材等防災活動に必要な資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 災害時の応急活動

- ア 情報の収集および伝達 被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を執るため、市防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達するものとする。
- イ 出火防止および初期消火 地震等が発生した場合は、直ちに住民に対し、火の始末を呼び掛け、出火した場合は、初期消火に当たるものとする。
- ウ 救出・救護 建物の倒壊や落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、資機材を有効に活用し、直ちに救出救護活動を行うものとする。

エ 避難 避難勧告または指示が発令された場合は、災害時要援護者も含め全ての住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導するものとする。

オ 給食・給水 水、食料等の配給、炊き出し等の給食・給水活動に当たるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成23年4月1日告示第65号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第85号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年12月1日告示第264号)抄

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別記様式(第8条関係)

自主防災組織設置届出書

[別紙参照]

第7部 その他資料

1 例規関係

別記様式（第8条関係）

年 月 日

彦根市長様

自主防災組織名

代表者

自主防災組織設置届出書

自主防災組織を設置しましたので下記のとおり届け出ます。

記

組 織 名 (自治会名等)	
設 置 年 月 日	
「自主防災会長」 氏 名 住 所 電 話 ・ F A X	
組織構成世帯数 構 成 人 数	世帯 人
そ の 他	

添付書類

- 1 自主防災組織規約の写し
- 2 自主防災組織の組織図等
- 3 その他参考となる書類

(11) 彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱

(平成 17 年 3 月 31 日告示第 60 号)

改正 平成 18 年 3 月 1 日告示第 39 号 平成 19 年 3 月 26 日告示第 68 号
平成 20 年 3 月 25 日告示第 45 号 平成 21 年 5 月 7 日告示第 91 号
平成 23 年 5 月 10 日告示第 97 号 平成 25 年 10 月 22 日告示第 222 号
平成 29 年 3 月 27 日告示第 56 号 平成 30 年 3 月 30 日告示第 74 号
令和 3 年 12 月 1 日告示第 264 号

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民による自主的な防災組織(以下「自主防災組織」という。)が実施する自主防災組織の基礎づくりと、その活動を促進するための事業に対し、その活動に要する経費について、彦根市自主防災組織整備推進要綱(平成 17 年彦根市告示第 59 号。以下「要綱」という。)第 3 条第 3 号の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成 19 年彦根市規則第 15 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象となる団体は、要綱第 8 条による設置の届出をした団体で市長が適当と認めるものとする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助事業の種類、補助対象経費、補助対象限度額および補助率は別表のとおりとし、補助対象経費と補助対象限度額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じた額を上限として補助を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付申請をしようとする自主防災組織は、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に、彦根市自主防災組織活動事業計画書(別記様式第 2 号)および関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、規則第 4 条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、規則第 6 条の規定により交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 6 条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)しようとするときまたは当該補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第 3 号)を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

第7部 その他資料

1 例規関係

(補助金の交付決定の変更)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じ
て行う現地調査等によりその内容を審査し、補助事業の変更、中止または廃止が適当であると認め
るときは、補助金の交付決定の変更を決定し、彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承
認・補助金変更決定通知書(別記様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに彦根市自主防災組織活動事業補助金実
績報告書(別記様式第5号)に彦根市自主防災組織活動事業実績書(別記様式第6号)および関係書
類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、規
則第14条の規定により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、彦根市自主防災
組織活動事業補助金交付請求書(別記様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月1日告示第39号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月26日告示第68号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則(平成20年3月25日告示第45号)

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成21年5月7日告示第91号)

この告示は、平成21年5月7日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱
の規定は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成23年5月10日告示第97号)

この告示は、平成23年5月10日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要
綱の規定は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成25年10月22日告示第222号)

この告示は、平成25年10月22日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成29年3月27日告示第56号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成30年3月30日告示第74号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則(令和3年12月1日告示第264号)抄

- 1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助事業の種類		補助対象経費	補助対象限度額	補助率
彦根市 自主防 災組織 活動事 業	第一種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 情報収集伝達用資機材 メガホン、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレン、放送設備、衛星携帯電話(本体購入費に限る。) (2) 初期消火用資機材 消火器(街頭用、訓練用)、消火バケツ、消火栓ボックス、消火栓用ホース、ノズル、はっぱ、作業服、長靴、管鎗(そう)、スタンドパイプ、キーハンドル (3) 避難・救出・救護用資機材 避難旗、救急用品、担架、救急医療具、ヘルメット、強力ライト、ロープ、はしご、バール、のこぎり、小型発電機、投光器、チェーンソー、避難場所看板、避難誘導看板、ベスト(ビブス)、かけや、スコップ、コードリール、誘導灯、車椅子、ストレッチャー (4) 給水・給食用資機材 湯茶器、給水タンク、炊飯器具、調理器具、かまどベンチ(材料費に限る。) (5) その他第一種事業の資機材等として市長が認めるもの	(千円)300	2分の1

第7部 その他資料

1 例規関係

第二種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 初期消火用資機材 可搬式動力ポンプ、消火マスター(訓練用) (2) 避難・救出・救護用資機材 大型発電機、発電機付投光器、リヤカー (3) 給水・給食用資機材 移動式炊飯器、飲料水用ろ水器 (4) 防災知識普及啓発用備品 訓練用人形 (5) その他 ホース乾燥塔(附属設備(巻き上げウインチ)を含む。)、資機材収納箱、資機材倉庫、パイプ TENT (6) その他第二種事業の資機材等として市長が認めるもの	(千円) 1,000	2 分の 1
	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 救助用資機材 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等 (2) 消火用資機材等 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等 (3) その他 炊飯装置、資機材倉庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架等	(千円) 下限 300 上限 2,000	2 分の 1 (滋賀県自治振興交付金との併用)
	設置事業	第一種事業に準じる。 (千円) 150	1 分の 1

備考

- 1 第一種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み2年間は、同事業の補助を受けることができない。
- 2 第二種事業および第三種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み3年間は、第二種事業の補助を受けることができない。
- 3 第三種事業の補助は、1団体1回限りとする。
- 4 第三種事業の補助を受けた団体は、同一年度に、第一種事業、第二種事業および設置事業の補助を受けることはできないものとする。
- 5 第三種事業は、滋賀県自治振興交付金の対象となる事業に限るものとし、当該事業については、滋賀県自治振興交付金交付規則および滋賀県自治振興交付金実施要綱に基づくものとする。
- 6 設置事業は、要綱第8条の規定による設置の届出をした団体に対して、当該届出の年度のみ補助の対象とし、1団体1回限りとする。
- 7 設置事業の補助を受けた団体は、第一種事業にあつては当該補助を受けた年度の翌年度以後に、第二種事業にあつては当該補助を受けた年度以後に補助を受けることができる。

8 補助金の算定額は、1,000 円未満を切り捨てた額とする。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

自主防災組織活動事業計画書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

自主防災組織活動事業実績書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付請求書

[別紙参照]

第 7 部 その他資料

1 例規関係

別 記

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

彦根市長 様

自主防災組織名

代表者名

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書

年度彦根市自主防災組織活動事業補助金の交付を受けたいので、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) 自主防災組織活動事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 補助対象品目等の仕様等を明らかにする書類
- (3) 自主防災組織年間活動計画書
- (4) 口座振替払申出書

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

彦根市自主防災組織活動事業計画書

申請事業種別		（ 第一種 ・ 第二種 ・ 第三種 ・ 設置 ） 事業			
項 目	申 請 資 機 材 等				備 考
	品 名	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)	
情報収集・伝達					
初期消火					
避難・救出・救護					
給水・給食					
知識普及・啓発					
その他					
		合 計 (a)			

補助対象額（(a) または補助対象 限度額の低い方の額）	補助率 分の	補助金算定額(千円未満切捨て) (b) × (c)
円 (b)	(c)	円

第7部 その他資料

1 例規関係

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

彦根市長様

自主防災組織名

代表者名

彦根市自主防災組織活動事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により、その内容を（変更・中止・廃止）したいので申請します。

記

1 事業種別 （ 第一種 ・ 第二種 ・ 第三種 ・ 設置 ） 事業

2 変更・中止・廃止の理由

3 変更の内容（詳細がわかるよう記載すること。）

(1) 変更前

(2) 変更後

4 補助金額の変更内容（詳細がわかるよう記載すること。）

(1) 変更前

(2) 変更後

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

彦根市長 様

自主防災組織名

代表者名

彦根市自主防災組織活動事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった彦根市自主防災組織活動事業補助金について、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 自主防災組織活動事業実績書（別記様式第 5 号）
- 2 各備品等に「自主防災組織」名を明示した事業実施時の写真
- 3 領収書
- 4 その他補助事業の実績に関する書類

第7部 その他資料

1 例規関係

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

自主防災組織活動事業実績書

申請事業種別		(第一種 ・ 第二種 ・ 第三種 ・ 設置) 事業			
項 目	事業実績資機材等				備 考
	品 名	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)	
情報収集・伝達					
初期消火					
避難・救出・救護					
給水・給食					
知識普及・啓発					
その他					
		合 計 (a)			

補助対象額 ((a) または補助対象限度額の低い方の額) 円 (b)	補助率 分の (c)	補助金算定額(千円未満切捨て) (b) × (c) 円
---	------------------	---------------------------------------

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

彦根市長 様

所在地

自主防災組織名

代表者名

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知があった自主防災組織活動事業補助金を次のとおり交付されるよう、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

交付請求額 金 _____ 円

第7部 その他資料

1 例規関係

(12) 彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例

彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例

平成 23 年 5 月 24 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合に、被災者の救助、応急措置その他災害対策に要する臨時的経費に充てるため、彦根市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(13) 災害救助法関係

ア 「災害救助法による救助の程度、方法および期間」 早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅が得ることができない者	1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。4 供与期間は2年以内

第7部 その他資料

1 例規関係

炊き出し その他に よる食品 の給与	1 避難所に収容 された者 2 住家に被害を 受け、若しくは 災害により現 に炊事のでき ない者	1日1人当たり 1,230円以内	災害発生の日か ら7日以内	食品給与のための総経 費を延給食日数で除し た金額が限度額以内で あればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の 供給	現に飲料水を得 ることができな い者(飲料水およ び炊事のための 水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日か ら7日以内	輸送費、人件費は別途 計上

救助の 種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																															
被服寝具 その他生 活必需品 の給与ま たは貸与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等によ り、生活上必要な 被服、寝具、その 他生活必需品を喪 失または毀損し、 直ちに日常生活を 営むことが困難な 者	1 夏季（4 月～9 月）、冬季（10 月～3 月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は、 年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																															
		2 下記金額の範囲内																																																	
		<table><tr><th colspan="2">世帯人数</th><th>1 人</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人</th><th>6 人以上 1 人増す ごとに加算</th></tr><tr><th>区分</th><th></th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>19, 200</td><td>24, 600</td><td>36, 500</td><td>43, 600</td><td>55, 200</td><td>8, 000</td></tr><tr><td>冬</td><td>31, 800</td><td>41, 100</td><td>57, 200</td><td>66, 900</td><td>84, 300</td><td>11, 600</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6, 300</td><td>8, 400</td><td>12, 600</td><td>15, 400</td><td>19, 400</td><td>2, 700</td></tr><tr><td>冬</td><td>10, 100</td><td>13, 200</td><td>18, 800</td><td>22, 300</td><td>28, 100</td><td>3, 700</td></tr></table>			世帯人数		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増す ごとに加算	区分								全壊 全焼 流失	夏	19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8, 000	冬	31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11, 600	半壊 半焼 床上浸水	夏	6, 300	8, 400	12, 600	15, 400	19, 400	2, 700	冬	10, 100	13, 200	18, 800	22, 300	28, 100	3, 700	
		世帯人数			1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増す ごとに加算																																									
		区分																																																	
		全壊 全焼 流失			夏	19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8, 000																																								
					冬	31, 800	41, 100	57, 200	66, 900	84, 300	11, 600																																								
半壊 半焼 床上浸水	夏	6, 300	8, 400	12, 600	15, 400	19, 400	2, 700																																												
	冬	10, 100	13, 200	18, 800	22, 300	28, 100	3, 700																																												
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は別途計上																																															
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産および流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																															

第7部 その他資料

1 例規関係

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場および便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヶ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失または毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒	1 教科書および教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2 文房具および通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書）1ヶ月以内 （文房具および通学用品）15日以内	1 備蓄物資は、評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	1 体当たり 大人（12才以上）219,100 円以内 小人（12才未満）175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際、死亡した者について死体の処理をする	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外: 1 体当たり 5,400 円以内 ドライアイスの購入費等の経費は当該地域における通常の実費 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10 日以内	1 検索は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,300 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が行われている期間内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

第7部 その他資料

1 例規関係

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当および旅費は、別途に定める額

※この基準によつては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法および期間を定めることができる。

イ 救助期間早見表

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		～20	～1ヶ月						
①災害にかかった者の救出																							
②避難所の設置 ③炊き出しその他による食品の給与 ④飲料水の供給																							
⑤火葬 ⑥死体の搜索 ⑦死体の処理 ⑧被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与 ⑨障害物の除去																							
													⑩助産（助産を実施できる期間は、分娩した日から7日以内の期間）										
																	⑪医療						
⑫学用品の給与																							
⑬応急仮設住宅の供与（着工）																							
⑭災害にかかった住宅の応急修理（完了）																							

第7部 その他資料

1 例規関係

ウ 救助日報

救助日報

報告機関				報告機関			
受信者				報告期限			

避難所開設	開設期間	開設日時		日	時	県から受入、前日繰越	点	
		開設予定日		日	時		本日支給	半失床上浸水世帯
	既存建物	箇所数		箇所		全失世帯数		(世帯)点
		収容人員		人			翌日への繰越量	点
	野外仮設	箇所数		箇所		医療班出動数		箇所
収容人員		人		救助地区				
炊き出し	炊出期間	開始月日		月	日	診療者数	医療	人
		終了予定日		月	日		助産	人
	炊出箇所数		箇所		医療機関	医療	施設数	箇所
	炊出人員	朝		人		助産	診療人員	人
		昼		人			施設数	箇所
		夕		人				診療人員
	計		人		救出終了予定日		月	日
	給水	供給地区数				救出の方法		
供給実人員				死亡原因別人員				
給水量				死体処理	死体洗淨	体		
給水期間		開始月日				死体縫合	体	
	給水方法		終了予定日			死体消毒	体	
学用品支給	県から受入、前日繰越		点		体死存体	既存建物利用	箇所	
	本日支給	小学生	全失世帯	点(人)		仮設建物	箇所	
		中学生	半焼(床上浸水)世帯	点(人)			死体の保存期間	
			全失世帯	点(人)		今後の処理を要する死体		体
		半焼(床上浸水)世帯	点(人)		死体処理終了予定月日		月	日
	翌日への繰越量				障害物除去	障害物除去を要する数		戸
						本日除去した戸数		戸
				今後除去を要する戸数		戸		
				障害物除去の予定月日		月	日	
埋葬救助	前日までの火葬		体		輸送	公用車使用		台
	本日火葬	大人		体		借上車使用		台
		小人		体		救助の種類		
		計		体				
火葬終了予定年月日		月		日	人夫	人夫雇上数		人
死体の搜索	死体	搜索を要する死体		体		従事作業その他		
		本日の発見死体		体		備考		
		今後の要搜索死体		体				
	搜索の方法							
搜索終了予定年月日		月		日				
仮設住宅	着工月日	月		日	戸			
	完工月日	月		日	戸			
住宅修理	着工月日	月		日	戸			
	完工月日	月		日	戸			

エ 義援金品搬出者名簿（様式1号）

義 援 金 品 搬 出 者 名 簿

年月日	住所	氏名	搬出区分	数量

（注）各町内会、各町婦人会等で集積する場合、連名とする。

オ 義援金品引継書（様式2号）

義 援 金 品 引 継 書

引継者	機関		職氏名	
引受者	機関		職氏名	

義援金品次のとおり引き継ぎました。

記

1 引継年月 年 月 日

2 引継場所

3 引継金品次 表のとおり。

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

（注）1 2部作成し、授受両機関とも保管する。

2 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

カ 義援金品受領書（様式 3 号）

No.	
義 援 金 品 受 領 書	
(住所氏名)	
殿	
1 現金	金 円 也
2 物資	梱 包
ただし、災害の義援金品として上記のとおり受領しました。	
年 月 日	
機関名	
(取扱者 :	印)

(注) 1 複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。
2 控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
3 物資区分は、実情に即して記載する。

1 例規関係

キ 現金出納簿 (様式 4 号)

現金出納簿

[illegible]

- (注) 1 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。
- 2 預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。ただし、区分して経理する必要がある時は、口座を「現金」、「預金」に区分して扱うものとする。
- 3 公共団体の取り扱いで、「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑務金受払簿」により「現金出納簿」として別途に経理する。

義援金受払簿

[illegible]

なお、物資と現金の口座を設け、現金出納簿と併用しても差し支えない。

7-1-83

(14) 災害救助用米穀引渡要請書

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

彦根市長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号
総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡場所	引渡方法	備 考

(15) 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

第7部 その他資料

1 例規関係

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1 報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1 号様式及び第2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1 号様式、特定の事故については第2 号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3 号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

第7部 その他資料

1 例規関係

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又

は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるものの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
 - (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
 - (3) 要救助者が5人以上の救助事故
 - (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
 - (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
 - (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
 - (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
 - (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
- (例示)

第7部 その他資料

1 例規関係

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

第7部 その他資料

1 例規関係

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) リ災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 7 部 その他資料

1 例規関係

第 1 号様式(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年令) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽 症 人					
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	} 計 棟		焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	そ の 他 (消防防災ヘリコプター)		台・機		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

（3）特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

（4）覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

（5）物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

（6）施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（7）施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

（8）事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

（9）消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

（10）災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

（11）その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

（12）原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

第7部 その他資料

1 例規関係

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

報 第

[illegible]

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第7部 その他資料

1 例規関係

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第 3 号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死 者 (性別・年令)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不 明		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第7部 その他資料

1 例規関係

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第 4 号様式（その 1）

(災害概況即報)		報告日時		年 月 日 時 分						
		都道府県								
		市町村 (消防本部名)								
		電話番号								
消防庁受信者氏名										
災害名		(第 報)								
災 害 の 状 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人的 被害	死者	人	重傷	人	住家 被害	全 壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		半 壊	棟	床上浸水	棟
							一部損壊	棟	未分類	棟
	119 番通報の件数									
	応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)			
消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

1 例規關係

(避難指示等の発令状況)

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

1 例規関係

都道府県				区 分				被 害	
被害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		その他	田	流失・埋没 冠 水	ha		
					畑	流失・埋没 冠 水	ha		
報告者名						文 教 施 設	箇所		
						病 院	箇所		
区 分		被 害				道 路	箇所		
人的被害	死 者		人			橋 り よ う	箇所		
	行方不明者		人			河 川	箇所		
	負傷者	重 傷	人			港 湾	箇所		
		軽 傷	人			砂 防	箇所		
住家被害	全 壊		棟			清 掃 施 設	箇所		
			世帯			崖 く ず れ	箇所		
			人			鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟			被 害 船 舶	隻		
			世帯			水 道	戸		
			人			電 話	回線		
	一 部 破 損		棟			電 気	戸		
			世帯			ガ ス	戸		
			人			ブロック塀等	箇所		
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
	床 下 浸 水		棟		り災世帯数	世帯			
			世帯		り 災 者 数	人			
			人						
	非住家	公 共 建 物		棟		火災発生	建 物	件	
そ の 他		棟			危 険 物	件			
					そ の 他	件			

区 分		被 害	災害対策本部 等の設置状況	都道府県		
公 立 文 教 施 設		千円				
農 林 水 産 業 施 設		千円				
公 共 土 木 施 設		千円				
その他の公共施設		千円				
小 計		千円				
公共施設被害市町村数		団体		市町村		
そ の 他	農 産 被 害	千円	適用市町村名 災害救助法	計	団体	
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他		千円				
被 害 総 額		千円		119 番通報件数 件		
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣		その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件(50 件を超える場合は多数)と記入すること

火災等即報

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2号様式を用いて報告をすること。

一般基準	
① 死者が3人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	① 焼損面積10ヘクタール以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの
消防職団員の消火活動等に伴う重大事故	
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

第 7 部 その他資料

1 例規関係

救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第 3 号様式にて報告をすること。

救急救助事故
① 死者 5 人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ③ 要救助者が 5 人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

(16) 災害即報事項例示

事項	例示
1 市町村災害対策本部設置状況	台風〇〇号接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員約〇〇名配置）を指示
2 主要河川、ため池の情報 (水位、溢水箇所、決壊箇所等)	〇〇川は〇〇地点において〇〇時警戒水位に達し、今後 も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇メートルにわたり決 壊し、浸水家屋多数発生、現在水防団員〇〇名が出動し、 応急復旧作業中
3 琵琶湖水位上昇に伴う被害状況	琵琶湖水位上昇に伴い、〇〇地区の湖岸〇〇ヘクタール 浸水、農作物〇〇の状態
4 主要道路橋りょうの不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃崖くずれのため〇〇地点において不 通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
5 電力通信関係の情報 (停電状況、途絶状況等)	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降〇〇〇と〇〇〇地区町の電話不通。
6 水道施設関係の情報 (断水状況等)	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車 〇台を派遣し応急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するか も知れない。）。
7 ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	〇時以降〇〇地区約〇〇とがガス供給停止、復旧の見通 しは不明。
8 避難関係の情報 (避難命令発令状況、避難理 由、避難世帯数、避難場所)	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇 〇地区約〇〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
9 死傷者の発生状況 (人数原因等、死傷者の姓名、 性別、年齢)	〇〇時頃〇〇において、崖玖珠せれのため男〇名が生き 埋めになった。 現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し、救出に当たって いる。
10 住家の被害状況 (全壊、全焼、流出、半壊、床上 浸水、床下浸水等の概況、原因 等)	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸 が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、 市内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生している もよう。 なお、今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基 準に達するかも知れない。）
11 非住家の被害状況 (学校、公民館公共施設、その他 主要な建物の被害状況)	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇メートルの 強風により倒壊した。
12 市町村災害対策本部のとした主 な応急対策状況	〇〇地区に〇〇時に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実 施中。 〇〇川決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復

第7部 その他資料

1 例規関係

事項	例示
13 県への要望事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達あっ旋などに関する要請等)	〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋支給調達して送付してほしい。 〇〇部洛が孤立しているので、カンパン〇〇戸を空輸してほしい。 防疫用の薬剤〇〇〇、至急調達してほしい。
14 災害写真 (フィルムおよび説明書を添付したもの)	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋りょうの流出その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。
15 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	〇〇地区で〇月〇日から連絡がつかず、住民の動向が懸念される。
16 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故)	原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。
17 作業日報	市各班における主要の活動状況について、毎日 17 時現在で取りまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 1 災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時） 2 避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員） 3 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） 4 応援措置、救助活動の概要 5 音信不通、状況の把握出来ない地区名

(17) 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同住宅を営んでいる者については、原則として宿泊者等を1世帯として取り扱う。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住宅が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊または半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	半壊に至らない	損壊の程度が半壊に至らない程度の損壊。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に浸した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度野ものをいう。または、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
田畑被害	流出・埋没	耕土が流出し、または砂利等の堆積のため耕作が不備となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

第7部 その他資料

1 例規関係

その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県道および市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下、同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流出	市町村道以上の道路に架設した橋を一部または全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川および2級河川（河川法の適用または準用される河川）の堤防、またはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

（注）

- （1） 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- （2） 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- （3） 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の被害	鉄道不能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行出来ない程度の被害を受けたものをいう。
	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能となった回線をいう。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするものをいう。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	被災世帯の構成員をいう。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設または港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設、または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する補助対象となる施設をいう。例えば、農地、農業用施設等である。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、砂防施設、道路、港湾、漁港等である。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。

畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、真珠、漁貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(18) 災害確定報告（第1号様式）

市 町				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報告者名				畑	流失・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分				被 害					
人的被害	死 者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住家被害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一 部 破 損		棟						
			世帯						
			人						
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
	床 下 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
					その他	文 教 施 設	箇所		
				病 院		箇所			
				道 路		箇所			
				その他	橋 り よ う	箇所			
					河 川	箇所			
					港 湾	箇所			
					砂 防	箇所			
					清 掃 施 設	箇所			
					崖 崩 れ	箇所			
					鉄 道 不 通	箇所			
					被 害 船 舶	隻			
					水 道	戸			
					電 話	回線			
					電 気	戸			
					ガ ス	戸			
					ブロック塀等	箇所			
				り 災 世 帯 数		世帯			
				り 災 者 数		人			
				発 災	建 物	件			

第 7 部 その他資料

1 例規関係

非住家	公 共 建 物	棟			危 険 物	件	
	そ の 他	棟			そ の 他	件	

区 分		被 害		名 称			
公立文教施設		千円		都道府県災害対策本部	設置	月 日 時	
農林水産業施設		千円			解散	月 日 時	
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町数		団体		設置市町名 災害対策本部			
そ の 他	農 産 被 害	千円			災害適用市町 救済法名		
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
				計 団体			
	そ の 他	千円		消防団員出動延人数		人	
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難の勧告、指示の状況）						

第 7 部 その他資料

1 例規関係

(19) 緊急車両指定

ア 緊急通行車両確認申出書

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用		
緊急通行車両等確認申出書		
年 月 日		
滋賀県公安委員会 殿		
申出者住所 (電話) 氏 名		
⑩		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住所	電話 () -
	氏名	
出発地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

イ 規制除外車両確認申出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両確認申出書 年 月 日 滋賀県公安委員会 殿 申出者住所 (電話) 氏 名 印		
番号標に表示されて い る 番 号		
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあ っては、輸送人員又 は品名）		
使 用 者	住 所	電 話 () —
	氏 名	
出 発 地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

第 7 部 その他資料

1 例規関係

ウ 緊急通行車両確認証明書

第 号 年 月 日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 滋賀県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

エ 規制除外車両確認証明書

第 号 年 月 日 規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 滋賀県公安委員会 		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		
使用者	住所	
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

第 7 部 その他資料
1 例規関係

オ 緊急通行車両等事前届出書

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 滋賀県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名 ㊟		第 号 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 滋賀県公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正副 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		
(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

カ 規制除外車両事前届出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 滋賀県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 ㊞		災 害 応急対策用 第 号 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 滋賀県公安委員会 ㊞
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
出 発 地		
(注) この事前届出書は正面2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

(注)

1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手續を受けてください。

2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、滋賀県公安委員会（滋賀県警察本部経由）に届け出て、再交付を受けてください。

3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。

(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。

(2) 規制除外車両が廃車となったとき。

(3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第7部 その他資料

1 例規関係

キ 緊急通行車両確認標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両番号）」、「有効期限」、「年」、「月」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(20) 放送事業者との連携体制における連絡様式

緊急連絡（防災行政）

避難勧告等発令情報

（フリガナ）

滋賀県 市・町 （第 報）

送付日時 月 日 時 分
所属
氏名
電話

1 分類

- ☐ 新規
☐ 地域拡大（
☐ 種別変更 ☐ 避難準備・高齢者等避難開始⇒避難勧告
☐ 避難準備・高齢者等避難開始⇒避難指示（緊急）
☐ 避難勧告⇒避難指示（緊急）
☐ 解除

2 発令日時

月 日 時 分

3 対象地域・世帯

避難区分 A～C	（フリガナ） 対象地域	（フリガナ） 避難所	対象世帯数	発令の理由 ①～⑤

4 避難区分（上の表に番号を記入）

- A 避難指示（緊急）：被害の危険が目前に切迫しており、避難のための住民を立ち退かせるもの
B 避難勧告：被害の危険が大きく、避難のための住民の立ち退きを勧めまたは促すもの
C 避難準備・高齢者等避難開始：被害の危険があり、避難に時間がかかる住民には避難を、その他の住民にも避難の準備を勧めまたは促すもの

5 発令の理由（上の表に番号を記入）

- ① 大雨による河川の氾濫や浸水の恐れがあるがため
（河川名 具体的な状況 例）〇〇時に氾らんのおそれ
② 大雨による土砂災害の恐れがあるため
③ 地震による家屋倒壊の恐れがあるため
④ 地震による土砂災害の恐れがあるため
⑤ その他（

6 付加情報（特に住民に伝えたい情報など）

第 7 部 その他資料

1 例規関係

(21) 防疫関係

ア 災害状況報告書（様式 1 号）

災 害 状 況 報 告 書

受信者氏名		受信日時	平成 年 月 日
送信者氏名		所属部署	

第 報

報告 機関名		発生 年月日	年 月 日	月 日 時	現在の 状況		災害の 原因	
-----------	--	-----------	-------	-------	-----------	--	-----------	--

1 被害の概要

市町 村 名	全 戸 数	全 壊	半 壊	流 出	床 上 浸 水	床 下 浸 水	計	被 害 率	そ 族 昆 虫 駆	代 執 行 の 必	災 害 救 助 法	発生患者数					備 考
												患 者	疑 似	保 菌 者	計	死 者	

2 感染症予防法第 28 条によるそ族昆虫駆除に関する地域指定の要否

3 災害防疫所要経費概算額

4 感染症指定病院の被害の概略

5 その他参考となる事項

イ 防疫活動実施状況報告書（様式2号）

防 疫 活 動 実 施 状 況

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	10	11	12	13	14	15	備 考
月 日	区 分	赤痢患者 発生数				前年同期 赤痢患者 発生数				防疫活動を している市町 村数 〔応援を除く〕	防疫活動を している保 健所数 〔応援を含む〕	保健所職員 の〔雇上職 員を含む〕 防疫活動従 事者数	本庁職員 の〔雇上職 員を含む〕 防疫活動従 事者数	清潔方法 を行った戸 数	そ族昆虫 駆除を行っ た戸数	供給を受け た人員 感染症予防 法による家 用水の	給を助けた 人員 災害救助法 による飲料 水の供	検病調査 人員	細菌検査 実施件数	集団避難 所数	集団避難 所の収容 人員	
		真 症	疑 似	保 菌 者	死 者	真 症	疑 似	保 菌 者	死 者													
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
／	当日																					
	累計																					
計	週間																					
	累計																					

(注) 報告に際しての注意事項

- ① 「1 赤痢患者発生数」とは、り災市町村における赤痢患者発生数をいう。
- ② 「2 前年同期赤痢患者発生数」とは、「1 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③ 「7 清潔方法を行った戸数」、「8 消毒方法を行った戸数」および「9 そ族昆虫駆除を行った戸数」とは、感染症予防法の規定により、市町村または都道府県が実施したものをいう。
- ④ 「16 備考」には、り災地域における赤痢以外の感染症患者数、臨時感染症指定医療機関設置数、同収容患者数および代執行による実施戸数（清潔方法、消毒方法、そ族昆虫駆除の別に再掲）その他防疫活動に必要と認める事項を報告すること。
- ⑤ 防疫活動終了のときは、その旨報告すること。
- ⑥ 防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

第7部 その他資料

1 例規関係

(22) 彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱

(平成26年4月1日告示第99号)

改正 令和5年7月27日告示第201号

彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱(平成20年彦根市告示第97号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に実施する災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する同項に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）に必要となる避難行動要支援者の名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

(位置付け)

第2条 この要綱は、彦根市地域防災計画に位置付けるものとする。

(避難行動要支援者)

第3条 避難行動要支援者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- (2) 要介護3、4または5の認定を受けている者
- (3) 1級または2級の等級の身体障害者手帳を有する者
- (4) A1またはA2の等級の療育手帳を有する者
- (5) 1級または2級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者
- (6) 難病患者(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)別表に掲げるものによる障害の程度が日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者であって18歳以上であるものをいう。)
- (7) 前各号に準じる状態にある者で、特に災害時の避難支援等が必要であると認められるもの

(避難行動要支援者の情報の収集)

第4条 市長は、法第49条の10第4項の規定により、避難行動要支援者を把握するため、前条各号に該当する者に係る個人情報について、市が保有する場合はその情報を利用し、滋賀県が保有する場合は滋賀県に対し情報の提供を求めるものとする。

2 市長は、避難行動要支援者を把握するため、前項に掲げる方法によるほか、民生委員・児童委員その他関係機関に対し、必要な調査を行うものとする。

(避難行動要支援者名簿)

第5条 市長は、法第49条の10第1項の規定により、前条の規定により収集した避難行動要支援者の情報を基に彦根市避難行動要支援者名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、管理し、および保管する。

2 避難行動要支援者名簿は、福祉保健部社会福祉課、高齢福祉推進課および障害福祉課、市長直轄組織危機管理課ならびに消防本部警防課（以下「関係課」という。）において利用する。

3 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に同条第3項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる場合において、避難行動要支援者が居住する地域の自治会（次条第5項において「自治会」という。）は、避難支援等関係者とする。

4 法第49条の11第3項の規定により避難行動要支援者名簿の情報を提供する場合において、市長は、彦根市災害対策本部において審査の上、情報の提供の適否を決定するものとする。

5 前項の規定により提供する情報および提供先は、予想される災害の種別および規模、予想される被災地域の地理的条件、過去の災害経験等を総合的に勘案し、避難支援等の実施のための必要最小限のものとする。

(災害時登録者名簿)

第6条 市長は、避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者のうち、地域住民等による避難支援等を希望する者を災害時避難行動要支援者として登録した彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿（以下「災害時登録者名簿」という。）を作成するものとする。

2 災害時登録者名簿への登録を希望する者は、地域協力者（当該希望する者の近隣者等のうち当該希望する者の避難支援等に協力することができるものをいう。以下同じ。）を可能な限り指名し、彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書（別記様式第1号）に、避難支援等を受けるために必要な自己の情報および当該地域協力者に係る情報を記載して市長に提出するものとする。

3 前項の申請を行う者（以下「申請者」という。）および地域協力者は、当該申請に当たり、自己の災害時登録者名簿の情報が関係課において利用されること、および平常時から避難支援等関係者に提供されることについて同意するものとし、彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書（別記様式第2号）を同項の申請書に添えて市長に提出するものとする。

4 市長は、第2項の申請書および前項の同意書が提出されたときは、当該申請者を災害時避難行動要支援者として災害時登録者名簿に登録する。

5 市長は、災害時登録者名簿に登録した情報を関係課において利用し、および第8条の規定により避難支援等関係者（彦根警察署、民生委員・児童委員、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、自主防災組織、自治会および地域協力者に限る。）に提供するものとする。この場合において、彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき行うものとする。

(災害時登録者名簿の保管等)

第7条 災害時登録者名簿は、正本および副本を作成する。

2 災害時登録者名簿の正本は市長が保管し、副本は関係課が保管するものとする。

(災害時避難行動要支援者登録情報記録票等)

第8条 市長は、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票（別記様式第3号。以下「記録票」という。）を作成し、第6条第5項に規定する避難支援等関係者に提供するとともに、その写しを当該登録要支援者に交付するものとする。

2 前項の規定により記録票の提供を受けた同項に規定する避難支援等関係者（以下「登録情報受領者」という。）は、彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があるときは、災害時登録者名簿により彦根市災害時避難行動要支援者登録者一覧表（別記様式第5号。以下「一覧表」という。）を作成し、第6条第5項に規定する避難支援等関係者に提供するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

(記録票による支援)

第9条 登録情報受領者は、登録要支援者に対し、記録票または一覧表（以下「記録票等」という。）により次に掲げる避難支援等の実施に努めるものとする。

(1) 災害時における避難誘導、安否確認等

(2) 前号の活動を容易にするために平常時から地域において行う声掛け、安否確認等

(3) 災害時に備えた避難訓練、防災訓練等への災害時避難行動要支援者の参加を促進する活動

2 前項の規定にかかわらず、彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき、避難支援等を実施するものとする。

3 登録情報受領者は、記録票を避難支援等以外の目的で利用してはならない。

(記録票等の複製)

第10条 記録票等は、原則として複製してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害時において避難支援等の実施に必要な場合は、登録情報受領者は、複写による記録票等を取り扱う者を定めた上で記録票等を必要な枚数に限り複製することができるものとする。この場合において、登録情報受領者は、当該複写による記録票等を使用後速やかに回収し、適正な方法による廃棄、市への返却等の措置をとるものとする。

第7部 その他資料

1 例規関係

(記録票等の保管等)

第11条 登録情報受領者は、記録票等を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

2 登録情報受領者は、記録票等を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 登録情報受領者は、不要となった記録票等を市に返却するものとする。

4 登録情報受領者は、記録票等に記載された情報および避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。避難支援等を離れた後も同様とする。

(登録要支援者の取組)

第12条 登録要支援者は、平常時から、登録情報受領者と連携し、災害時において避難する時に持ち出す必要がある物品等の準備に努めるとともに、災害時に備えた避難訓練、防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(登録事項の変更等)

第13条 市長は、避難行動要支援者名簿にあっては随時に点検するよう努めるものとし、災害時登録者名簿にあっては毎年度1回登録事項を点検するものとする。

2 登録要支援者または登録情報受領者は、記録票に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告があったときは、災害時登録者名簿の原本にその旨を記載するとともに、必要に応じて、登録要支援者、登録情報受領者および関係課に変更事項を連絡するものとする。

(登録要支援者の登録の推進)

第14条 市長は、登録要支援者の登録を推進するため、広報紙等によりその周知を行うものとする。

2 登録情報受領者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(庶務)

第15条 この要綱に関する事務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(事業の委託)

第16条 市長は、災害時避難行動要支援者制度の実施について市社協に委託することができるものとする。

2 前項の場合における第6条第5項後段および第9条第2項の規定の適用については、第6条第5項後段中「彦根警察署および市社協への提供は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署への提供にあっては避難支援等に係る協定に基づき、市社協への提供にあっては委託契約に基づき」と、第9条第2項中「彦根警察署および市社協は、避難支援等に係る協定に基づき」とあるのは「彦根警察署は避難支援等に係る協定に基づき、市社協は委託契約に基づき」とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成28年4月1日告示第121号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第85号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和3年12月1日告示第264号)

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

付 則(令和 4 年 4 月 1 日告示第 148 号)
この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 7 月 27 日告示第 201 号)
この告示は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

第7部 その他資料

1 例規関係

別 記

様式第1号(第6条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿				
登録年月日	年	月	日	登録 No.
廃止年月日	年	月	日	廃止理由

年 月 日

彦根市長 様

彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書

私は、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿への登録を申請します。

ふりがな		性 別	男 ・ 女
氏 名		電話番号	
		携帯電話番号	
生年月日	年 月 日生 (歳)	FAX番号	
郵便番号	〒	地 区	
住 所	彦根市	(小学校区)	
1	あなたが該当する項目の番号に○印をしてください。 (7)の場合は、その状態も記入してください。 ※この項目は情報提供しません。	(1) 満75歳以上の独居生活または満75歳以上の者のみの世帯 (2) 要介護 3 ・ 4 ・ 5 の認定を受けている者 (3) 身体障害者手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (4) 療育手帳 A1 ・ A2 を有する者 (5) 精神障害者保健福祉手帳 1級 ・ 2級 を有する者 (6) 難病患者 (7) (1)～(6)に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である者 (状態は、)	
2	あなたの身体等の状況に当てはまるもの全てに○印をしてください。	(1) 寝たきり (2) 手が不自由 (3) 足が不自由 (4) 目が不自由 (5) 耳が不自由 (6) 医療機器等の携帯が必要 (7) 常時薬の所持を要する (8) その他 () (9) 健康	
3	あなたが受けた支援等の番号に○印をしてください。	(1) 安否確認のみでよい。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子の所有(有 ・ 無) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。 ・車椅子が(必要 ・ 不要) ・車椅子の所有(有 ・ 無) (4) その他 () (5) 支援の必要はない。	
4	家族構成・同居状況等(本人を含む。)	人	
5	上記の1～4の事項以外に避難支援等で特に気を付けて欲しい事項を記入してください。		

6	家族または親族の緊急時の連絡先	ふりがな 氏 名	あなたとの 関 係	住 所		電話番号(携帯電話番号)
7	避難等を手助けいただく地域協力者の連絡先 ※介護事業所等のサービス等を利用されている場合はご記入ください。	ふりがな 氏 名	あなたとの 関 係	住 所		電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住 所(事業所)		電話番号(事業所)
8	民生委員・児童委員	氏 名		住 所		電話番号(携帯電話番号)
9	自主防災組織名			10	自治会名	
11	避難する場所を記入してください。	【避難場所等の名称】				

居宅から避難場所までの経路図	
居宅から避難場所までの経路を記入してください。(記入できない場合はそのまま提出してください。)	

第7部 その他資料

1 例規関係

様式第2号(第6条関係)

彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書

年 月 日

彦根市長 様

申請者の 住 所	
申請者の 氏 名	

地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	
地域協力者の 住所・氏名	

※地域協力者の欄は地域協力者本人が署名してください。

また、地域協力者として登録される全ての方の記載をお願いします。

申請者および地域協力者は、彦根市災害時避難行動要支援者の登録に当たり、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、下記のことにご同意します。

記

1	申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録者名簿」に登録され、市関係課(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・危機管理課・警防課)において情報共有されること。
2	申請書の1の項目を除き、申請書に記載された個人情報が「彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票」として、地域協力者、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織代表者および自治会長(町内会長)に提供されること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票

(災害時避難行動要支援者登録者)

ふりがな				性 別	男 ・ 女
登 録 者 の 氏 名				電 話 番 号	
				携帯電話番号	
生年月日	年 月 日 (歳)			F A X 番号	
郵便番号	〒			地 区	
住 所	彦根市			(小学校区)	
1	身体等の状況				
2	受けたい支援等				
3	家族構成・同居状況等(本人を含む。)		人		
4	その他避難支援等で特に気を付けて欲しい事項				
5	家族または親族の緊急時の連絡先	氏 名	登録者との関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)

第7部 その他資料

1 例規関係

6	避難等を 手助けい ただく地 域協力者 の連絡先	氏 名	登録者との 関 係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
		介護事業所等	担当者	住 所(事業所)	電話番号(事業所)
7	民生委員・児童委員	氏 名		住 所	電話番号(携帯電話番号)
8	自主防災組織名				
9	自治会名				
10	避難場所	①		②	
11	居宅から避難場所までの経路図				

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

彦根市長 様

避難支援等関係者の区分

1	地域協力者
2	民生委員・児童委員
3	自主防災組織(名称：)
4	自治会(名称：)
5	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会
6	彦根警察署

※該当する番号に○を付けてください。3または4の場合には、名称も記入してください。

避難支援等関係者の

住所	
氏名	

彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票受領書

このたび、彦根市災害時避難行動要支援者登録情報記録票(人分)を確かに受領いたしました。
提供を受けた個人情報、災害対策基本法および彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱の規定に基づき厳重に管理し、災害時避難行動要支援者登録者の避難支援等の目的以外には、一切使用いたしません。

1 例規関係

彦根市災害時避難行動要支援者登録者一覧表

[illegible]

2 内部報告書等資料
(1) 災害対策配備体制召集連絡表

災害対策配備体制
召集連絡表

部

班

◎班長：氏名
(所属長)

電話

自宅

勤務地 (直通)
(内線)

◎動員の系統、動員の順序、連絡方法等

警戒 1 号体制	警戒 2 号体制	災対第 1 配備要員	災対第 2 配備要員	災対第 3 配備要員
		氏名	氏名	氏名
		電話	電話	電話
氏名	氏名			氏名
電話	電話			電話
		氏名	氏名	氏名
		電話	電話	電話
				氏名
				電話
				氏名
				電話
		氏名	氏名	氏名
		電話	電話	電話
氏名	氏名			氏名
電話	電話			電話
		氏名	氏名	氏名
		電話	電話	電話

(2) 職員動員・活動報告書

(枚のうち 枚)

職員動員・活動報告書

報告者：

所属部班：

職員番号 役職名	氏名	出動時間	出動場所	活動内容
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		
		月 日 時 分 ～ 月 日 時 分		

- (注) 1 各班ごとに、別葉とすること。
2 時刻表示は、24 時制で記入すること。

年 月 日

人事部人事班 あて

(3) 参集途上報告書

参集途上情報報告書

月 日 時 分

所属		氏名	
参集ルート	例) △△町 → ○○町 → 市庁舎		
参集手段	徒歩・自転車・バイク・自家用車・その他()		
目撃した家屋・建物等の倒壊現場	有・無		
位置: 1 例) △△町家屋倒壊 (1 軒) 2 ○○町マンション倒壊 3			
目撃した火災現場	有・無		
例) △△町 (付近) 日 時 分			
道路通行に障害のあった箇所	有・無		
例) △△町 (付近) 日 時 分			
その他の被害情報			
概要図 (位置図・状況図)			
報告ルート: 各職員→班長 (所属長) →本部連絡員→ →災対本部 (危機管理課)			

(4) 応援要請・指示命令書

応援要請書（受信用）

受信日時	年 月 日 時 分			受信者	
要請者	部 班			氏名	
応急対策事項					
作業の内容					
就労場所					
要請内容	必要人員	人	必要車両		
携行品等					
その他必要事項					

応援指示命令書

下命日時	年 月 日 時 分			取扱者	
派遣部班	部 班			受令者	
派遣人員	以下 名				
派遣車両					
無線呼出名称	ぼうさいひこね				
その他指示事項					

(5) 彦根市災害対策本部情報処理票

ア 本部情報処理票

彦根市災害対策本部情報処理票（情報受付・連絡・指示控書）

連絡者：住所： _____ 受付時刻： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

氏名： _____ 受信者名： _____

内 容	関係部・班	対応・指示内容
発生・覚知時刻： 月 日 時 分		確認・指示時刻： 月 日 時 分

※注意：時刻はすべて 24 時間制で記入すること

伝達経路：本部連絡員（受付者）→各担当部長（報告）→事務局

第7部 その他資料
2 内部報告書等資料

イ 被害状況に関する調査報告書（各班→情報統括班）

危機管理室記入欄	資料 No.	
----------	--------	--

被害状況に関する調査報告書

被害発生日時	平成 年 月 日（ ）		
報 告 者	部 課	氏 名	
地域名(町丁目)			
注：表現がしにくい場合は、住宅案内図等で個所・区域表示すること。			
被 害 物 件			
被 害 規 模	・被害数量（棟数、面積、延長距離等） ・被害額		
被 害 内 容			
措 置 内 容			
特 記 事 項			

ウ 被害状況等の電話受信記録（各班→情報統括班）

被害状況等の電話受信記録

No.

受信者氏名：

発信： 自治会・個人（いずれかに○） 受信時刻： 日 P. A 時 分

住 所		氏 名	
受 信 内 容		電話番号	
①被害の状況等－被害の具体的内容と場所が特定できるよう詳しく聞き取ること			
＜場所＞			
＜状況＞ … （特に人的被害は詳細に）			
②床上浸水等による救護の必要性		有 ・ 無 （有の場合対象世帯を聞く）	
対象世帯名・家族構成、等（汲み取り・消毒の有無）			
③ 付近一帯の状況 （浸水、崖崩れ、停電、電話不通 等）			
処理欄	本部記録	済 ・ 未	調査依頼班 班

※1. 現地調査の効率化を図るため、出来る限り具体的な場所・地番を特定すること。
※2. 住宅地図添付 ※3. 本部連絡係担当へ回付

(6) 災害危険箇所調書

ア 災害危険箇所調書

災 害 危 険 箇 所 調 書

番号	危険度	災害種別	所在地	被災予測		過去の被災	避難所等	現況および 対策・その他
				世帯	人口			

イ 災害危険箇所調書記入要領

災害危険箇所調書記入要領

- 1 番号 通し番号を記入し、危険箇所地図に標示する番号と同一とする。
 - 1 危険度 危険度は、次により区分する。
 - ア Aランク
人命、住家等に多大なる被害を与えることが予想される著しく危険な箇所
 - イ Bランク
人命、住家または公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所
 - ウ Cランク
急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば人命、住家または公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所
 - エ Dランク
急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば、人命、住家には影響がなくとも、公共施設または田畑、山林等に被害を与えることが予想される危険な箇所
 - 2 災害の種別
 - ア 河川
(記入例－○川溢水による床上床下浸水、○川堤防決壊による……等)
 - イ ため池
(記入例－○池決壊による、○池漏水による……等)
 - ウ 通路
(記入例－○山落石による○道不通、○道路冠水による不通……等)
 - エ 危険宅地、造成地
(記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊……等)
 - オ 地滑り
(記入例－隆起、滑動……等)
 - カ 急傾斜地
(記入例－亀裂、崖面崩壊……等)
 - キ 低地浸水
(記入例－床上床下浸水……等)
 - ク その他
高層建築物等
- 3 過去の被災、過去の主要災害を記入
- 4 現況および対策その他、おおむね次のとおり区分される。
 - ア 応急措置－災害期を前に実施する応急措置を記入
 - イ 当面の措置－応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連、避難計画、活体制等の計画を記入
 - ウ 恒久対策－防災工事、河川改修事業等長期対策を記入
 - エ 問題点－措置不能等の理由を記入
 - オ その他－業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

(7) 広報文例

伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておく。

〈伝達内容例〉

- ・ 発令日時
- ・ 発令者
- ・ 対象地域及び対象者
- ・ 避難すべき理由
- ・ 危険の度合い(例えば、「堤防から大量の漏水があること」、「1時間後に道路冠水のおそれがあること」等、河川や堤防などの状況や、発災時期、予想される被災状況などについての説明を含めること。)
- ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の別
- ・ 避難の時期(避難行動の開始時期と完了させるべき時期)
- ・ 避難場所
- ・ 避難の経路(あるいは通行できない経路)
- ・ 住民のとるべき行動や注意事項(例:「近所に声をかけながら避難してください」)
- ・ 本件担当者、連絡先

年 月 日

高齢者等避難情報の伝達文	伝達依頼先	
こちらは、彦根市災害対策本部です。 ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。 その他の方も避難の準備を始めてください。 (そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等) 避難指示の伝達文(住民あて) 彦根市長の〇〇です。 ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。 (堤防が決壊して/〇〇川が危険水位を突破して)大変危険な状況です。 避難中の方は直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。 十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。 なお、浸水により、〇〇道は通行できません。 緊急安全確保の伝達文(住民あて) 彦根市長の〇〇です。 ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。 災害が切迫または(堤防が決壊して/〇〇川が危険水位を突破して)災害が発生している状況です。 避難中の方は直ちに自身の安全を確保してください。 避難していない住民の方は遠くへ避難することがかえって危険なため、直ちに高所への避難や近くの安全な建物へ退避してください。		

年 月 日

火災地区住民への避難指示広報

伝達依頼先

「こちらは、彦根市災害対策本部です。

町（丁目） の皆さん、ただいま避難命令が出ました。

現在〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。

落ち着いて、□□□□へ避難してください。」

避難所の開設状況広報

「こちらは、彦根市災害対策本部です。

避難所の設置場所についてお知らせします。

彦根市では、被災された方のために、〇〇小学校、◇◇中学校、………に避難所
を開設しました。

お困りの方は直接避難所へおいでください。

なお、ケガをされた方のために、〇〇の避難所には救護所を開設しています。

あわせて、ご利用ください。」

年 月 日

避難住民への状況説明

伝達依頼先

■堤防等の決壊時の説明例

「災害状況について彦根市災害対策本部からお知らせします。

川については、橋の流メートル付近で、
町側の堤防が切れました。

水量は、減っていく方向にありますが、今後、本流量が増えるとの連絡がダムからあり、時ごろが最大の放流量となりますので、今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

なお、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

■橋りょう落下時の説明例

「災害状況について彦根市災害対策本部からお知らせします。

川については、橋の線の橋が落ちました。

上流からの放水量がはっきりするまで今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

年 月 日

避難住民への状況説明		伝達依頼先
■地震時の説明例 「災害状況について彦根市災害対策本部からお知らせします。 本日 時 分に発生しました地震の震源地は で震源の深さ 、地震の規模はM でした。 気象庁からの発表によると今後も余震が続く見込みです。 また、現在も消防機関や市が警戒にあたっています。 総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。 このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。		

年 月 日

避難解除伝達

伝達依頼先

■帰宅可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、彦根市災害対策本部から、今後の危険がなくなったため、避難解除の指示がありました。

現在まで、この付近の被害の程度は、
であり
ました。お気を付けてお帰りください。」

■応急復旧等により帰宅不可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、彦根市災害対策本部から、今後の危険がなくなったので、避難解除の指示がありました。

しかしながら、
町（丁目）一帯は、現在も
のため、応急復旧作業を行っています。

災害の危険は遠ざかりましたが、二次災害防止の措置が完了するまで、今しばらく待機をお願いします。」

飲料水・食糧等の供給状況広報

「こちらは、彦根市災害対策本部です。

被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせします。

飲料水は、現在〇〇公園、◇◇小学校、………で配っています。

また、〇〇小学校、◇◇中学校に避難所を開設し、食糧・毛布などを配っています。

どうぞ、ご利用ください。」

(8) 避難所関係様式

ア 避難所状況報告書

避難所状況報告書

避難所名			開設日時	月	日	時	分
第 報							
報告者名							
災対本部受信者							
報告日時	月	日	時	分			
通信可能手段	F A X ・ 固定電話 ・ 防災行政無線 ・ 伝令 ・ その他 ()						
連絡先番号							
避難者人数	約	人					
避難世帯数	約	世帯					
周辺状況	建物安全確認	未実施	・	安全	・	要注意	・ 危険
	人命救助	不要	・	必要 (約	人)	・	不明
	火災	なし	・	延焼中 (約	件)	・	大火の危険
	土砂崩れ	未発見	・	あり	・	警戒中	
	ライフライン	断水	・	停電	・	ガス停止	・ 電話不通
	道路状況	通行可	・	渋滞	・	片側通行	・ 通行不可
	建物倒壊	殆どなし	・	有 (約	軒)	・	不明
緊急を要する事項 (具体的に箇条書き)							
参集した市職員							
参集した施設関係者							

イ 避難所定例報告書

避難所定例報告書（第 報）

避難所名				報告日時		月 日 時 分	
報告者名				災対本部受信者			
避難世帯数		現在数		前日数		差引	
内 訳	避難者	世帯		世帯		世帯	
	在宅避難者	世帯		世帯		世帯	
	帰宅困難者	世帯		世帯		世帯	
	合計	世帯		世帯		世帯	
避難者数		現在数		前日数		差引	
内 訳	避難者	人		人		人	
	在宅避難者	人		人		人	
	帰宅困難者	人		人		人	
	合計	人		人		人	
運 営 状 況	居住組	編成済み・未編成		地 域 状 況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	避難所運営委員会	編成済み・未編成			ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通	
	運営班	編成済み・未編成			道路状況	通行可・渋滞・通行不可	
避難所対応人数		市職員	ボランティア		その他		合計
		人	人		人		人
避難所運営委員長名 連絡先							
避難所運営委員会		対応状況				今後の要求・展開	
連 絡 事 項	総務班						
	名簿班						
	連絡広報班						
	施設管理班						
	食料・物資班						
	救護班						
	環境衛生班						
対処すべき、予見される事項(水・食料・物資の過不足、感染症等の発生状況、避難所の環境等)							

ウ 避難者名簿

(避難所名：)

避難者名簿

[illegible]

(9) り災証明関係

ア　り災者救助明細書

り災者救助明細書

救助事項別	
取扱所	

[illegible]

第7部 その他資料
2 内部報告書等資料

イ 被災者台帳

(表面)

り災区分		番号						
り災者住所		氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要	
職業氏名								
災害の原因								
り災年月日								
り災場所								
住家								
り 災 状 況	その他の家屋							
	家財							
	生命							
	その他							

- (注) 1 本台帳の大きさは、A4 とする。
2 職業氏名欄の氏名は、世帯主の氏名を記載する。
3 負傷者等については、それぞれの氏名欄の摘要に記載する。

(裏面)

月日	援護状況等

- (注) 援護状況等には、救助用支給物資の内容はもちろんのこと、仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を明記し、できれば義援金品の内容を明記すること。

ウ り災証明書

第 号					
り 災 証 明 書					
氏 名				世帯 人員数	
住 所					
り 災 事 項	災 害 の 原 因				
	り 災 年 月 日 時	年(年) 月 日 時 分頃			
	り 災 場 所	彦根市			
	り 災 程 度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 半壊にいたらない ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ その他 ()			
	特 記 事 項				
世 帯 人 員	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	備 考
		世帯主			
上記のとおり、り災したことを証明する。 年(年) 月 日 彦根市長					

【り災証明書について】

○この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

○り災証明・り災届出証明申請書は、市税の減免等に使用するために税務課に提供することがあります。

エ 仮り災証明書

仮 り 災 証 明 書						
番号		り災者住所				
		世帯主氏名				
1 り災の種類						
2 被害の状況						
3 世帯		人				
内	大人	男	人	女	人	
	小人	男	人	女	人	
	乳児		人			
4 その他						
上記のとおり、り災したことを証明する。						
年 月 日						
彦根市長					印	
注意事項						
1 この証明書は月日時において本証明書と切り替えますから、必ず持参して下さい。						
2 この証明書では、救助用の物資の支給その他の救助は受けられませんから、必ず本証明書に切り替えてください。						

(注) 1 この証明書の大きさは、A4 とする。

2 記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し、他は斜線で抹消する。

第7部 その他資料
2 内部報告書等資料

(10) 外国人安全確認関係

ア 外国人安全確認カード

りょうじかん
領事館に、あなたが大丈夫か伝えます。

あなたのことを教えてください。

か た か な な ま え カタカナの名前	
ば す ぽ ー と か な ま え パスポートに書く名前	
ば す ぽ ー と ばんごう パスポートの番号	
ざいりゅう か ー ど ばんごう 在留カードの番号	
あなた ^{くに} の国	
ねんれい とし 年齢 (年)	
せいべつ 性別	
E-mail (めーる)	
でんわばんごう 電話番号	
Fax (ふあっくす)	
りょうじかん つた 領事館に伝えたいこと	
け が びょうき ようす ケガや病気の様子	

3 原子力災害関連資料

(1) 大気シミュレーションモデルによる放射性物質拡散予測結果

県は、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受けた地域防災計画（原子力災害対策編）の修正にあたり、前提となる事態を想定するため、平成23年度、琵琶湖環境科学研究センターが所有する大気拡散シミュレーションモデルを活用して被ばく予測線量の短期評価を行った。

ア 予測する線量

- (7) 甲状腺被ばく等価線量
- (4) 外部被ばくによる実効線量

イ 拡散予測の前提条件

(7) 放出量

- a ヨウ素 131 (^{131}I) : $2.4 \times 10^{16}\text{Bq}$
- b キセノン 133 (^{133}Xe) : $4.4 \times 10^{18}\text{Bq}$

(4) 放出時間

- a ^{131}I : 6 時間
- b ^{133}Xe : 1 時間

(ウ) 放出高さ : 約 44m~73m

(エ) 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所

(オ) 気象条件の設定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に滋賀県に影響が大きくなる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い($\sim 1\text{m/s}$)日を選定する。

(カ) 積算線量の計算方法

1時間ごとの被ばく線量を計算し、24時間分を積算する。

(キ) 屋外・屋内滞在時間

屋外8時間、屋内16時間（被ばく線量は屋外の25%。）

(ク) 図示方法

関西電力(株)美浜発電所60ケース、関西電力(株)大飯発電所36ケース、日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)高浜発電所各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

ウ 拡散計算結果

- (7) 甲状腺被ばく等価線量

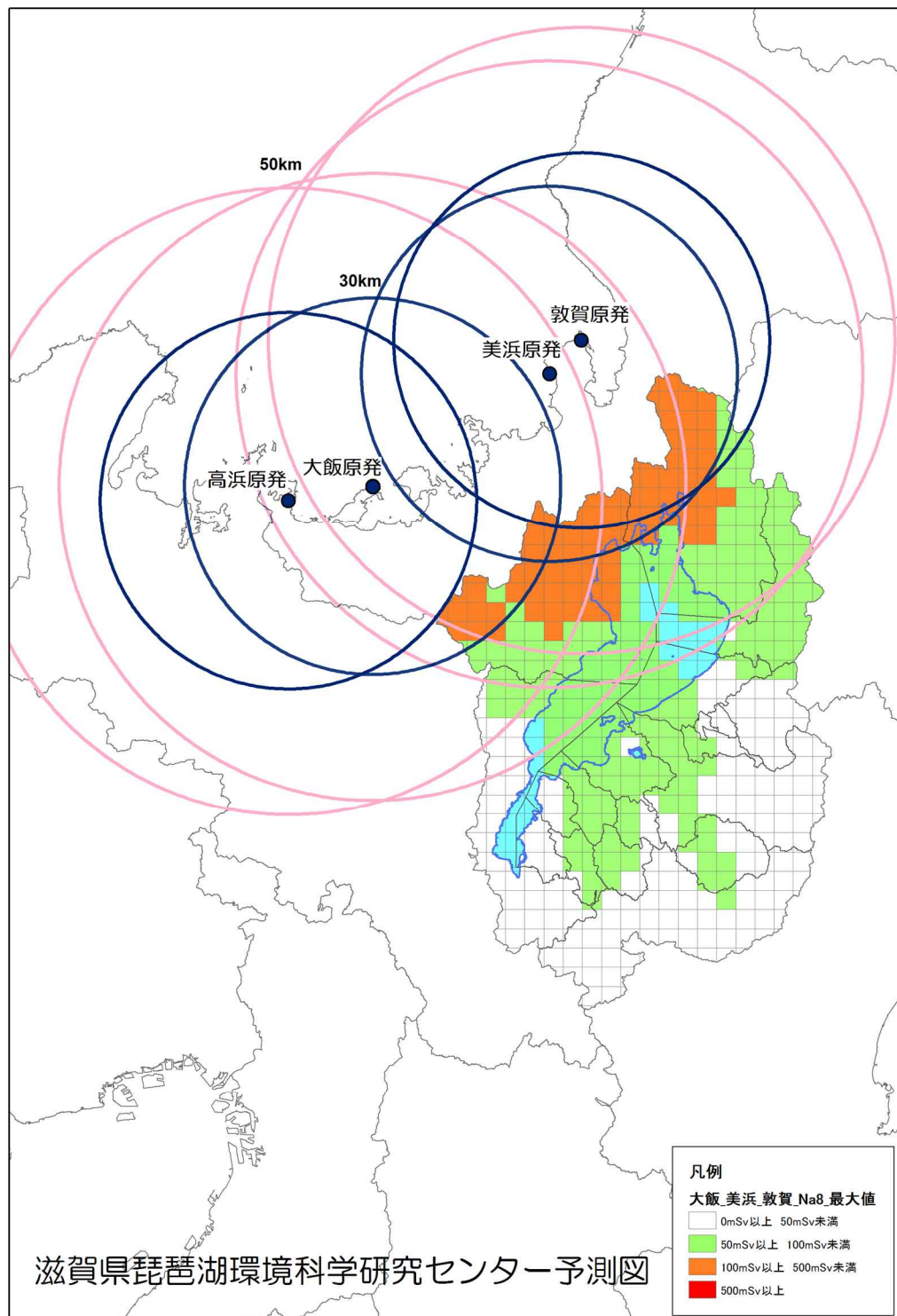


図 放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）

(イ) 外部被ばくによる実効線量

希ガス (^{133}Xe) については、外部被ばくによる実効線量は 10mSv を大きく下回った。

(2) 原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）

基準の名称 と種類		基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
			β 線：13,000cpm※4【1 か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2 (一時移転基準)	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限※6	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 飲食物摂取制限基準	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	
			放射性ヨウ素	300B q /kg	2,000B q /kg ※8	
			放射性セシウム	200B q /kg	500Bq/kg	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1B q /kg	10Bq/kg	
			ウラン	20B q /kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には、OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超

第7部 その他資料

3 原子力災害関連資料

えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項

ア 効能又は効果

原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、放射性物質のうち放射性ヨウ素が吸入、経口摂取等により体内に取り込まれると、放射性ヨウ素は甲状腺に選択的に集積するため、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響により数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇する。また、その影響は年齢が低いほど大きい。

安定ヨウ素剤とは、放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したもので、主成分はヨウ化カリウムである。放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれる前に安定ヨウ素剤を服用すると、血中のヨウ素濃度が高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、甲状腺への放射性ヨウ素の到達量を低減させることができる。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。ただし、安定ヨウ素剤の効能又は効果は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることのみであり、放射性物質に対する万能の治療薬ではない。安定ヨウ素剤は甲状腺以外の内部被ばく及び希ガス等による外部被ばくには全く効果がなく、避難、一時移転、屋内退避、飲食物の摂取制限等の他の防護措置と組み合わせて活用することが重要である。

イ 服用方法

(ア) 服用量

安定ヨウ素剤の対象者別の適切な服用量(1回分)を表に示す。安定ヨウ素剤を適切な服用量を超えて服用しても効能又は効果を高めることにはならないことから、適切な服用量を守る必要がある。

表 安定ヨウ素剤の適切な服用量(1回分)

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg)1包

生後1か月以上 3歳未満	25	32.5	ゼリー剤（16.3mg）2包 又は ゼリー剤（32.5mg）1包
3歳以上 13歳未満	38	50	丸剤（50mg）1丸
13歳以上	76	100	丸剤（50mg）2丸

生後1か月未満の者はゼリー剤(16.3mg)1包、生後1か月以上3歳未満の者はゼリー剤(16.3mg)2包又はゼリー剤(32.5mg)1包を服用する。

3歳以上13歳未満の者は丸剤1丸、13歳以上の者については2丸を服用することとする。7歳以上13歳未満の者はおおむね小学生に、13歳以上の者はおおむね中学生以上に該当することから、小学1～6年生に対しては丸剤1丸、中学生以上に対しては丸剤2丸を配布することが適当である。

ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な3歳以上13歳未満の者はヨウ化カリウム 50mg 相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1包＋ゼリー剤（32.5mg）1包」）を服用し、丸剤の服用が困難な13歳以上の者はヨウ化カリウム 100mg 相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）2包＋ゼリー剤（32.5mg）2包」、「ゼリー剤（32.5mg）3包」）を服用する。

参考までに、WHO ガイドライン 2017 年版においては安定ヨウ素剤の適切な服用量(1回分)は、ヨウ素量として3歳～12歳までは50mg、12歳を超えると100mgとされているが、表に示されたヨウ素量で十分な効能又は効果が得られることは過去の文献からも明らかである。

なお、消毒液やうがい薬として市販されているヨウ素含有医薬品は経口摂取時の安全性が確認されておらず、ヨウ素含有量が高い食品については消化吸收等に時間を要する [10]ことから、原子力災害時の防護措置として、安定ヨウ素剤の代わりにヨウ素含有医薬品及び食品で摂取することは不適切である。

(イ) 服用のタイミング

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。放射性ヨウ素にばく露される24時間前からばく露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上を抑制することができる。また、既に放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後8時間であれば、約40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後16時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。なお、この効果は、安定ヨウ素剤服用後、少なくとも24時間は持続することが認められている。

また、甲状腺機能亢進症の患者のデータではあるが、放射性ヨウ素にばく露後24時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積した放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくなる可能性がある。

このように、安定ヨウ素剤の服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要であり、平時から住民に適切な服用のタイミングについて周知する必要がある。また、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急時の配布手段の設定等の平時からの準備が必要となる。

(ウ) 服用回数

服用回数は原則 1 回とし、複数回の服用をしなくてよいように住民の避難等の防護措置を講ずることを前提としている。ただし、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの可能性が 24 時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24 時間の間隔を空けて服用することとする。複数回の服用についても、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要性を判断し、その判断に基づき原子力災害対策本部又は地方公共団体からの指示があった場合のみ服用する。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく健康影響を受けやすい妊婦、授乳婦及び新生児も含めて、状況によっては複数回の服用が必要となる可能性もある。妊婦、授乳婦及び新生児は WHO ガイドライン 2017 年版において複数回の服用を避けるべき対象者とされているものの、このような状況においても、特に妊婦、授乳婦及び新生児が、服用指示が出された際に服用をちゅうちょすることがないように、副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

ウ 服用対象者

(ア) 服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

授乳婦、新生児及び乳幼児については、母体が摂取したヨウ素（放射性ヨウ素及び安定ヨウ素）の最大 1/4 程度が母乳に移行するとされているため、母体が放射性ヨウ素にばく露された場合には、母乳を介して乳児が放射性ヨウ素にばく露されるリスクがあることから、母乳栄養を一時的に中断した上で乳児に安定ヨウ素剤を服用させることが適切である。ただし、安全性が確認されたミルクを確保できない間は、母乳栄養を継続する選択が考えられる。

一方で、緊急時に母乳栄養を一時的に中断するリスク（母体側として乳房緊満による乳腺炎、乳児側として母乳以外を受け付けられない場合の脱水、低血糖等）についても十分に考える必要があり、母体が定められた用量の安定ヨウ素剤を単回服用した場合、母乳に移行する安定ヨウ素が乳児の甲状腺機能に与える健康影響は小さいことから、母体の放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が低いことを前提として母乳栄養は継続し、乳児自身も定められた用量の安定ヨウ素剤を服用する。なお、乳児のうち特に新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が 18 歳未満の者では成人の 3 倍であるという報告があり、年齢が 18 歳未満の者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。また、その中でも特に 6 歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原子力発電所事故後の調査において甲状腺がんが多発していることから、服用を優先すべき対象者であると考えられる。

なお、妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等は、一般的に薬剤服用に対する抵抗感を持っていると考えられるため、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であることを周知する必要がある。

(イ) 40 歳以上の者への効果

原爆被爆者については、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症について統計的に有意なリスクの上昇は確認されておらず、チェルノブイリ原子力発電所事故の被災者については、甲状腺がんの発症のリスクの上昇が明らかであるのは 18 歳未満の者である。また、WHO ガイドライン 2017 年版においては、40 歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている。

したがって、40 歳以上の者は安定ヨウ素剤を服用する必要性は低い、40 歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響が大きいことから、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。なお、高齢者については、安定ヨウ素剤の誤嚥のリスクに配慮するまでもなく、医学的に安定ヨウ素剤の服用の必要がないことは明らかである。

エ 副作用

(ア) 副作用の可能性

安定ヨウ素剤の副作用としては、急性のアレルギー反応と甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響が考えられる。

ヨード系造影剤により引き起こされるようなアナフィラキシーショックを含むアレルギー反応は、ヨウ素含有量や投与方法等が異なり、安定ヨウ素剤の服用で生じる可能性は極めて低い。また、安定ヨウ素剤に含まれるヨウ化カリウムによりアレルギー症状が生じる可能性は極めて低く、ヨウ化カリウム以外の添加物についても、他の薬剤及び食品添加物として汎用されている使用実績や、含有量が微量である点からも安全性は極めて高いといえる。甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響についても、単回服用で生じる可能性は極めて低い。

チェルノブイリ原子力発電所事故時に安定ヨウ素剤の服用を実施したポーランドでは、5,061 名の成人のうち 2 名が緊急対応を必要とする気管支れん縮を発症したが、どちらも既に重度の気管支症を発症しており、安定ヨウ素剤の服用との明確な因果関係は示されていない。また、12,641 人の 16 歳未満の者を含む 34,491 人において、永続的な甲状腺機能障害は見られなかった。生後 1 日目に安定ヨウ素剤を服用した新生児 3,214 人では、甲状腺機能低下症が 12 名 (0.37%) に認められたが、16～20 日後にはすべて正常化したことが報告されている。東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に従事した者のうち約 2,000 人が安定ヨウ素剤を服用した。急性のアレルギー反応の報告はなかったが、安定ヨウ素剤を連続 14 日間以上又は合計 20 丸服用した 229 人（すべて男性）中 3 人 (1.3%) に、血液検査で一過性の甲状腺機能低下症が疑われた。また、229 人中 4 人 (1.7%) に血液検査で潜在性の甲状腺機能低下症が疑われたが、一般人口における比率との違いは認められなかった。

以上から、安定ヨウ素剤の服用で副作用が生じる可能性は極めて低く、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者である妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者の保護者等が服用をちゅうちょすることがないように、安定ヨウ素剤を服用することによる副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時からの周知が必要である。

また、安定ヨウ素剤に含まれるカリウム量は、食品に含まれる量と比較すると僅かであり、成人の1回分の服用量である安定ヨウ素剤2丸中に含まれるカリウム24mgは、以下に示す食品の可食部100g中に含まれる量と比較すると、食パン 1/4、バナナ 1/15、納豆 1/29～1/28、焼き芋 1/23、カツオ生食 1/18～1/16、焼きイワシ 1/15 と同量程度である。したがって、「慎重服用項目」及び「相互作用の可能性のある薬剤」について、適量の服用であれば健康影響が生じる可能性は極めて低く、該当する者が安定ヨウ素剤の配布及び服用に際し不利益を被ることのないよう、配布に携わる者への周知が必要である。

(イ) 副作用への対応

アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入れ可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行う必要がある。

また、甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、妊婦の単回服用の場合、一般成人のデータによると甲状腺機能は正常範囲内の一過性的変化であると考えられ、経過観察を優先すべき対象者は新生児である。

服用後数日以降の経過観察について、特に新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症については配慮が必要であり、血液検査等による確認を行うことが考えられる。

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（抜粋）
原子力規制庁（令和3年7月21日一部改正）

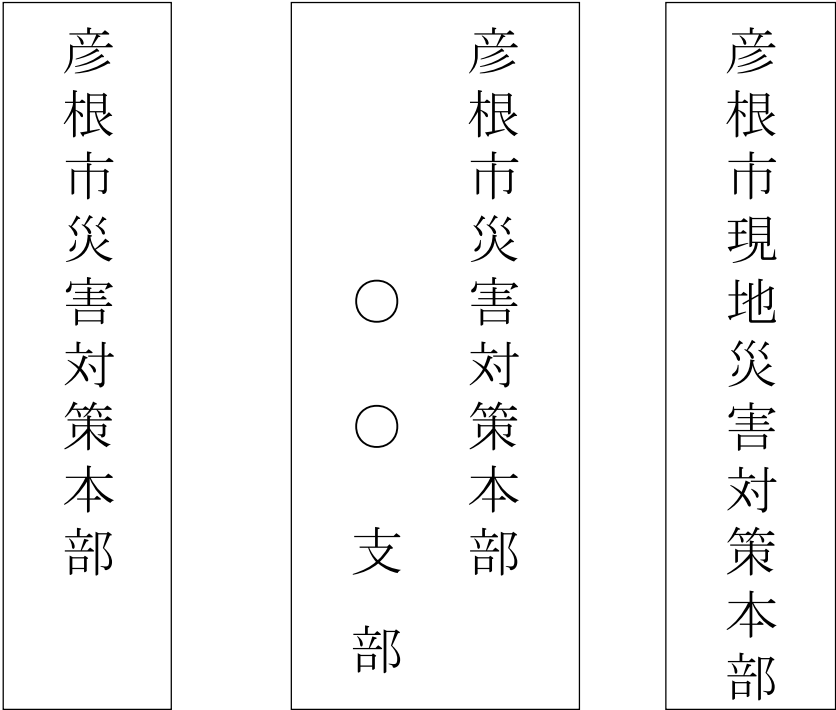
(4) 食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値

食品群	基準値（ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

4 其他

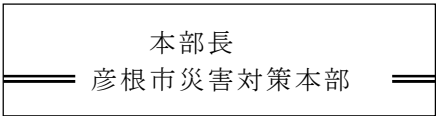
(1) 標識および腕章の概要図

ア 彦根市災害対策本部の標識

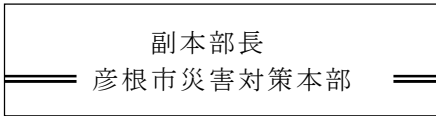


イ 彦根市災害対策本部の腕章

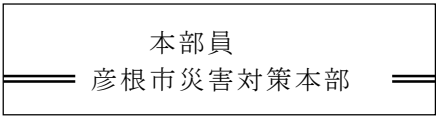
<本部長>



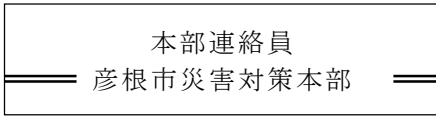
<副本部長>



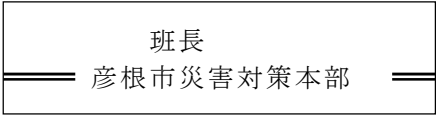
<本部員>



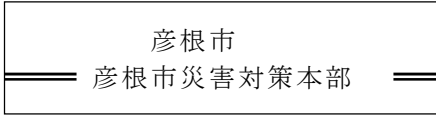
<本部連絡員>



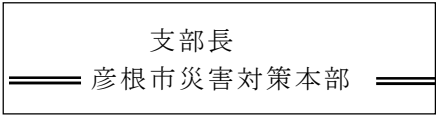
<班長>



<その他職員>



<支部長>



第7部 その他資料

4 その他

(2) 国民保護法が適用されると疑われる事案が発生した際の「避難に関する事項」報告書

様式 避難に関する事項

第 報

この様式は、住民避難が必要となるような状況が生じた時に、必要な情報を得るためのものであり、**判明した事項から逐次報告してください。**

事案名			
報告日時	平成 年 月 日 () 時 分	都道府県	
報告者氏名			

1 住民避難の範囲の参考情報

区分	報告内容(設定時刻、危険物を扱う施設の有無 等)
① 警察が設定した立入禁止の区域	
② 消防が設定した消防警戒区域	
③ 市町村が設定した警戒区域	

注:図を添付してください

2 上記地域の状況

居住人口(概数可)	
-----------	--

注1:対応する地域の地図を添付してください。

注2:「町・大字単位」など把握可能な範囲で報告してください。この場合、添付する地図に対応関係を明記してください。

避難行動要支援者等の状況	① 幼稚園・保育園など	施設数: 人数:	④ 障害者施設	施設数: 人数:
	② 学校	種別: 施設数: 人数:	⑤ 医療機関	施設数: 入院患者数:
	③ 高齢者施設	施設数: 人数:	⑥ 居宅の避難行動要支援者	人数:
エリア内で特記すべき施設				

注:②学校については、種別(小学校、中学校、高校、特別支援学校等)が分かるように記載してください。

3 避難手段、避難先の状況

避難先地域・施設	地域・施設の名称: 収容可能人数:
県内で対応困難な避難者数	
避難経路	
移動手段の手配状況	

4 1の範囲の避難状況(自主避難を含む)

--

消防庁受信者氏名

その他の注意事項

1 不明な項目については『不明』『確認中』等の進捗状況を報告してください。

2 区域、施設の場所は、地図に明示し添付してください。

3 「避難行動要支援者の状況」欄の人数は、避難に当たって援護を要する者の人数を記載してください。

4 事案が異なる場合は、別葉として報告してください。